

国連女性差別撤廃委員会

総括所見の活かし方と 今後の課題

第7回及び第8回報告書審査を踏まえて



はじめに

国連の女性差別撤廃委員会は、2016年3月7日、国連女性差別撤廃条約の実施状況に関する第7回及び第8回日本政府報告書に対して、総括所見を発表しました。

同委員会は、前回の総括所見発表からの6年間余に、日本で行われたいくつかの女性関連法案の成立、第3次及び第4次男女共同参画基本計画等の諸計画の策定、障害者の権利に関する条約や強制失踪条約の批准について、前向きな要素として評価しましたが、他方で、51項にわたる懸念事項と勧告を発表しています。

そして、同委員会は、前回の勧告においてもフォローアップ事項であった女性の婚姻適齢の引き上げ、選択的夫婦別氏及び女性に対する再婚禁止期間の廃止、マイノリティ女性に対するヘイトスピーチ等を禁止する法の制定及び差別的なジェンダーのステレオタイプや偏見を根絶する取組の効果の監視と評価の3項目をフォローアップの対象とし、2年以内に日本政府の報告を求めています。

この勧告は、女性差別撤廃条約そのものによって設置された同条約の解釈に責務を負う同委員会による権威ある所見であり、当連合会は、日本政府が誠意をもって受け止め、優先課題として実現することを求めています。また、当連合会は上記勧告事項実現のための活動を重ねており、引き続きその実現に向けて努力していく所存です。総括所見を中心に作成した本書が、女性差別撤廃条約の理解を促進し、条約の仕組みを活用して、女性差別の撤廃を実現することに役立つことを願っています。

2017年（平成29年）4月

日本弁護士連合会

会長 中本 和洋

発行に寄せて

国連女性差別撤廃条約は 1979 年の国連総会で採択され、1981 年に発効し、条約により設立されることとなった国連女性差別撤廃委員会は 1982 年より活動を開始しています。日本政府は 1985 年に条約を批准し、以後、女性差別撤廃委員会には間断なく日本人の委員が在籍しています。

この間、多くの締約国の努力、NGO や国際機関による情報提供、女性差別撤廃委員会の熱心な活動によって条約の履行を監視する制度は大きく発展してきました。条約の規定上は必ずしも女性差別撤廃委員会が文書による勧告を出すことは要件とされていませんが、1990 年代半ばより総括所見が文書化され、2000 年代に入ると、勧告の中から重要項目を選んでフォローアップの対象とされるようになりました。選択議定書が 1999 年に採択され、個人通報・調査制度とともに先例が積み重ねられ、条約解釈のガイドラインである一般勧告は現在、第 34 号まで採択されるなど、女性差別撤廃委員会の作業方法の充実ぶりには目を見張るものがあります。

このような作業方法の発展に呼応して、総括所見は各国の個別の状況に応じた具体的なものとなっており、締約国に対して法律の整備を求めるだけでなく、実質的な平等 (substantial equality) を求め、そのために必要な施策を示唆しています。

さらに重要なことは、総括所見の普及のために市民団体・NGO がどの国でも大きな役割を担っていることです。

女性差別撤廃委員会は 2010 年に NGO の役割に関する声明を公表し、NGO との連携が条約機関にとって必須のものであることを明言しています。また多くの総括所見、選択議定書下での先例では、勧告の中に「法曹に対して、ジェンダーに敏感になるための研修を行うこと」が盛り込まれています。法を解釈、適用、実践していく弁護士が女性差別撤廃条約を知り、準備書面に引用すること、訴訟の外の場面でも条約を使うことは、非常に大きな意味があります。

日本の弁護士が、女性差別撤廃条約を広く社会に周知させ、締約国に宿題として出された総括所見をどうやって実現していくかについて、市民社会とともに知恵を絞り、政府にその実現を迫っていくことを期待したいと思います。本書が日本弁護士連合会の内外の皆様に活用されることを願っております。

国連女性差別撤廃委員会

委員長 林 陽子 (第二東京弁護士会)



CONTENTS

1. 女性差別撤廃条約審査について	6
2. 7項「国会」、8項「条約の法的地位、可視性及び選択議定書の批准」、53項「周知普及」	10
3. 8-9項「条約の法的地位、可視性及び選択議定書の批准」、50項「本条約選択議定書」、 53項「周知普及」	12
4. 10-11項「女性差別の定義」	14
5. 12-13項「差別的な法及び法的保護の不足」	16
6. 14-15項「国内人権機関」	19
7. 16-17項「女性の地位向上のための国内本部機構」	21
8. 18-19項「暫定的特別措置」、30-31項「政治的及び公的活動への参加」	22
9. 20-21項「固定的な性別役割分担及び有害な実践」	28
10. 22-23項「女性に対する暴力」	33
11. 24-25項「強制不妊手術について」	38
12. 26-27項「人身取引及び売買春による搾取」	40
13. 28-29項「日本軍『慰安婦』」	43
14. 32-33項「教育」	46
15. 34-35項「雇用」	49
16. 36-37項「健康」	54
17. 38-39項「人工妊娠中絶及び自殺対策」	56
18. 40-41項「経済的及び社会的給付」	59
19. 42-43項「農山漁村の女性」	61
20. 44-45項「災害リスク削減と管理」	63
21. 46-47項「不利な立場にある女性」	65
22. 48-49項「婚姻及び家族関係」	67

23. 51項「北京宣言及び行動綱領」	70
24. 52項「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」	71
25. 54項「他の条約の批准」	72
26. 55項「総括所見のフォローアップ」	73
27. 56-57項「次回報告の準備」	74
28. 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書	75

■ 資料

1. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	80
2. 女子差別撤廃委員会の最終見解	85
3. 第7回及び第8回報告に関する総括所見	91
4. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書	109
5. 女性差別撤廃条約 条約機関の一般的勧告	112

総括所見1項は序論、総括所見2-6項は肯定的側面についての記述であり、本書では、国連女性差別撤廃委員会が「主要な懸念事項と勧告」として指摘した7項以降について課題を整理している。

1 女性差別撤廃条約審査について

国連「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女性差別撤廃条約」という。）は、あらゆる分野のいかなる形態の女性差別をも撤廃することを目指し、1979年に国連総会において採択された条約であり、日本は1985年に批准をしている。同条約は、形式的な平等だけではなく実質的平等を、また無差別の原則を掲げ、さらに、差別撤廃における締約国の義務（一般的勧告第28号を参照）を明記した点が特徴である。

1. 審議の概略¹

各締約国には同条約第18条に基づいて条約の履行状況に関する定期的な報告義務があり、これに基づいて日本の第7回及び第8回締約国報告書が2014年9月に国連事務総長宛に提出された。

この締約国報告書に対して、各国での履行状況を評価する専門家から構成される国連女性差別撤廃委員会（以下「女性差別撤廃委員会」という。）が課題リスト（List of issues）を作成するための事前作業部会が、ジュネーブで2015年7月に開催された。事前作業部会の開催前には多くの非政府組織（NGO）が同委員会に対して、政府報告書の問題点や、NGOの視点での事実認識等の情報提供を行った。当連合会も、政治、経済、社会、文化、市民生活等のあらゆる分野での差別状況について、当連合会報告書（2015年3月提出）やジュネーブでの口頭報告等を通じて情報提供をした。この事前作業部会によって、2015年8月には、締約国に対する追加的情報提供を求める課題リスト（List of issues）が発表された。

この課題リストに対して、日本政府による回答

が2016年1月下旬に国連宛に提出された。政府回答に先立ち、当連合会をはじめ多くのNGOが、この課題リストに対するNGOの視点からさらなる情報提供をした。また、日本の締約国報告書審査が実施された2016年2月から開催されたジュネーブでの女性差別撤廃委員会の第63会期においては、公式の機会、非公式の機会を含めて、当連合会をはじめとするNGOが同委員会の委員等に対して広範囲かつ積極的な情報提供を行った。

このようなNGOからの情報提供を受けて、同年2月16日に、女性差別撤廃委員会と、締約国の日本政府との建設的対話²が実施された。建設的対話での日本政府代表のステートメントや質疑応答における杉山外務審議官の発言概要、さらに審議についての動画等は、外務省のウェブサイト³に掲載されている。

かかる審議を経て、第63会期の終了に合わせて、同年3月に、政府が批准している女性差別撤廃条約をより効果的に履行するための総括所見（Concluding Observations）が発表された。

国連の条約機関は、条約審査及び履行の場面

1 なお、女性差別撤廃条約審査において、政府、女性差別撤廃委員会、当連合会が提出した主要な書面は、下記の当連合会ウェブサイトの国際人権ライブラリに掲載されているので参照されたい。

http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/woman_report.html

また、日本の第7・8回締約国報告書についての審査に関する書面は、下記から確認することができる。

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/SessionDetails1.aspx?SessionID=1007&Lang=en

2 審議の要約である summary report は、国連 OHCHR の下記のウェブサイトに掲載されている。

http://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CEDAW/Shared%20Documents/JPN/CEDAW_C_SR-1375_24489_E.pdf

http://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CEDAW/Shared%20Documents/JPN/CEDAW_C_SR-1376_24490_E.pdf

3 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/>

での NGO の活動を重視しており、女性差別撤廃委員会も例外ではなく、当連合会等の NGO の情報提供の大半が課題リストに反映され、また、建設的対話や総括所見も、このような課題リストの問題意識をほぼそのまま反映し、NGO からの追加的情報提供やその強調点を強く反映したものとなった。

2. 総括所見において勧告がなされた項目の大半は、課題リストにおいて指摘された事項に関するものであり、これは近年の他条約機関の審査の傾向とも合致するものである。

(1) 女性差別撤廃条約履行全般にかかわるものとして、本条約の全履行における国会の役割を強調し、総括所見の履行に必要な措置を求め(7項)、本条約規定の完全な国内法化、法曹等の研修、選択議定書批准の検討とともに選択議定書の先例についての法律専門家の研修(9項)、本条約第1条に従った差別的定義の

早急な採用⁸(11項)、差別的法規の改正と法による保護¹⁰(13項)、女性の人権擁護やジェンダー平等を明示の権限とし、かつ、パリ原則に従った国内人権機関の明確な期限を定めての設置(15項)、ジェンダー主流化及びジェンダー予算を含む取組の効果的実施のための国内本部機構の強化(17項)を勧告した。

また、選択議定書の批准¹¹(50項)、北京宣言・行動綱領の活用(51項)、2030 アジェンダの実施過程を通じての平等の実現(52項)、本条約と総括所見の周知普及(53項)、他の中核的人権条約の批准(54項)等について勧告された。

(2) 委員会は、有害な慣行や暴力・搾取の解消に関して、差別的なステレオタイプの是正や性暴力を助長する商品の規制、教科書のジェンダースtereotypeの撤廃等や、マイノリティ女性に対する攻撃等の禁止や処罰についての法制定や偏見をなくす措置(20、21項)、性

4 Statement by the Committee on the Elimination of Discrimination against Women on its relationship with non-governmental organizations at the 45th session を参照。

<http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/CEDAW/Statements/NGO.pdf>

5 裏を返せば、課題リストでの指摘がなかった事項は新規事項等を除き、原則として総括所見に反映されない可能性が高いこととなるのが近時の傾向である。

6 委員会が2010年の第45会期で採択した国会議員との関係に関する声明参照。National parliaments and the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women

<http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/CEDAW/Statements/Parliamentarians.pdf>

7 女性差別撤廃委員会は、2014年3月28日に東京高等裁判所が、女性差別撤廃条約は直接適用可能性ないし自動執行力を持つものと認めないと判断したことについて懸念を示している。

8 女性差別撤廃条約第1条では、「性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女性(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」とされているのに対して、日本では、これまで改正はされてきたものの、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」という。)施行規則を改正する省令等(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000033232.html>)において極めて限定的な記載がされているのみであり、この点は以前の総括所見においても勧告されている事項である。

9 民法改正については、当連合会が取り組んできた課題であり(http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2015/151218_2.html)、婚姻最低年齢を男女ともに18歳とすること、選択的夫婦別姓制度の採用、女性の再婚禁止期間の廃止が勧告された。また、婚外子については全登録事項の差別解消や社会的差別の解消や差別からの保護が勧告された。

10 複合的・分野横断的差別を禁止する包括的差別禁止法の制定やマイノリティ女性に対する暴力や嫌がらせからの保護が勧告された。

11 この個人通報制度は基本となる人権条約を批准すれば自動的に利用できるものではなく、締約国が個人通報制度を受け入れる受諾宣言(declarations)や選択議定書(optional protocols)の批准(ratification)をすることが条件となっているが、日本政府はいまだにどの人権条約についても個人通報制度を受け入れていない。当連合会では、日本政府に対し、人権諸条約上の個人通報制度を速やかに受け入れるよう求めている。

犯罪規定についての速やか、かつ、女性差別撤廃条約に沿った刑法改正¹²や、法の運用によって入管法の保護から外されかねない移住女性のDVからの保護や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)の適用範囲をすべての家族形態に広げること(22、23項)、人身取引・買春からの搾取に関して労働搾取や性搾取に対する監督・規制等(26、27項)を勧告した。日本軍「慰安婦」問題については、政府は建設的対話において、女性差別撤廃条約批准前の行為であるとして条約審査の対象外であるはずと強弁したが、委員会は被害者の権利侵害は継続していると反論し、その上で公職者等の否認発言の停止、被害者の救済への権利を認識した上での補償・謝罪等、日韓合意(2015)については被害者の見解を考慮して彼女たちの真実・正義・賠償への権利の保障、教科書等歴史教育への十分な情報提供等(28、29項)を勧告した。

(3) また、政治的・公的活動分野での平等な参画に向けた暫定的特別措置の採用、あらゆる分野での女性の参画が3割を超えるような効果的施策、マイノリティ女性が意思決定に占める割合を増やす措置(30、31項)、伝統的に女性向きでないとされた分野への履修の奨励、教員等の女性割合の増加、性教育のカリキュラムへの組入れとバッシングへの対処、マイノリティ少女の教育へのアクセスの保障と暴力やいじめへの対処等(32、33項)、雇用・労働分野での構造的不平等の解消と同一価値労働同一賃金原則の実施による賃金格差の縮小、家族的責任のための施策、セクシュアル・ハラスメント等の禁止・制裁と救済の保障、マイノ

リティ女性についての情報の必要性、未批准国際労働機関(以下「ILO」という。)条約の批准検討(34、35項)等を勧告した。健康については、刑法堕胎罪の削除、妊娠中絶の際の母体保護法による配偶者同意要件の削除、人工妊娠中絶を合法とする適用事由の拡大、自殺対策等(38、39項)、農山漁村の女性の参画と家族的経営における女性労働を税法上も認めること(42、43項)、さまざまなマイノリティ女性の複合的・分野横断的差別の根絶(46、47項)等を勧告した。

(4) 上記のうち、ほとんどの項目は前回の総括所見においても勧告がなされていることに留意すべきである。今回の総括所見では「以前の勧告」が履行されていないという指摘が十か所程度なされ、さらにおおむね各項目について前回よりも踏み込んだ勧告がなされた。

(5) 他方、新たな分野での勧告もなされた。今回の総括所見では、委員会は前回総括所見で言及はなかったが、なおも未解決である旧優生保護法下での強制不妊手術についての調査や法的救済・補償等を勧告¹³した。災害関連の事項が加わり、福島第一原子力発電所事故汚染地域での避難指示解除に関する国際基準適合性の再確認や女性への医療等の提供(36、37項)、災害場面での女性の参画や災害リスク削減や管理におけるジェンダー視点の盛り込み(44、45項)等が勧告された。さらに貧困削減等の経済的・社会的分野の取組(40、41項)に関して、母子世帯・寡婦・障がいを持つ女性・高齢女性のニーズへの配慮、最低生活水準を保障する年金制度への見直し等が勧告された。また、離婚の際の経済的不平等の解消(48、49項)に関して、財産分与の基準と

12 2016年まで開催されていた法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会では、総括所見で指摘された、配偶者による強姦の明記、限定なしの近親姦規定、性交同意年齢の引上げ等は、検討対象から外されていた。諮問内容は下記のとおりである。
<http://www.moj.go.jp/content/001162242.pdf>

13 この点については、1998年の自由権規約委員会において勧告がなされていたが、その後政府によって事実上放置されており、2015年には当連合会に人権救済の申立がなされたと報じられている。この点、当連合会では「旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に対する補償等の適切な措置を求める意見書」(2017年2月16日)を発表している。http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2017/170216_7.html

なる包括的規定の採用、財産分与等における相手の経済的状況についての情報を入手できる保障、協議離婚における監護や養育費に対する司法的チェック、養育費の支払いを通じた経済的ニーズの充足等が求められた。

- (6) そして、委員会は、前回の勧告においてもフォローアップ事項であった女性の婚姻適齢の引き上げ、選択的夫婦別氏及び女性に対する再婚禁止期間の廃止(13項(a))、マイノリティ女性に対するヘイトスピーチ等を禁止する法の制定(21項(d))及び差別的なジェンダーのステレオタイプや偏見を根絶する取組の効果の監視と評価(21項(e))の3項目をフォローアップの対象とし、履行のためにとられた措置について2年以内に締約国である日本からの報告を求めている。

3. もっともこのような総括所見が発表されただけでは、女性差別撤廃条約締約国の女性差別の状況が自動的に改善されることはない。締約国は、総括所見で勧告された事項を優先的に履行することを通して条約を履行することが求められている。総括所見の拘束力の性質について議論はあるが、少なくとも、国連条約機関の総括所見

は、条約そのものによって設置された条約の解釈に責務を負う機関による権威ある判断を示すものであり、総括所見の性質及びその重要性は、条約における条約機関の欠くべからざる役割に由来するものである。しかし、2013年には、日本軍「慰安婦」問題に関して、日本政府は、国連拷問禁止委員会の勧告について「従う義務なし」との答弁を閣議決定した¹⁴。今回の女性差別撤廃委員会の総括所見についても、どのように勧告を実現するかではなく、政府において、自国の主張が認められなかったことについて国連に対して遺憾の意を伝え、さらに、与党議員による総括所見に対する批判がなされ、総括所見とまとめ経緯の検証が提案され、また、首相によって、国連及び各種委員会にあらゆる機会を捉えて働きかけたいとの発言もなされた¹⁵と報じられている¹⁶。

本書は、2016年3月に発表された女性差別撤廃委員会からの第7回及び第8回報告に関する総括所見の解説を中心にして、女性差別撤廃条約の理解を促進し、条約の仕組みを活用して、女性差別の撤廃を実現することに役立つよう、作成したものである。

14 安倍内閣が2013年6月18日、紙智子参院議員の質問主意書に対して、旧日本軍「慰安婦」問題に関する拷問禁止委員会の勧告について「法的拘束力を持つものではなく、締約国に従うことを義務づけているものではない」とする答弁書を閣議決定した。

15 時事通信2016年3月8日、日本経済新聞同月9日

16 毎日新聞2016年3月14日

国会

7 委員会は、条約の完全な履行を確実にするために、立法府が極めて重要な役割を果たすことを強調する（2010年第45会期に採択された条約と国会議員との関係についてのステートメント参照）。委員会は国会に対して、国会の権限に沿って、今から次回の定期報告までの期間に、今回の総括所見の履行について必要な措置を採るよう求める。

条約の法的地位、可視性及び選択議定書の批准

8 委員会は、締約国は日本国憲法第98条第2項において、締結され、公布された条約が国内法の一部として法的効果があることに留意する。しかし、条約が完全に国内法化されているわけではなく、2014年3月28日に東京高等裁判所が、条約は直接適用可能または自動執行性があると認めないと判断したことを委員会は懸念している。委員会はまた下記について懸念する。

- (a) 締約国の認知度向上のための努力にもかかわらず、条約の規定が国内で十分には知られていないこと。
- (b) 締約国によって選択議定書を批准する具体的な予定時期についての情報が示されなかったこと。
- (c) 委員会の前回の勧告（第6回）が締約国によって完全には履行されなかったこと。

9 委員会は、締約国に対して下記を要求する。

- (a) 本条約の条文を完全に国内法化すること。
- (b) 政府官僚、国会議員、法律専門家、法執行官（訳注・警察官等）及び地域の指導者を含む締約国の関係者の間で、本条約及び委員会一般勧告並びに女性の人権についての認識を向上させるために既存のプログラムを強化すること。
- (c) 選択議定書を批准することを検討し、選択議定書における先例について法律専門家と法執行官（訳注・警察官等）を研修すること。
- (d) 明確な目標と指標とともに、今回の総括所見の履行についての国内行動計画の採用を検討すること。

周知普及

53 委員会は、締約国には条約の規定を系統的かつ継続的に履行する義務があることを想起する。

委員会は、締約国に、現在から次回の定期報告提出までの間、この総括所見及び勧告の履行に優先的に注目することを強く要請する。したがって、委員会は締約国の公用語で、今回の総括所見をあらゆるレベル（国、地方、市町村）の関係諸機関、特に政府、各府省庁、衆参両院、司法機関などにタイムリーに周知普及し、その完全履行を可能にするよう要請する。委員会は、締約国に対し、使用者団体、労働組合、人権・女性団体、大学、研究機関、メディアなどすべての関係者と協力するよう促す。また委員会は、今回の総括所見を適切な形で地域レベルにも普及し、履行できるように勧告する。加えて委員会は、締約国に、女性差別撤廃条約、同条約選

択議定書とその先例及び委員会の一般勧告について、すべての関係者への周知普及を継続するよう要請する。

■ 総括所見の内容

立法機関である国会は、女性差別を撤廃するために不可欠な役割を果たしており（女性差別撤廃条約第2条(a)(b)(f)(g)等）、近年、条約の履行における国会の重要性が再確認されている。¹⁷

また、一般的勧告第28号では女性差別撤廃における締約国の中核的義務について勧告しているが、総括所見の勧告内容の具体的実施は各国に委ねられており、履行を強制する手段はないため、委員会は総括所見の履行を日本に強く求めている。

具体的には、国会に対し履行のために必要な措置を採るよう求めるとともに、勧告内容を広く周知することを求めている。また、条約の完全な履行のためには、立法や行政、司法関係者が、条約だけでなく、総括所見、委員会の一般勧告、選択議定書における先例等を正しく理解していることが必要であることから、これらの者に対して研修をすることを求めている。

■ 日本の現状

条約や審査に関する情報、総括所見等は、外務省及び内閣府ウェブサイトに掲載されているが、条約の周知度は約35%（第7回及び第8回報告112項）であり、十分に周知されているとは言い難い。

前回の総括所見（2009年）は、衆議院、参議院及び裁判所に対し文書により通知がされたが、各機関においてそれらを受けて具体的にどのような取組がされたのかは不明である。

■ 政府、裁判所、立法機関に必要な事項

条約が国内において完全に履行されるためには、選択議定書の早期批准が不可欠である。また、立法や行政、司法関係者に対し、条約及び総括所見、委員会の一般勧告、選択議定書における先例等に関する定期的かつ効果的な研修を行う必要がある。

さらに、学校教育においても十分な時間を用いて条約に関する授業等を実施すべきである。

■ 当連合会としての取組等

- ・「自由権規約選択議定書批准促進等要望決議」¹⁸（1986年10月18日）
- ・「国際人権規約の活用と個人申立制度の実現を求める宣言」¹⁹（1996年10月25日）
- ・「女子差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める会長声明」²⁰（2000年11月15日）
- ・女性差別撤廃委員会を含む各国連人権機関の定期審査等における意見書等の提出

17 委員会が2010年の第45会期で採択した国会議員との関係に関する声明参照。National parliaments and the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women

<http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/CEDAW/Statements/Parliamentarians.pdf>

18 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/1986/1986_2.html

19 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/1996/1996_4.html

20 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2000/2000_12.html

8項、9項「条約の法的地位、可視性及び選択議定書の批准」、50項「本条約選択議定書」、53項「周知普及」

条約の法的地位、可視性及び選択議定書の批准

8（抜粋）委員会はまた下記について懸念する。

（b）締約国によって選択議定書を批准する具体的な予定時期についての情報が示されなかったこと。

9（抜粋）委員会は、締約国に対して下記を要求する。

（c）選択議定書を批准することを検討し、選択議定書における先例について法律専門家と法執行官（訳注・警察官等）を研修すること。

本条約選択議定書

50 委員会は、締約国に本条約の選択議定書の批准を奨励する。

周知普及

53（抜粋）

（前略）委員会は、締約国に、女性差別撤廃条約、同条約選択議定書とその先例及び委員会の一般勧告について、すべての関係者への周知普及を継続するよう要請する。

■ 総括所見の内容

上記は女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）に関連する項目を集めたものである。委員会は選択議定書批准についての予定時期について情報がないことに懸念を表明し、勧告として法律専門家等に対する研修及び、批准の検討及び奨励並びに周知普及を要請している。

女性差別撤廃条約について、その実効性を確保すべく、1999年に国連総会にて選択議定書が採択²¹されている。この選択議定書は、個人通報制度²²と調査手続制度²²の二つの制度を設置している。他の中核的な国連人権条約においても個人通報制度が

設けられているが、日本政府は、いずれの個人通報制度についても批准や受諾をしていない。選択議定書の批准については、第4回及び第5回報告審査総括所見、第6回報告審査総括所見においても委員会から指摘を受けていた。

なお選択議定書については、その概要及び事例等について75頁以下に詳述したので参照されたい。

■ 関連する条約、他の条約機関からの勧告等

- ・選択議定書
- ・これまでの女性差別撤廃委員会からの総括所見では、毎回、選択議定書の批准をするよう勧告

21 個人通報制度は、国内の制度を尽くしても、条約上の権利侵害が救済されなければ、女性差別撤廃委員会に申し立てることができるという制度である。

22 調査手続制度とは、条約履行監視委員会が、通報を通じて得た、条約で定められた権利の重大かつ組織的違反を示す信頼できる情報に基づいて、調査を行い、調査によって認定された事実に関して関係締約国に勧告を行う制度である。

がされており、国連人権理事会での普遍的定期審査（UPR）での勧告においても批准について勧告されている。

■ 日本の現状

これまでも外務省等を中心に個人通報制度を含む選択議定書の批准等の検討がされていたが、日本政府は司法権の独立との関係で問題となりうるとの立場をとっており、いまだ批准に至っていない。

政府は、未批准の理由について、「本件の選択議定書で規定をされております個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るという趣旨から注目すべき制度であるというふうに考えられます。一方では、個人情報を受理した委員会の見解と我が国の司法制度との関連で問題が生ずるおそれもある、慎重に検討すべきであるという指摘もあります。そういう状況を踏まえながら、政府といたしましては、個人通報制度の受け入れの是非についてさらに検討を進めていく必要がある、このように考えておるところでございます。」（河村建夫国務大臣衆・内2009年3月18日）との国会答弁をしたことがある。

これに対して、第6回報告審査においては、委員会は、個人通報制度を担う委員会は司法機関ではないため司法の独立を侵すということはなく、また、独立した司法機関が存在する多くの国がすでに選択議定書を批准していること、また、それらの国では裁判所が国際人権条約の条項を国内訴訟において活用することができるという点で司法の独立性が強化されていること、さらに、選択議定書は女

性差別について司法による理解を促すものとして、むしろ日本の司法権の独立を支援するものであることなどを指摘した。

■ 政府、裁判所、立法機関に必要な事項

個人通報制度は、国内の人権侵害状況を審議し、女性差別撤廃委員会が人権侵害があると認定すれば、政府に対して改善を促すものであり、日本の行政や裁判所などが、人権問題についてより前向きな態度をとること、ひいては日本国全体の人権状況の改善につながることを期待できる。したがって、個人通報制度を含む女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准が不可欠である。

個人通報制度の導入に当たっては、個人通報制度を含む選択議定書の周知及び個人通報制度のもとでの先例についての法律家に対する周知・研修も不可欠となる。

■ 当連合会としての取組等

当連合会では、日本政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書を含む人権諸条約上の個人通報制度を速やかに受け入れるよう求めている。当連合会は、2010年の総会決議²³（第61回定期総会）において個人通報制度の導入を求める決議を採択しており、また、2007年より自由権規約個人通報制度等実現委員会を設置して活動しており、引き続き、速やかな個人通報制度の導入を目指して熱心に活動している。

23 「わが国における人権保障システムの構築及び国際人権基準の国内実施を求める決議」（2010年5月28日）
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/assembly_resolution/year/2010/2010_1.html

10 委員会は、本条約の第1条に沿って、公的及び私的な領域での、直接的及び間接的差別を網羅する、女性差別についての包括的な定義がないことを引き続き懸念する。委員会は、そのような定義の欠如が締約国の条約の完全な適用の妨げとなっていることを想起する。

11 委員会は、前回の勧告事項（第6回、22項）を繰り返すとともに、女性が人生のすべての領域における直接的及び間接的差別から確実に保護されるよう、本条約第1条に沿って、立法において、至急、女性に対する差別についての包括的な定義を採用するよう締約国に要求する。

■ 総括所見の内容

本項は女性差別撤廃条約第1条の女性差別の定義に関するものである。

同条約第1条では、「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女性（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と定義されている。女性差別撤廃委員会は我が国に対し前回審査（2009年）の総括所見21項及び22項において懸念及び勧告した女性差別についての包括的な定義規定がないことに再度懸念と勧告を表明し、立法による勧告の実現を緊急に求めている。

■ 日本の現状

我が国では、条約第1条が規定する差別の定義を明示的には採用しておらず、むしろ最高裁判所の判決（1964年5月27日）は、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることはなんら憲法第14条等が否定するところではないと判断しているところであり、裁判所において条約上の差別と同一の定義を採用しているわけではない。

男女雇用機会均等法では「労働者の募集及び採用

について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない」ことや、労働者の配置等について「労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない」ことが定められている。2014年7月1日から、改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行され、「間接差別」として禁止されるものとして示されている範囲が拡大された。改正前は、間接差別の定義として、①労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とするもの、②コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集又は採用に当たって転居を伴う転勤に応じることができること（「転勤要件」）を要件とするもの、③労働者の昇進に当たって転勤の経験があることを要件とするものを示していたが、②が改正されて、「すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けること」に拡大された。しかし、いまだ間接差別全般を包括する定義は採用されていない。

条約の「差別」の定義を国内法で明確に採用するとともに、かかる差別の定義が雇用の場面のみならず、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的を含むすべての分野において確認され、差別が撤廃されることが期待される。

■ 関連する条約、他機関からの勧告等

社会権規約委員会「第3回政府報告に関する最終見解」11項差別禁止(2013年)

■ 当連合会としての取組等

当連合会は、間接差別を一部に限定するのではなく、広く性差別として認められるようにすべきであり、この観点から、男女雇用機会均等法第7条が規定している「厚生労働省令で定める」間接差別の限定列举を廃止すべきであるとの意見を発表している。²⁴

24 「『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律』の改正に向けた意見書」2013年11月22日
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/131122_3.html

12 当委員会は、既存の差別的規定に関する従前の勧告が対応されていないことを残念に思う。特に以下の点を懸念する。

- (a) 民法が婚姻適齢について女性と男性とで、それぞれ 16 歳及び 18 歳と異なる差別的規定を維持していること。
- (b) 再婚禁止期間を 6 か月から 100 日まで短縮した最高裁判所の決定はなされたが、民法が離婚後の特定の期間において女性にのみ再婚を禁止していること。
- (c) 2015 年 12 月 16 日に、最高裁判所が、婚姻した夫婦が同一の氏を使用することを義務付ける民法第 750 条の合憲性を支持したこと、これによって、しばしば女性が夫の姓を名のりよう事実上強いられること。
- (d) 相続における婚外子を差別する規定の文言が 2013 年 12 月に削除されたが、出生届における差別的記載に関する戸籍法の規定を含む様々な差別的規定が維持されていること。
- (e) 頻繁に嫌がらせや汚名、暴力の対象となる様々なマイノリティ集団に属する女性に対する交差的（多層的）差別を射程に入れた包括的な差別禁止法がないこと。

13 当委員会は、従来（第 5 回及び第 6 回）の勧告を繰り返し、締約国が遅滞なく以下の措置をとるよう促す。

- (a) 男性と同一の婚姻適齢となるよう女性の婚姻適齢を 18 歳に引き上げるよう改正すること。また、女性が婚姻前の姓を使用し続けられるよう婚姻したカップルの氏の選択に関する規定を改定すること。さらに離婚後女性に対するいかなる再婚禁止期間も廃止すること。
- (b) 婚外子の地位に関するすべての差別的な規定を廃止し、法が社会的汚名及び差別から婚外子とその母を保護することを確実にすること。
- (c) 締約国の中核的義務についての一般的勧告第 28 号に沿って、様々なマイノリティ集団に属する女性に対する複合差別・交差的（多層的）差別を禁止する包括的な差別禁止法を制定し、彼女らを嫌がらせや暴力から保護すること。

■ 総括所見の内容

本項は、女性差別撤廃条約第 2 条 (f) で規定する差別的法規の改廃や同条 (c) が規定する差別からの効果的な保護についての勧告である。同条約第 2 条の締約国の中核的義務に関しては、様々なマイノリティ女性に対する複合差別等についての本総括所見 13 項 (c) でも引用されている女性差別撤廃委員会一般的勧告第 28 号 (2010 年) が発表されている。

また、同条約第 16 条では、婚姻・家族関係にお

ける差別撤廃について特別の規定を置いているが、勧告 13 項の民法規定の改廃 (a) 及び婚外子差別撤廃についての (b) は、第 16 条に関する内容を含むものである。また、女性差別撤廃委員会は、婚姻及び家族関係における平等についての一般的勧告第 21 号 (1994 年) を発表している。なお、上記勧告のうち、遅々として改善が見られない民法改正 (13 項 (a) 部分) については、本総括所見 55 項において締約国が勧告の履行のためにとられた措置を 2 年以内に書面提出する必要があるフォローアップ

ブ事項として指定されている。

13項 (a) では、民法改正について男性と同一の婚姻適齢となるよう女性の婚姻適齢を18歳に引き上げるよう改正すること、女性が婚姻前の姓を使用し続けられるよう婚姻したカップルの氏の選択に関する規定を改定すること、離婚後女性に対するいかなる再婚禁止期間も廃止することが勧告された。

同 (b) では、婚外子の地位に関するすべての差別的な規定を廃止し、法が社会的汚名及び差別から婚外子とその母を保護することを確実にすることが勧告された。

同 (c) では、上記一般的勧告第28号に沿って、様々なマイノリティ集団に属する女性に対する複合差別・交差的 (多層的) 差別を禁止する包括的な差別禁止法を制定し、彼女らを嫌がらせや暴力から保護することを勧告された。ここでは、差別からの法による保護に焦点を当てた勧告がされているが、これらを含めたマイノリティ女性に対する差別解消については、本総括所見20、21項においても詳細な懸念の表明と勧告がなされている。

■ 日本の現状

民法改正のうち、選択的夫婦別姓について、2015年12月16日、最高裁判所大法廷は、夫婦同氏の強制を定める民法第750条は憲法第13条、同第14条、同第24条のいずれにも違反するものではないと判断し、その後も改正はなされていない。再婚禁止期間については、禁止期間を短縮する改正民法が2016年6月1日に成立し、7日に公布・施行された。改正点は(1)女性の再婚禁止期間について離婚の日から6か月であったものを100日へ短縮した点と、(2)女性が離婚の時に懐胎 (妊娠) していなかった場合には再婚禁止期間の規定を適用しないこととした点である。婚姻適齢については、

2017年1月現在で、政府は、成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案に、結婚が可能な年齢を男女とも「18歳以上」に統一する規定を盛り込む方針を固めたと報じられているが²⁵、いまだに改正に至っていない (2017年2月現在)。

婚外子の相続分差別については、2013年9月、最高裁判所が非嫡出子の規定は法の下での平等を定めた憲法に違反すると判断したのを受け民法改正がなされたが、戸籍法上の差別を含む法的差別²⁶や、根強い社会的差別はいまだになくなっていない。

■ 当連合会の意見

当連合会は、2015年12月16日の夫婦同氏の強制及び再婚禁止期間についての最高裁判所大法廷判決を受けて、民法における差別的規定の改正を求める会長声明²⁷を発しており、その内容は次の通りである。

2015年12月16日、最高裁判所大法廷は、夫婦同氏の強制を定める民法第750条は憲法第13条、同第14条、同第24条のいずれにも違反するものではないと判断した。その理由として、婚姻の際の「氏の変更を強制されない自由」は憲法上保障されていないこと、夫婦同氏の強制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではないこと、個人の尊厳と両性の本質的平等という憲法第24条の要請に照らして夫婦同氏の強制が合理性を欠くとは認められないことなどが挙げられている。

しかしながら、当連合会がかねてから「選択的夫婦別姓制導入並びに非嫡出子差別撤廃の民法改正に関する決議」(1996年10月25日)において指摘したとおり、民法第750条は憲法第13条及び同第24条が保障する個人の尊厳、同第24条及

25 時事通信2017年1月21日

26 上記の民法改正に合わせて、出生届に嫡出子かどうかの記載を義務付ける規定を削る内容の戸籍法改正も検討されたが、政府は法案提出をせず、成立には至っていない。

27 「夫婦同氏の強制及び再婚禁止期間についての最高裁判所大法廷判決を受けて民法における差別的規定の改正を求める会長声明」(2015年12月18日) http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2015/151218_2.html



び同第13条が保障する婚姻の自由、同第14条及び同第24条が保障する平等権を侵害し、女性差別撤廃条約第16条第1項(b)が保障する「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」及び同項(g)が保障する「夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)」にも反するものである。

今回の最高裁大法廷判決においても、5名の裁判官(3名の女性裁判官全員を含む。)が、民法第750条は憲法第24条に違反するとの意見を述べた。そのうち岡部喜代子裁判官の意見(櫻井龍子裁判官、鬼丸かおる裁判官及び山浦善樹裁判官が同調)は、夫婦同氏の強制によって個人識別機能に対する支障や自己喪失感等の負担がほぼ妻に生じていることを指摘し、その要因として、女性の社会的経済的な立場の弱さや家庭生活における立場の弱さと、事実上の圧力など様々なものがあることに触れており、夫婦同氏の強制が個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえないと説示している。さらに、木内道祥裁判官の意見は、夫婦同氏の強制は、憲法第24条にいう個人の尊厳と両性の本質的平等に違反すると説示し、「家族の中での一員であることの実感、夫婦親子であることの実感、同氏であることによって生まれているのだろうか」と疑問を投げかけている。

法制審議会は、1996年に「民法の一部を改正する法律案要綱」を総会で決定し、男女とも婚姻適齢を満18歳とすること、女性の再婚禁止期間の短縮及び選択的夫婦別姓制度の導入を答申した。また、国連の自由権規約委員会は婚姻年齢に

男女の差を設ける民法第731条及び女性のみにより再婚禁止期間を定める民法第733条について、女性差別撤廃委員会はこれらの規定に加えて夫婦同氏を強制する民法第750条について、日本政府に対し重ねて改正するよう勧告を行ってきた。法制審議会の答申から19年、女性差別撤廃条約の批准から30年が経つにもかかわらず、国会は、上記各規定を放置してきたものである。今回の最高裁大法廷判決における山浦善樹裁判官の反対意見も、1996年の法制審議会の答申以降相当期間を経過した時点において、民法第750条が憲法の諸規定に違反することが国会にとっても明白になっていたと指摘している。

一方、上記同日、女性のみにより6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条について、最高裁判所大法廷は、100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は合理性を欠いた過剰な制約を課すものとして、憲法第14条第1項及び同第24条第2項に違反するとの判断を下した。

民法第733条を違憲であるとした点については、当連合会の主張と合致するものである。しかし、女性のみにより再婚禁止期間を設けることは、その期間を100日間に短縮したとしても必要最小限にしてやむを得ないものとはいえない。

当連合会は、国に対し、民法第750条及び同第733条並びにこれらの規定とともに法制審議会にて改正が答申され、国連の自由権規約委員会及び女性差別撤廃委員会から勧告がなされている同第731条(婚姻適齢)を速やかに改正することを強く求める。

14 委員会は、締約国が、人権の促進と保護のための国内人権機関の地位についての原則（パリ原則）に従って、複合差別からの保護を含む、女性の人権の推進と保護のための広い権限を伴った、独立した国内人権機関を設立していないことに懸念を繰り返して述べる。

15 委員会は、締約国が、明確な時間的枠内をもって、パリ原則（1993年12月20日総会決議48/134）に従って、独立の国内人権機関を設置し、かつ、その権限が女性の権利とジェンダー平等に確実に対応できるようにすべきとした前回の勧告（第6回、24項）を繰り返して述べる。

■ 総括所見の内容

女性差別撤廃条約第2条での条約上の締約国の差別撤廃義務を効果的に実施できるよう、人権の促進と保護のためには、国内人権機関の設置が極めて重要であるとの観点から前回の総括所見での勧告に引き続き、パリ原則に従った独立した国内人権機関の設置を求める勧告である。

■ 関連する条約、他の条約機関からの勧告等

パリ原則に従った国内人権機関の設置については、自由権規約委員会、社会権規約委員会等多くの人権条約委員会からも同様の勧告をされており、また、人権理事会の普遍的定期審査（UPR）においても、勧告がされている。

また、国内人権機関にジェンダー平等や女性の人権の保護・促進の権能を有するようにすべきことについては、前回の女性差別撤廃委員会による第6回定期審査での総括所見においても勧告されている。

■ 日本の現状

2012年9月19日及び同年11月9日、人権委員

会設置法案が閣議決定され、国会に提出されたが、衆議院の解散により廃案となっており、その後は法律制定が遠のいている。政府から独立した国内人権機関の早期設立が強く求められる。

■ 当連合会の取組等

国内人権機関については、当連合会内に国内人権機関実現委員会を設置し、国内人権機関設立に向けた活動を続けている。²⁸

政府から独立した国内人権機関の設立は、国連が世界各国に求めている国際的な人権基準を国内で実行するためのシステムの一環であり、当連合会は、真に政府から独立した国内人権機関を内閣府に置くことを組織構成とする要綱案（「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」²⁹（2008年11月18日））を公表している。

また、女性の人権と男女平等についての権能に関しては、女性差別撤廃委員会は、前回の総括所見（2009年）に引き続き、設置することになる国内人権機関について、その権限が女性の権利とジェンダー平等に確実に対応できるようにすべきと勧告している。

この点、法務省は、「人権擁護推進審議会の答申

28 http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/human_rights_organization.html

29 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2008/081118_4.html



においても、新たな人権救済制度は、司法的救済を補完するものとして位置付けられていることから、救済の対象は司法手続を想定しても違法と評価される行為であることが前提となっています」[条約について、憲法第98条第2項は、『日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。』と定めていますので、

国内的効力が認められる条約の規定する人権が違法に侵害されたという場合も、国内法令の場合と同様に、人権委員会の救済手続の対象となります。³⁰』と述べている。国内人権機関設置に向けた議論の中では、女性差別は救済対象となることは想定されているものの、差別の定義等と関連して、救済範囲が狭まることが懸念される。

30 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00054.html

16 委員会は、「内閣府設置法」が、女性の地位向上のための国内本部機構の長として男女共同参画担当大臣に授与された任務を明確化しているという締約国からの情報に留意する。しかし、男女共同参画会議及び男女共同参画推進連携会議の役割が明確に定義されていないことを懸念する。また、委員会は、その明確性の欠如が、ジェンダー予算を含む政策の調整及び履行に影響を及ぼすことを懸念する。

17 委員会は、締約国が、ジェンダー主流化やジェンダー予算を含む活動を効果的に着手できるよう、各部門の役割を明確にすることによって、女性の地位向上のための国内本部機構を引き続き強化することを勧告する。

■ 総括所見の内容

本項は、女性差別撤廃条約第2条に関するものである。総括所見では、ジェンダー主流化に取り組む様々な機関や会議などが存在するものの、それらの役割が明確でないとして、ジェンダー予算を含むジェンダー主流化のための政策が効果的に履行できるよう、各部門の役割を明確にすることを勧告している。

■ 日本の現状

女性の地位を向上するための国内本部機構としては、男女共同参画推進本部³¹、男女共同参画会議³²、男女共同参画推進連携会議³³などが存在するが、これら組織の役割分担が明確とはいえず、また、複数の組織が存在することで、かえって女性の地位向上のための様々な政策の効果的な履行が妨げられているのが実情である。

2014年9月には女性活躍担当大臣が新設されたが、男女共同参画担当大臣との役割の違いは明確でなく、現在も女性活躍担当大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）及び拉致担当大臣を一人の大臣が兼任している。なお、同大臣はそのほかにも、一億総活躍担当、働き方改革担当、再チャレンジ担当各大臣を兼任している。

■ 政府、裁判所、立法機関に必要な事項

専属大臣の選任などにより、女性の地位の向上に関して予算面も含む一貫した取組が継続して行えるようにすべきである。

■ 当連合会としての取組等

女性差別撤廃委員会を含む各国連人権機関の定期審査等における意見書等の提出

31 男女共同参画推進本部は、閣議決定により内閣に設置された組織であり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図ることとされている（内閣総理大臣が本部長）。

32 男女共同参画会議は、男女共同参画社会基本法に基づき内閣府に設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議などを担うとされている。

33 男女共同参画推進連携会議は、有識者議員と団体推薦議員により構成され、政府と連携しながら、民間において男女共同参画を国民運動として進めるための組織である。

暫定的特別措置

18 委員会は、男女間の事実上の平等を加速するために、第3次及び第4次男女共同参画基本計画に数値目標を導入した締約国の努力に留意する。しかし、委員会は、民族及びその他のマイノリティ女性を含む、女性の公的及び民間企業における意思決定の場、また特に国会をはじめとする政治的分野に女性の代表が少ないことを解消するためにクォータ制を含む制定法による暫定的特別措置が存在しないことを懸念する。委員会は、締約国が制定法によるクォータ制よりも、むしろより効果が少ない自発的な取組や、公共調達のための入札過程における業者評価の加算等のインセンティブ等の他の誘因を引き続き利用していることを特に懸念する。

19 委員会は、前回の勧告（第6回、28項）を繰り返し述べるとともに、本条約のすべての分野において、女性と男性の実質的な平等の実現を加速させるため、特に民族及びその他のマイノリティ女性、先住民族女性並びに障がいを持つ女性の権利を強化するため、必要不可欠な戦略として、本条約第4条（1）及び暫定的特別措置についての一般的勧告第25号（2004年）に従って、締約国がクォータ制を含む制定法による暫定的特別措置の利用を検討するよう求める。

政治的及び公的活動への参加

30 当委員会は、締約国が、数値目標や2020年までに政治的、公的、私的活動における女性の割合を30%とするという具体的な目標を定めた第3次及び第4次男女共同参画計画を採択することで、政治的及び公的活動への女性の参加を推進しようと努力していることに留意する。しかし、委員会は以下のことを引き続き懸念する。

- (a) 立法府、国及び地方自治体（市町村）行政レベル並びに司法、外交分野及び学術領域における女性の参加が少ないこと。
- (b) 政治的及び公的活動における男女間の実質的な平等を促進することを目指した法制上の暫定的特別措置がないこと。
- (c) 意思決定をする地位に、障がいを持つ女性、あるいはアイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人の女性といった民族及びその他のマイノリティ女性の割合が少ないこと。

31 当委員会は前回の勧告（第6回、42項）を繰り返し、締約国に以下のことを求める。

- (a) 選出及び選任される地位における女性の完全かつ平等な参加を促進するため、本条約第4条第1項、暫定的特別措置に関する委員会の一般的勧告第25号（2004年）、政治的及び公的活動における女性に関する委員会の一般的勧告第23号（1997年）に従い、制定法によるクォータ制などのより多くの暫定的特別措置を採用すること。
- (b) 第3次及び第4次男女共同参画基本計画において設定した、2020年までに立法府、国及び地方自治体（市町村）行政レベル並びに司法、外交分野及び学術領域などあらゆるレベルにおいて、女性の割合を30%とするという目標の効果的な実施を確保すること。
- (c) 障がいを持つ女性、アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人の女性といった民族及びその他の

マイノリティ女性が、意思決定をする地位に占める割合を増やすため、暫定的特別措置を含む、具体的措置を採ること。

■ 総括所見の内容

本項は、女性差別撤廃条約第4条1項「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない」との規定及び同条約第7条に規定する政治的及び公的活動における女性差別の撤廃、男女平等の実現に関するものである。

男女間の事実上の平等を加速するための締約国の取組は効果的ではないため、制定法によるクォータ制を含むより効果の期待できる暫定的特別措置を利用するよう、勧告している。また、特に意思決定をする地位におけるマイノリティ女性が占める割合を増やすよう具体的措置を採ることについても言及している。

■ 関連する条約、他の条約機関等からの勧告等

- ・女性差別撤廃委員会一般的勧告第23号（第7条 政治的・公的活動、第8条国際関係）（1997年）
- ・女性差別撤廃委員会一般的勧告第25号（第4条1項暫定的特別措置）（2004年）
- ・自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」³⁴9項（2014年）
- ・社会権規約委員会「第3回政府報告に関する最終見解」³⁵13項（2013年）

■ 日本の現状

2015年12月25日に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画では、「女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付け

る女性活躍推進法に基づき、適材適所の登用に留意しつつ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性の採用・登用を進め、国民の機運を更に高めていく」としている。

しかし、いまだにクォータ制など実効性のあるポジティブ・アクションの法制化あるいは義務付けなどは行われていない。

なお、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立見込みとの報道がなされているが（2017年2月28日）³⁶、同法案は基本原則として「男女の候補者の数ができる限り均等となること」を目指しつつも、各党に候補者数についての目標設定など自主的な取り組みを促すものととどまっている。

世界経済フォーラムが発表した2016年の「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」（各国の男女平等度を指数化したもの）では、日本は男女格差を示す指数において、世界144か国中111位となり、145か国中101位であった2015年に比べ、順位を10位落とした。政治分野103位、経済分野118位、教育分野76位、健康分野40位であり、特に政治分野では、女性の国会議員比率が122位と極めて低い。

また、マイノリティ女性の割合を増やすための取組は特になされてない。

■ 政府、裁判所、立法機関に必要な事項

日本における女性の現状は、世界スタンダードからかけ離れていることを自覚するとともに、自ら定めた数値目標を例外なく期限までに実現するため、より実効性のある手法を積極的に取り入れるべき

34 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf>

35 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000053172.pdf>

36 <http://mainichi.jp/senkyo/articles/20170301/k00/00m/010/139000c>



である。

■ 当連合会としての取組等

- ・「世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数
に対する会長談話」³⁷（2016年11月14日）
- ・女性差別撤廃委員会を含む各国連人権機関の定
期審査等における意見書等の提出

37 <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2016/161114.html>

■第4次男女共同参画基本計画（2015年12月25日閣議決定）「第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」において設定された数値目標（抜粋）

<目標（※）>

項 目	現 状	目 標（期限）
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	16.6% （平成 26 年）	30% （平成 32 年）
参議院議員の候補者に占める女性の割合	24.2% （平成 25 年）	30% （平成 32 年）

（※） 政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

<成果目標>

項 目	現 状	成果目標（期限）
検察官（検事）に占める女性の割合	22.4% （平成 27 年）	30% （平成 32 年度末）
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	31.5% （平成 27 年 4 月 1 日）	30%以上 （毎年度）
国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合	34.3% （平成 27 年 4 月 1 日）	30%以上 （毎年度）
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職（本省）	22.2% （平成 27 年 7 月）	30% （平成 32 年度末）
地方機関課長・本省課長補佐相当職	8.6% （平成 27 年 7 月）	12% （平成 32 年度末）
本省課室長相当職	3.5% （平成 27 年 7 月）	7% （平成 32 年度末）
指定職相当	3.0% （平成 27 年 11 月）	5% （平成 32 年度末）
国の審議会等委員等に占める女性の割合		
審議会等委員	36.7% （平成 27 年）	40%以上、60%以下 （平成 32 年）
審議会等専門委員等	24.8% （平成 27 年）	30% （平成 32 年）
都道府県の地方公務員採用試験（全体）からの採用者に占める女性の割合	31.9% （平成 26 年度）	40% （平成 32 年度）
都道府県の地方公務員採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合	26.7% （平成 26 年度）	40% （平成 32 年度）

項 目	現 状	成果目標（期限）
都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合		
本庁係長相当職	20.5% (平成 27 年)	30% (平成 32 年度末)
本庁課長補佐相当職	16.4% (平成 27 年)	25% (平成 32 年度末)
本庁課長相当職	8.5% (平成 27 年)	15% (平成 32 年度末)
本庁部局長・次長相当職	4.9% (平成 27 年)	10%程度 (平成 32 年度末)
市町村職員の各役職段階に占める女性の割合		
本庁係長相当職	市町村 31.6% 〔政令指定都市 23.5%〕 (平成 27 年)	35% (平成 32 年度末)
本庁課長補佐相当職	市町村 26.2% 〔政令指定都市 19.4%〕 (平成 27 年)	30% (平成 32 年度末)
本庁課長相当職	市町村 14.5% 〔政令指定都市 13.4%〕 (平成 27 年)	20% (平成 32 年度末)
本庁部局長・次長相当職	市町村 6.9% 〔政令指定都市 7.9%〕 (平成 27 年)	10%程度 (平成 32 年度末)
地方警察官に占める女性の割合	8.1% (平成 27 年度)	10%程度 (平成 35 年)
消防吏員に占める女性の割合（注 4）	2.4% (平成 27 年度)	5% (平成 38 年度当初)
地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合		
都道府県の審議会等委員	30.6% (平成 27 年)	33.3% (早期)、更に 40%以上を目指す (平成 32 年)
市町村の審議会等委員	25.6% (平成 27 年)	30%以上 (平成 32 年)

項 目	現 状	成果目標（期限）
独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合		
部長相当職及び課長相当職	13.5% （平成 27 年）	15% （平成 32 年度末）
役員	10.5% （平成 27 年）	13% （平成 32 年度末）
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職	16.2% （平成 26 年）	25% （平成 32 年）
課長相当職	9.2% （平成 26 年）	15% （平成 32 年）
部長相当職	6.0% （平成 26 年）	10%程度 （平成 32 年）
上場企業役員に占める女性の割合	2.8% （平成 27 年）	5%（早期）、更に 10%を目指す （平成 32 年）
起業家に占める女性の割合（注 5）	30.3% （平成 24 年）	30%以上を維持 （平成 32 年）

（注 4）消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。

（注 5）起業家とは、過去 1 年間に職を変えた又は新たに職に就いた者のうち、現在は自営業主（内職者を除く）である者。

20 委員会は、家族及び社会における女性と男性の役割と責任についての、しつこい家父長的な態度及び根深い固定的な性別役割分担について引き続き懸念する。委員会は特に次のことを懸念する。

- (a) これらの固定的な性別役割分担のしつこさは、メディア及び教科書に反映され続け、教育的選択や女性と男性との間での家族的及び家庭内の責任の分担に影響を及ぼしていること。
- (b) メディアは、しばしば、女性と少女を性的対象物として描写することを含め、固定的な性別役割分担的な方法で描写していること。
- (c) 固定的な性別役割分担は、女性に対する性暴力の根本的原因であり続け、ポルノグラフィ、ビデオゲーム、アニメ(マンガ等)が女性や少女に対する性暴力を促進していること。
- (d) 女性、人種その他アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人及び移住女性等のマイノリティ女性に対する性差別主義的スピーチが継続していること。

21 委員会は、前回の勧告(第6回、30項)を繰り返し述べ、締約国に次のことを促す。

- (a) 女性と男性の伝統的役割を強固にする社会的規範を変え、女性と少女の人権を促進する肯定的な文化的伝統を促進する取組を強化すること。
- (b) 差別的なジェンダースtereotype(社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担)を悪化させ、女性や少女に対する性暴力を補強するポルノグラフィ的な素材、ビデオゲーム及びアニメーションの生産と流通を規制するよう、既存の法的措置やモニタリング・プログラムを効果的に実施すること。
- (c) 差別的なジェンダースtereotype(社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担)を撤廃するよう、教科書や教材を見直すこと。
- (d) アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人及び移住女性等のマイノリティ女性に対する攻撃を含む、性差別主義的発言や人種差別的優位性や人種差別的嫌悪を煽る組織的な宣伝活動を禁止し制裁を課す法律を制定すること。
- (e) 独立専門機関を通して、アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人及び移住女性等への差別的なジェンダースtereotype(社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担)や偏見を根絶するためにとられた措置の影響を定期的にモニターし評価すること。

■ 総括所見の内容

女性差別撤廃条約第5条は、性についての固定観念や、性別に基づく有害な慣行・偏見等の撤廃を実現するための社会的・文化的な行動様式の修正を締約国に求めており、本項は、同第5条に関する勧告である。そのため、本項は、広範な内容を含

むものであり、法律論だけでなく、その射程も社会的・文化的要素が多く含まれている。

根強い女性差別は社会的・文化的な分野に及び、その背景には性に基づくステレオタイプ、偏見等があることから、女性差別撤廃条約第5条では特にその点を重視した条文を設けていることが本条約の特徴的な部分であるところ、今回の総括所見は、

20項及び21項の各(a)～(c)では、メディア、ポルノグラフィ、教科書の記述等に言及し、21項(d)では20項で懸念を示した性差別主義的発言や人種差別的嫌悪を煽る組織的な宣伝活動(ヘイトスピーチ及びヘイトクライム)を禁止し制裁を課す法律を制定することを求めている。また、20項(d)及び21項(d)及び(e)では、今回のフォローアップ事項にも指定されているマイノリティ女性に対する差別解消とヘイトスピーチ等について言及している。女性差別撤廃委員会は21項(d)及び(e)のマイノリティ女性に対する差別や攻撃についてフォローアップ項目と指定して、この勧告部分についてその履行のためにとられた措置に関する情報を2年以内に書面にて提供するよう要求している(55項参照)。

■ 関連する条約、他の条約機関からの勧告等

- ・女性差別撤廃委員会一般的勧告第3号(編纂・差別慣行撤廃のための教育・広報の奨励)(1987年)
- ・女性差別撤廃委員会一般的勧告第31号(有害慣行について)(2014年)
- ・人種差別撤廃委員会一般的勧告第35号(人種主義的ヘイトスピーチと闘う)(2013年)
- ・人種差別撤廃委員会「第7回・第8回・第9回定期報告に関する最終見解」11項(2014年)³⁸
- ・ラバト行動計画(2013年)³⁸
- ・社会権規約委員会「第3回政府報告に関する最終見解」13項(ジェンダー役割・ステレオタイプについて)(2013年)³⁹

■ 日本の現状

1. 前回の総括所見の勧告内容

前回の総括所見において、固定的性別役割分

担意識にとらわれた態度を解消するための努力を一層強化し、積極的かつ持続的な対策を取ることを締約国に要請し、あらゆる教育機関のあらゆるレベルの教職、カウンセリングスタッフへの教育及び現職研修の強化、固定的性別役割分担意識を解消するために、あらゆる教科書及び教材の速やかな見直しを求めた。また、委員会は、政府の職員が、女性の品位を下げ、女性を差別する家父長的仕組みを助長させるような侮辱的な発言をしないことを確保するよう、言葉による暴力の犯罪化を含む対策を取ることを締約国に要請していた。

2. 20項(a)(b)及び21項(c) メディアや教科書における差別について

メディアにおける態度の見直し・広告における女性の性的描写の撤廃措置については、第4次男女共同参画基本計画においても啓発や働きかけについては記載されているが、個別具体的な措置がなされたという事例は確認されていない。

また、教科書における固定的性別役割分担意識の反映は、女性差別を温存・助長することにつながる。しかし、今なお日本の教科書には固定的性別役割分担意識に基づく男女像が多く描かれていることが、民間研究団体によって報告されている。⁴⁰

とりわけ、公民教科書においては、固定的性別役割分担意識に関し「男らしさ・女らしさを大切にしながらそれぞれの個性をみがき上げていくことが重要です。」「育児・家事に専念する専業主婦という形も、家族の協力のひとつのあり方です。一方で職業をもつ女性には、家族が協力して家事の負担がかかりすぎないようにすることも大切でしょう。」などと、固定的性別役割分担を肯定的に捉えて女性に対する家族的責任の不

38 国連人権高等弁務官事務所は、国民、人種又は宗教に基づく憎悪煽動の禁止について一連の専門家ワークショップを組織し、専門家ワークショップの結論と提言がまとめられ、差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道の禁止に関するラバト行動計画が、専門家たちによって採択された。

<http://www.beyond-the-racism.org/wp-content/uploads/2013/04/ded3a9da987e26787bdcbaa1229796e7.pdf>

39 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000053172.pdf>

40 男女平等をすすめる教育全国ネットワーク「報告集 どうなっている中学校教科書—ジェンダー平等からみて—」(2013年11月)

平等な分担を温存・助長することにつながりかねない記述も見られる。⁴¹

今後、道德教育の名の下に、教科書の中で固定的性別役割分担意識がどのように取り扱われるか注意が必要である。

2012年10月に内閣府が実施した世論調査では、家庭生活について、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか聞いたところ、「賛成」とする者の割合が51.6%、「反対」とする者の割合が45.1%となっており、前回(2009年10月)の調査結果と比較して見ると、「賛成」(41.3%→51.6%)とする者の割合が上昇し、「反対」(55.1%→45.1%)とする者の割合が低下して、過半数が固定的性別役割分担を肯定的に捉える回答を示した。⁴² 固定的性別役割分担意識は、解消どころか、強化されている感すらあるのが実情である。

3. 20項(c)及び21項(b) ポルノグラフィ等について

ポルノグラフィ等については、女性差別撤廃委員会は、前回(2009年)の総括所見において「36. 委員会は、女性や女兒に対する性暴力を常態化させ促進させるような、女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売を禁止することを締約国に強く要請する。建設的な対話の中で代表団が口頭の請け合いで示されたように、締約国が児童ポルノ法の改正にこの問題を取り入れること」という広範な勧告をした。

また、国連「子どもの売買、児童売春、児童ポルノに関する特別報告者」マオド・ド・ブーア＝ブッキキオ(Maud de Boer-Buquicchio)氏が、日本を視察し、2016年3月に発表した報告書では、「新技術によって、日本発の子どもを虐待す

る表現(子どもポルノグラフィ)が世界に拡散・視聴されるようになった。特に、過激な子どもポルノが描写されている漫画、アニメ、CG、ビデオ、オンライン・ゲームといったジャンルにおいて、日本は、ヴァーチャルな子どもの性的搾取表現の主要製造者とされてきた」「性役割や性差別、子どもの性の商品化、さらには、許容度が高く制裁を受けることのない社会、そして貧困は、日本の子どもがさまざまな形態で性的搾取を受ける根本原因となっている。『JKビジネス』に見られるように、消費第一主義は、子どもの性的搾取を牽引する要因として働く。一方、雇用機会の欠如、過度の競争社会、人間関係の貧しさと子どものソーシャル・スキルは、子どもを性的搾取へ押し出す要因となる。これらの要因が多面的にからまって、子どもや若者が性的搾取されやすい事態となっている」と指摘している。⁴³

ポルノグラフィについては、18歳未満(17歳以下)の「児童」を対象とする性的搾取行為(強姦、強制わいせつ、買春、買春又は児童ポルノ製造目的での人身売買、児童ポルノの提供、提供目的での製造・所持・運搬、単純所持など)は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律及び児童福祉法等により禁止され、処罰対象である。また、このうち児童ポルノの単純所持(提供目的を要件としない所持)については、長い間、処罰対象ではなく、違法ですらなかったが、2014年6月、児童ポルノの定義として「殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているもの」を加えた上、「自己の性的好奇心を満たす目的」で「児童ポルノ(デジタル画像含む)」を所持する行為に対し、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

41 育鵬社「中学社会 新しいみんなの公民」54-55頁

42 内閣府「世論調査」<http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-danjo/2-2.html>

43 日本における現状については、認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウが作成した「日本・児童ポルノ規制の実情と課題 子どもたちを守るために、何が求められているのか〜『疑わしき』の壁を越えて〜」にまとめられている。また、同法人は、2016年、女性の権利プロジェクトによる調査報告書「日本：強要されるアダルトビデオ撮影 ポルノ・アダルトビデオ産業が生み出す、女性・少女に対する人権侵害」にて実態や被害事例を詳細にまとめている。

を規定する児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正案が可決、成立した。⁴⁴

4. 20項(d)、21項(d)及び(e) ヘイトスピーチ及びヘイトクライムについて

2000年代半ばから嫌韓本の売れ行きが伸び、2007年には「在日特権を許さない市民の会」が結成されヘイトデモや街宣活動が恒常的に行われるようになり、2014年にはヘイトデモや街宣活動は年間で378件に上るようになっている。⁴⁵

このような動きに対して、2013年に京都地方裁判所において京都朝鮮学校襲撃事件について、損害賠償と校門から200メートル以内での街宣を禁止する判決が出され、翌年2014年7月にはこの判決を支持する大阪高等裁判所の判決が出され、同年12月に最高裁判所でこの判決が確定している。

また同年には、自由権規約委員会、人種差別

撤廃委員会という2つの人権条約委員会で、このヘイトスピーチ、ヘイトクライムについて大きく取り上げられ、総括所見が出された^{46, 47}。

その後、2015年になってようやく法務省がヘイトスピーチの実態調査に着手し、2016年には大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例が成立し、同年本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が成立、施行されている。また、2016年には横浜地方裁判所川崎支部で在日コリアン集住地域周辺でのヘイトデモ及び徘徊禁止の仮処分決定がなされ、また、県教組が募金の一部を朝鮮初中級学校に寄付したことに対して、事務所に乱入して拡声器で「朝鮮の犬」「非国民」などと浴びせたことについて、人種差別撤廃条約上の人種差別に当たるとして慰謝料を認めた判決が最高裁判所で確定した。

44 この点についての当連合会の意見として「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の見直し（児童ポルノの単純所持の犯罪化）に関する意見書（2010年3月18日）を発表している。

45 法務省ヘイトスピーチに関する実態調査報告書 <http://www.moj.go.jp/content/001201158.pdf>

46 自由権規約委員会の日本の第6回定期報告に関する最終見解では下記のように勧告されている。

「12. 委員会は、韓国・朝鮮人、中国人、部落民といったマイノリティ集団のメンバーに対する憎悪や差別を煽り立てている人種差別的言動の広がり、そして、こうした行為に刑法及び民法上の十分な保護措置がとられていないことについて、懸念を表明する。委員会は、当局の許可を受けている過激派デモの数の多さや、外国人生徒を含むマイノリティに対し行われる嫌がらせや暴力、そして「Japanese only」などの張り紙が民間施設に公然と掲示されていることについても懸念を表明する。

締約国は、差別、敵意、暴力を煽り立てる人種的優位性や憎悪を唱道する全てのプロパガンダを禁止すべきである。また、こうしたプロパガンダを広めようとするデモを禁止すべきである。締約国はまた、人種差別に対する啓発活動に十分な資源を割り振り、裁判官、検察官、警察官が憎悪や人種差別的な動機に基づく犯罪を発見するよう研修を行うようにすべく、更なる努力を払うべきである。締約国はまた、人種差別的な攻撃を防止し、容疑者らを徹底的に捜査・訴追し、有罪の場合には適切な処罰がなされるよう必要な全ての措置を取るべきである。」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf>

47 人種差別撤廃委員会による日本の第7回・第8回・第9回定期報告に関する最終見解（2014年9月26日）では、外国人やマイノリティ、とりわけ韓国・朝鮮人に対し、人種差別的デモ・集会を行う右翼運動や団体により、差し迫った暴力の扇動を含むヘイトスピーチが広がっており、公人や政治家による発言がヘイトスピーチや憎悪の扇動になっており、メディアにおける人種差別的暴力と憎悪の扇動の広がり、さらにこれらの行動が必ずしも適切に捜査及び起訴されていないことを懸念し、「人種差別的ヘイトスピーチへの対処に関する一般的勧告35（2013年）を想起し、委員会は、人種差別的スピーチを監視し対処する措置は、抗議の表現を奪う口実として使われるべきではないことを想起する。しかしながら、委員会は、締約国に人種差別的ヘイトスピーチやヘイトクライムから保護する必要がある社会的弱者の権利を擁護する重要性を喚起する。それゆえ、委員会は、締約国に以下の適切な措置をとるよう勧告する。

(a)憎悪及び人種差別の表明、デモ・集会における人種差別的暴力及び憎悪の扇動にしっかりと対処すること。(b)インターネットを含むメディアにおいて、ヘイトスピーチに対処する適切な措置をとること。(c)そのような行動について責任ある個人や団体を捜査し、必要な場合には、起訴すること。(d)ヘイトスピーチを広めたり、憎悪を扇動した公人や政治家に対して適切な制裁措置をとることを追求すること。(e)人種差別につながる偏見に対処し、また国家間及び人種的あるいは民族的団体間の理解、寛容、友情を促進するため、人種差別的ヘイトスピーチの原因に対処し、教授法、教育、文化及び情報に関する措置を強化すること。」を勧告している。また、この項の勧告は、同委員会から「特別の重要性を有する勧告」と指定されている。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf>

■ 当連合会の取組等

20項、21項(a)(b)(c)に関連する取組として、当連合会は、日本の現状を踏まえ1989年2月17日付けで、『教科書における男女平等』についての意見書を公表し、義務教育の教科書に関し、固定的性別役割分担意識と「男らしさ」「女らしさ」の定型化された観念を子どもに植え付け、助長する記述、写真及び挿絵を改善し、男女平等の理念に立ち、男性も女性も共に人間として自立した豊かで多様な生き方を学ぶことができる教科書とすることを提言している。

またヘイトスピーチ及びヘイトクライムに関連する(d)(e)については、2002年12月19日付けで、「在日コリアンの子どもたちに対する嫌がらせ等に関する会長声明⁴⁸」を発表した。2015年に、人種差

別撤廃条約の理念に基づき、人種等（人種、皮膚の色、世系、民族的若しくは種族的出身、国籍）を理由とする差別の撤廃に向けた速やかな施策を行うことを求める意見⁴⁹をまとめた。

その中では、①国に対し、人種的差別を理由とする入店・入居拒否等の差別的取扱いや、人種的憎悪や人種的差別を扇動又は助長する言動（ヘイトスピーチ）等の人種的差別に関する実態調査を行うことを求め、②国に対し、人種的差別禁止の理念並びに国及び地方自治体の人種的差別撤廃に向けた施策を実施するに当たっての基本的枠組みを定める法律の制定を求め、③国に対し、人種的差別を防止し差別による被害から救済するための制度的枠組みを充実させるべく、政府から独立した国内人権機関を早急に設置し、個人通報制度の利用を可能とするための措置を講ずることを求めている。

48 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2002/2002_19.html

49 「人種等を理由とする差別の撤廃に向けた速やかな施策を求める意見書」（2015年5月7日）
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion_150507_2.pdf

22 委員会は、法務省が、(a) 膣性交にのみ適用される強姦罪の狭い定義、(b) 性犯罪の低い法定刑の引上げ、(c) 婚姻関係における強姦を明示的に犯罪化する法規定の採択及び(d) 性犯罪を非親告罪とすることを含む様々な課題に取り組むため、刑法を見直す検討会（訳注・「性犯罪の罰則に関する検討会」）を設置したことに留意する。しかしながら、委員会は、法務省の刑法を見直す検討会が、婚姻関係における強姦を明示的に犯罪化する必要がないと考えたことを懸念する。また、刑法の性交同意年齢が依然として 13 歳であること、及びかかる法定強姦の法定刑の下限がわずか 3 年の懲役であることを懸念する。委員会はさらに以下のことを懸念する。

- (a) 刑法に近親姦を個別に犯罪化する規定を欠くこと。
- (b) 裁判所による緊急時での保護命令の発令の異常な遅れが報告されており、そのことによってドメスティック・バイオレンスを含む暴力の被害者がさらなる暴力の危険にさらされていること。
- (c) ドメスティック・バイオレンスを含む暴力被害に遭っている移住女性、民族及びその他のマイノリティ女性、障がいを持つ女性が当局への被害の通報・申告に消極になっていること、出入国管理及び難民認定法の下で保護されるためにはその配偶者の身分を有する者としての活動を行わないで在留していることにつき「正当な理由」が求められているため、特に移住女性が在留資格取消の恐れがあるため被害申告をしないという情報があること。
- (d) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）が、あらゆる家族形態のすべての女性に対して適用できるかについて不明確であること及びそのような事案で被害女性を保護する措置の発令に裁判官が消極的であること。

23 女性に対する暴力についての本委員会一般的勧告第 19 号（1992 年）及び前回の総括所見での勧告事項（第 6 回、30 項）を想起し、委員会は締約国に次のとおり促す。

- (a) 本条約及び本委員会の一般的勧告第 19 号（1992 年）、またそれについての先例を十分に活用し、刑法改正の際には、確実に、ドメスティック・バイオレンスや近親姦を犯罪類型として明示することを含め、女性に対する暴力を包括的に位置付けること。
- (b) 強姦の定義を拡大し、性犯罪を非親告罪とするよう、刑法を速やかに改正すること。
- (c) 婚姻関係における強姦を明示的に犯罪として規定するよう修正し、法定強姦（同意年齢未満の者に対する違法な性交）の法定刑の下限を引き上げること。
- (d) 緊急時の保護命令発令の司法手続を迅速化すること。
- (e) 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力の被害者、特に移民女性の被害者が、通報・申告ができるよう奨励すること及び女性に対する暴力の被害者のために、シェルターが利用可能であり、また、十分な設備も備っていることを確実にすること。
- (f) 指導的立場にいる職員の研修、女性及び少女に対する暴力のすべての事案が完全かつ効果的に捜査され、加害者が起訴され、有罪を宣告した場合は適切に処罰されることを確実にすること。
- (g) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）が、あらゆる家族

形態のすべての女性に対して適用できるよう確実にすること。

■ 総括所見の内容

本項は女性に対する暴力に関連し性犯罪、DVに関連する懸念と勧告を表明している。

なお 女性差別撤廃条約には女性に対する暴力に直接言及した条文は存在しないが、委員会はジェンダーに基づく暴力は差別の一形態であるとして、条約第1条に規定する女性に対する差別の定義はジェンダーに基づく暴力を含むとコメントしている。同条約が1979年に採択され、90年代に入ると国連での女性に対する暴力への取組が本格化し、1991年に国連経済社会理事会はあらゆる形態の女性に対する暴力と題する決議を採択し、1992年に、女性差別撤廃委員会是一般勧告第19号（女性に対する暴力について）を発表し、女性に対する暴力について同条約上の位置付けを明確にするとともに、報告審査に当たって締約国にジェンダーに基づく暴力についての報告を種々求めるようになった。1993年には国連総会にて女性に対する暴力撤廃宣言が採択され、さらに1994年には女性に対する暴力とその原因及び結果に関する特別報告者が任命された。

このような状況において、国連では武力戦争下の組織的強姦や性奴隷制が重大な課題として扱われ、また、DVやセクシュアル・ハラスメント等についても、委員会において、女性差別撤廃条約との関係で議論され、多くの勧告が出されるようになった。なお、女性差別撤廃委員会の女性に対する暴力についての一般勧告第19号は、さらなる充実を目指して現在改訂作業が行われている。

今回の総括所見23項の性犯罪に関する(a)(b)(c)では、女性差別撤廃委員会は、配偶者間強姦や近親姦の明記、強姦の定義の拡大、性犯罪の非親告罪化、性交同意年齢未満の者への性犯罪の法定刑の引上げ等を勧告している。

女性に対する暴力について、被害者を効果的に救済できるよう、女性差別撤廃委員会は上記の法改正だけでなく、現行法の適正な運用を勧告しており、23項(d)は保護命令の発令の迅速化を、同(e)は被害申告や通報への障壁を除去し、また、シェルターを現実利用可能とすること、同(f)は犯罪に該当する場合には捜査、起訴、処罰が適正にされるよう勧告し、また、同(g)ではDV防止法をあらゆる家族形態に適用できるようにすることを勧告している。

■ 関連する条約、その他の条約機関の勧告等

- ・女性差別撤廃条約一般勧告第19号(1992年)
- ・国連女性に対する暴力防止・法整備のためのハンドブック(国連女性の地位向上部)
- ・自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」10項(2014年)
- ・拷問禁止委員会「日本の第2回定期報告についての総括所見」20項(2013年)
- ・社会権規約委員会「第3回政府報告に関する最終見解」23項等(2013年)

■ 日本の現状

1. 23項(a)(b)(c) 刑法強姦罪規定や関連規定について

日本は、国連の各人権条約機関から、被害女性等の実情に合わせて効果的な救済のために必要な改正をするよう重ねて勧告を受けている。

2014年10月に法務省は、この点についての検討会を設置し、議論の状況が2015年8月に公表された⁵⁰。その後、2015年10月には、法務大臣から法制審議会に対する諮問によって、強姦罪の法定刑の引上げ（法定刑の下限を現行の3年

50 法務省「『性犯罪の罰則に関する検討会』取りまとめ報告書」(2015年8月6日)
<http://www.moj.go.jp/content/001154850.pdf>

から5年とする。)、現に監護する者による性犯罪類型の新設、非親告罪化、強姦罪の構成要件の拡大(主体は男女を問わず、従前の膣性交に加えて肛門性交、口腔性交を対象とする。)等の論点については、法務省に設置された審議会である法制審議会において調査・審議され、2016年6月に法制審議会の部会にて採決、同年9月の法制審総会にて答申がまとめられた。報道によれば政府は2017年3月上旬に改正案を閣議決定し、⁵¹2017年通常国会での成立を目指している。

なお、法務大臣からの諮問においては、これまで国連の各人権条約委員会から勧告されてきた、性交同意年齢の引上げ、夫婦間強姦の明示、暴行・脅迫要件の緩和等の論点が除外された。

2. 23項(d) 保護命令について

保護命令の発令については、申立てから発令までに2週間前後を要するという実態は、同制度の施行以来、ほとんど短縮化されていない。⁵²また、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、これらを経ずに発令できることになっており(DV防止法第14条第1項但書)、無審尋での保護命令の発令も認めているが、2008年は30件、2009年は29件、2010年は18件、2011年は10件、2012年は23件となっており、極めて例外的な事案でしか利用されていない。

また、DV防止法では、生活の本拠を共にする交際関係にまで適用範囲を拡大する改正がなされているが(同法28条の2)、生活の本拠が異なる場合には同法の適用外となってしまう。

3. 23項(e) 暴力による女性・少女被害者特に移民女性被害者について

外国人女性が在留資格「日本人の配偶者等」を

取得し又はその在留期間を更新するためには、日本人夫の協力が必要であり、それゆえ、日本人夫が外国人妻を支配することが制度上容易となっている。DVを含めて、日本人夫に有責性がある場合であっても、別居が相当期間続けば、入国管理局によって「当該婚姻関係が社会生活上、実質的基礎を失っている場合」に該当すると判断され、在留資格「日本人の配偶者等」の在留期間更新を許可されない危険がある。

また、在留資格「日本人の配偶者等」で在留する女性が、正当な理由なく「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留している場合」(出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第7号)及び正当な理由なく「九十日以内に法務大臣に、新住居地の届出をしない」(同第9号)場合には、入国管理局は、その在留資格を取り消すことができると規定されていることから、移住女性の被害申告や通報が事実上困難である。

入国管理局は、取消しを行わない場合の具体例の一つとして「配偶者からの暴力(いわゆるDV)を理由として一時的に避難又は保護を必要としている場合」を挙げているが、診断書や写真等がある身体的DVは別として、心理的・経済的・性的その他様々な形態の非身体的DVは、正しく認定されないおそれがある。

特に、外国人女性については、日本人女性に対するのと同様のDVのほか、パスポートを取り上げる、金銭を持たせない、食生活から習慣に至るまで日本への同化を要求する、同国人との交際を禁止する、母語の使用を禁止する、母国への送金や家族への電話を禁止する、帰国を禁止する、帰国費用を出さないなど様々な形態のDVがあるが、これらは考慮されていないおそれ

51 強姦罪の法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げ、強姦罪、準強姦罪及び強制わいせつ罪について親告罪の規定を削除し、被害者に男性も含めるものである。また罪名を強姦罪から「強制性交等罪」に変更し、「監護者わいせつ罪」「監護者性交等罪」を新設し、親など「監護者」が影響力を利用して18歳未満の人と性行為をすれば暴行や脅迫がなくとも処罰することができるものとする。産経ニュース 2017年2月27日

52 法施行後平成26年12月末までの間に保護命令が発令された事件の平均審理期間は12.7日となっており、むしろ長期化している傾向もみられる。http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/honpen/bl_s04_01.html

が強い。DVについて適切に認定されないこともあり、外国籍被害者は在留資格の取消しにおびえて被害申告や離婚手続きに踏み切れない事例もある⁵³。内閣府の統計では2014年度に全国の配偶者暴力相談センターが日本語が不自由な人から受けた相談は1700件（うち女性からの相談は1658件）であるのに対して、2014年の1年間で入管がDV被害者として認知した人数は95人であることから、DV被害者が逃げることさえできずにいる実態が垣間見られる。

4. 23項(g) 同性カップルへのDV防止法の適用について

また、法文上の根拠がないものの同性のカップルには適用されていない裁判所もあるようである。昨今我が国において、LGBTによる差別が社会問題としてマスメディアにも取り上げられるようになる中で、同性カップルのDV被害者に対する救済に関してこの勧告がなされた意味は極めて大きい。

■ 政府、裁判所、立法機関に必要な事項

人種差別撤廃委員会は、2012年の改正された出入国管理及び難民認定法の規定の下で、同法第1節第22条の4に規定されるように、外国人女性が「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留している」場合に、当局が、日本人とあるいは永住者の在留資格を持つ外国人と結婚している外国人女性の在留資格を取り消すことができることを懸念しており、これらの規定は、夫からのDVの被害者である外国人女性が、虐待関係から離れ、支援を求めることを妨げるもの

である（第2条及び第5条）ことを指摘している⁵⁵。

また、移民、マイノリティ及び先住民族の女性に対する暴力の問題に、彼女らに対する暴力のすべての形態を起訴し制裁することによって、実効的に取り組むため、並びに被害者が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできることを確保するための適切な措置をとることを勧告し、特に外国人女性が、離婚等によって国外退去を強いられず実質的に女性が虐待関係にとどまらざるを得ないよう、在留資格に関する法制を見直すべきであると勧告している。また、この項の勧告については、同委員会から「締約国による1年以内のフォローアップが必要な勧告」と指定されている。

制度の見直しは予定されていないようだが⁵⁶、在留資格「日本人の配偶者等」で在留する女性と日本人夫との間の離婚手続きの際、日本人夫側に有責事由がある場合は、DVの場合に限らず、在留資格の取消しの対象から除外し、調停・訴訟などの婚姻解消過程における在留を保障し、従来の在留実績などを考慮して「定住者」などの定住的在留資格を付与するなどの運用を明確にすべきである⁵⁷。

■ 当連合会としての取組等

刑法規定の改正については議論があるところであり、当連合会では、「強姦罪等の性犯罪は、被害者に多大なる肉体的及び精神的なダメージを与え、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する犯罪である。要綱（骨子）において提案されている性犯罪に関する罰則の改正は、性犯罪による被害が深刻であることを示すものであり、当連合会も被害の深刻さ自体に異論を述べるものではない。」としつつも、刑

53 2015年に30人が入管法第22条の4第1項第7号に該当するとして在留資格を取り消された。

54 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2014soudan.pdf

55 人種差別撤廃委員会「日本の第7回・第8回・第9回定期報告に関する最終見解」（2014年9月26日）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf>

56 このような見直しが不要とする根拠や現状について、政府は、2016年8月に人種差別撤廃委員会に提出したフォローアップレポート（17項部分該当）を作成している。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000190405.pdf>

57 「外国人の在留カード及び外国人住民基本台帳制度の開始に際しての会長声明」（2012年7月9日）
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2012/120709.html>

罰の抑制や明確性の要請から一部の改正事項に対しては反対の意見を示している。⁵⁸

また、当連合会の取組としては、同性カップルに対するDV防止法での保護の適用に関連して、当連合会の両性の平等に関する委員会がLGBTプロ

ジェクトチームを設立し、2016年から「女性の権利110番」において、LGBTの方からの電話相談にも対応できるように検討する等、ニーズの把握や相談対応を拡大している。

58 「性犯罪の罰則整備に関する意見書」(2016年9月15日)では、性犯罪の非親告罪化等の改正事項については反対せず、現行刑法第177条の「姦淫」に該当する以外の行為類型(肛門性交及び口腔性交)について、法定刑の下限を懲役5年とするべきではなく、現行刑法第177条と同様に懲役3年に止めるべきであり、監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設については、監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に係る罪を新設するのであれば、被監護者の意思に反する行為のみを処罰対象とし、そのことが文言上も明確にされるべきとの意見表明をしている。http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2016/160915_4.html

24 委員会は、締約国が、旧優生保護法の下で、都道府県優生保護審査会を通じて疾病又は障がいを持つ子どもの出生を防止しようとし、その結果、障がい者に強制不妊手術を受けさせたことに留意する。委員会は、約16,500件の強制不妊手術のうち70%が女性に対するものであり、締約国が補償、公式な謝罪及びリハビリテーション等の救済を提供する何らの取組がなされていないことに留意する。

25 委員会は、締約国が、旧優生保護法の下での女性の強制不妊手術という形態でなされた過去の侵害の程度に関する調査研究を実施し、加害者を起訴し、有罪を宣告した場合は適切に処罰するよう勧告する。委員会は、さらに、締約国が強制不妊手術のすべての被害者に対し、法的救済へアクセスするために支援を提供する具体的措置を取り、補償及びリハビリテーション・サービスを提供するよう勧告する。

■ 総括所見の内容

強制不妊手術については、女性差別撤廃条約では女性差別撤廃全般（第2条）、有害な慣行（第5条）、健康（第12条）、家族形成（第16条）等様々な要素を含む差別であり、また、女性差別撤廃委員会一般的勧告第19号（女性に対する暴力について）では、強制的な不妊手術や強制的な中絶について女性の権利を侵害するものであり、防止する措置がとられるべきであるとしている。

■ 関連する条約、その他の条約機関の勧告等

- ・ 女性差別撤廃委員会一般的勧告第18号及び第19号
- ・ 障害者権利条約第6条、第23条等
- ・ 自由権規約委員会「日本の第4回定期報告に関する最終見解」（1998年）等

■ 日本の現状

旧優生保護法は戦前の国民優生法を引き継いで1948年に成立されたもので、「不良な子孫の出生防止」を根拠にして、本人の同意に基づかない不妊手術（「優生」手術）ができる旨を規定しており（同法第4条、第12条）、これに基づいて、1949年から1996年までの間に公式に報告されただけで、合計1万6475⁵⁹件の本人の同意に基づかない不妊手術が実施された。うち、女性に対する実施は1万1312件であり、総数の約7割を占めている。そのほかに、形式上は優生保護法第3条の本人の同意に基づくとされながらも実質的には強制下で不妊手術が実施されたものや、優生保護法を逸脱した不妊手術などの存在も明らかにされている。

旧優生保護法は、1996年に母体保護法に改正され、「不良な子孫の出生防止」という法の目的や、優生手術の根拠規定は削除された。

ところで我が国は、2014年に障害者権利条約を批准し、同条約第23条では、強制的な不妊手術を禁止する根拠となる障がい者のリプロダクティブ・ライツを明記し、この条約に国内法を整合させるため障害者基本法が2013年に改正され、障害者差

59 衛生年報（1949－1959）、優生保護統計報告（1960－1995）、母体保護統計報告（1996）の集計

別解消法が2016年に施行されている。

しかしながら、そのような経過の中でも、優生保護法によって、強制的な不妊手術を施したことについての事実調査、被害者への謝罪や補償はなされなかった。

■ 政府、裁判所、立法機関に必要な事項

政府においては、自由権規約委員会からの1998年の勧告及び本総括所見に基づいて、実態調査、謝罪、補償とリハビリテーションの提供を速やかに⁶⁰することが求められる。

■ 当連合会としての取組等

問題発生からかなりの年月が経過してしまっており、優生保護法が母体保護法に改正された1996年から20年経過し、また、自由権規約委員会からは既に1998年に勧告がなされていたものの、かかる重大な人権侵害に対する被害者への謝罪と補

償等は未解決の課題となっている。

この点、当連合会は、2017年2月に「旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に対する補償等の適切な措置を求める意見書」⁶¹を発表して、

1 国は、旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶が、対象者の自己決定権及びリプロダクティブ・ヘルス／ライツを侵害し、遺伝性疾患、ハンセン病、精神障がい等を理由とする差別であったことを認め、被害者に対する謝罪、補償等の適切な措置を速やかに実施すべきである。

2 国は、旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に関連する資料を保全し、これら優生手術及び人工妊娠中絶に関する実態調査を速やかに行うべきである。

との意見を発表している。

60 委員会からの勧告を受けて、塩崎厚生労働大臣は2016年3月22日の参議院厚生労働委員会において、被害者本人から要望があれば事情を聞くと答弁し、厚生労働省の母子保健課によって、被害当事者のヒアリングと調査が始まった。

61 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2017/opinion_170216_07.pdf

26 委員会は、締約国による2014年12月の人身取引対策行動計画策定及び人身取引対策推進会議の設置に留意する。委員会は、国会に法案を提出し、外国人技能実習制度を改善しようとする締約国の取組を歓迎する。しかし、委員会は、締約国が依然として労働及び性的搾取の目的で人身取引の被害者、特に女性と少女の供給国、通過国及び受入れ国であることをはじめ、以下のことを懸念する。

- (a) 女性が依然として娯楽産業、特に売買春及び映像ポルノグラフィ製作において性的搾取の対象になっていること。
- (b) 外国人技能実習制度の下で締約国に来る女性と少女が、依然として強制労働及び性的搾取の対象となっていること。

27 委員会は、以下のことを締約国に勧告する。

- (a) 特に外国人技能実習制度の下で募集並びに採用される女性と少女の人身取引に対処するために、定期的な労働監督その他の努力を強化すること。
- (b) 性的搾取を防止するために、成人用娯楽を提供し、映像ポルノグラフィを製作する事業所を対象とする監視及び監査プログラムを強化すること。
- (c) 地域の他の国々との情報交換や人身取引業者を起訴するための法手続の調整を含め、二国間、地域内及び国際協力を目的とする努力を継続すること。
- (d) 次回定期報告で、外国人技能実習制度の下で予定されている改善の実施についての情報を提供すること。
- (e) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を批准すること。

■ 総括所見の内容

女性差別撤廃条約第6条では女性の売買及び女性に対する売春からの搾取の禁止を規定しており、本勧告は、同条に関するものである。女性差別撤廃委員会一般的勧告第19号では、女性に対する暴力に関して詳細なコメントをしている。

■ 関連する条約、他の条約機関からの勧告等

自由権規約第8条、児童の権利条約第34条、第

35条等が関連している。

人身取引については、自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」15項⁶²(2014年)において「加害者に科せられる実刑判決が少ないこと、裁判にかけられた強制労働の加害者がいないこと、被害者認定が減少していること及び被害者に対する支援が不十分なこと」に懸念が表明された。人種差別撤廃委員会「日本の第7回・第8回・第9回定期報告に関する最終見解」16項(2014年)において「締約国における人身取引の現象範囲の評価を可能とし得るデータの欠如」⁶³に対する懸念に基づ

62 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf>

63 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf>

いて勧告がなされている。

外国人技能実習生については、自由権規約委員会からは繰り返し労働搾取や性的搾取などが指摘され、人種差別撤廃委員会からも同様の懸念が指摘され、両委員会から同制度の改正が求められている^{64,65}。

■ 日本の現状

外国人技能実習制度は、国際貢献としての日本の技術の海外移転という名目とは異なり、実態は安価な非熟練労働力の供給制度となっている。労使関係が対等ではないことから、賃金不払、実習生に対する暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段による技能実習の強制、セクシュアル・ハラスメントなどの深刻な人権侵害が起こっている⁶⁶。

人身取引については、援助交際やJKビジネスが性的搾取を目的とする人身取引を依然として助長しており、被害者には、貧困者、精神障がい者、JFC (Japanese-Filipino Children ; 主に日本人男性とフィリピン人女性の間に生まれた子どもたちのこと) などが多く含まれている⁶⁷。

ポルノ規制のうち成人ポルノについては業界の自主規制に委ねられており、規制がないに等しい⁶⁸。

若者の無知や困窮に乗じて業者主導で出演契約が締結され、拒否すれば違約金の請求によりポルノ出演が強制されるなどの深刻な人権侵害が生じている⁶⁹。もっとも、①複数回のポルノ出演契約締結後に出演拒否した女性に対するプロダクションからの債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟が棄却されたこと⁷⁰、②内閣府が民間団体からの聞き取りなどを通じて実体の把握に努めることについて閣議決定がなされたこと⁷¹、③警視庁が女性をポルノ撮影に派遣したとして派遣業者を逮捕したこと⁷²、等の前進もみられる。

情報交換や人身取引業者の起訴のための法整備などの国際協力については具体的な成果が公表されておらず、どの程度進行しているのか不明である。国内における人身取引業者の処罰は、1年間で27件にすぎず⁷³、また刑はおおむね50万円前後の罰金刑が多く、懲役刑でも最大4年であり、十分な制裁もしくは歯止めとなっていない。

日本で人身取引被害者の支援に取り組むNPO法人人身取引被害者サポートセンターライトハウスは、現在日本で約5万4000人もの被害者がいると推測している⁷⁴。

人身取引議定書については、署名、国会の承認は済んでいるものの、未批准であり、G7参加国の中で批准していないのは日本だけである。もっとも

64 自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」16項

65 人種差別撤廃委員会「日本の第7回・第8回・第9回定期報告に関する最終見解」12項

66 「『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案』に対する会長声明」(2015年4月24日)
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2015/150424_2.html

67 米国国務省2016年人身取引報告書(日本に関する部分)
<https://japanese.japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20160801-01.html>

68 「第7回及び第8回報告審査に関する女子差別撤廃委員会からの質問事項に対する回答 <仮訳>」
http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/response_7-8_j.pdf

69 前掲認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ「ポルノ・アダルトビデオ産業が生み出す、女性・少女に対する人権侵害調査報告書」

70 東京地裁平成27年9月9日判決

71 参議院平成28年6月2日内閣参質190第127号(答弁書第127号)
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/190/toup/t190127.pdf>

72 2016年6月11日警視庁が大手 AV プロダクションの元社長らを、女性を実際の性行為を含むポルノの撮影に派遣したとして、労働者派遣法違反(有害業務就業目的派遣)の疑いで逮捕した事件。

73 前掲脚注68と同様

74 同法人ウェブサイト「人身取引とは」<http://lhj.jp/humantrafficking>

同議定書を批准していない理由は、同議定書の本体である国際組織犯罪防止条約の批准の状況によるものである。

国家戦略特区において解禁される外国人家事労働者の受け入れについては、家庭内という密室においてハラスメントが起きる可能性が高いことや、労働時間や賃金などが適切に管理されないおそれがあることなど、家事労働者の労働搾取になる危険があることに注意すべきである。外国人女性の移住労働者は、外国人であることに加えて女性であることにより様々な交差的差別を受けることが多い。また、家事労働者として失業した途端に不法滞在となること、単身女性の場合は家族などからの経済的保護も受けられず、性別及びジェンダーに基づく危険や移住者の地位に基づく危険に直面する。

2020年オリンピック東京大会においては、大規模スポーツイベントの際の売買春の機会の拡大に伴う人身取引の増加が世界的に問題になっていることから、十分な注意を払う必要がある。

■ 政府、裁判所、立法機関に必要な事項

法務省入国管理局が2015年度に保護又は帰国支援した人身取引の被害者数は26人であるが、⁷⁵これは実際の被害者数のごく一部にすぎないと考えられる。柔軟な被害者の認定が必要であり、また帰国支援を促すのみでなく在留期間の更新、資格の変更、在留特別許可など、被害者に応じた個別の支援が必要である。

立法機関は人身取引を包括的に規定する人身取引被害者支援法（仮称）を制定すべきである。

■ 当連合会としての取組等

「『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案』に対する会長声明」⁷⁶
(2015年4月24日)

75 法務省入国管理局「平成27年に保護又は帰国支援した人身取引の被害者数」2016年3月

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri08_00024.html

76 前掲脚注66と同様

28 委員会は、前回の総括所見（第6回、37項及び38項）を想起し、また未解決の「慰安婦」問題に関して他の国連人権機関が行った数多くの勧告、例えば人種差別撤廃委員会（第7回－第9回）、自由権規約委員会（第6回）、拷問禁止委員会（第2回）、社会権規約委員会（第3回）、国連人権理事会の特別手続の任務保持者や普遍的定期審査 [UPR] (A/HRC/22/14/Add.1、147-145項以下参照) の勧告に言及する。「慰安婦」問題を解決しようとする締約国の努力、最近では2015年12月28日に発表された締約国と韓国との二国間合意を通じてのものに注目しつつ、委員会は、締約国が前述の諸勧告を実施していないこと、そして、指摘されている違反は当該条約が締約国にとって発効した1985年より前に起こったものであるから「慰安婦」問題は委員会の権限外であるとする締約国の主張を遺憾に思う。委員会は以下のことをさらに遺憾に思う。

- (a) 「慰安婦」に対して行われた侵害に対する締約国の責任に関して、公的な職にある者や指導的立場にある者による発言が増えていること、また「慰安婦」問題が「最終的かつ不可逆的に解決した」とする大韓民国との二国間合意の発表は被害者中心アプローチを十分に採用していないこと。
- (b) 深刻な人権侵害を受けた「慰安婦」には、締約国から公式で曖昧さのない責任を認められることなく死去した者がいること。
- (c) 締約国が他の関係国の「慰安婦」被害者に対して国際人権法上の責務を果たしていないこと。
- (d) 締約国が「慰安婦」問題に関する教科書の記述を削除したこと。

29 委員会は前回の勧告（第6回、37項及び38項）を繰り返し述べるとともに、「慰安婦」問題は、被害者に対する効果的な救済の不足が継続している現状のもとでは、第二次世界大戦中に締約国の軍隊によってなされた侵害行為の被害者・サバイバーの権利に継続的に影響を与える深刻な違反を発生させるものであると考える。よって、当委員会は、このような違反を扱うことに時間的管轄による妨げはないと考え、締約国に以下を求める。

- (a) 指導的立場にある者や公職者が責任に関して軽率な発言を止めることを確実にすること。こうした発言は被害者に再び心的外傷を与える。
- (b) 被害者の救済への権利認定をし、それに応じて損害賠償、名誉回復、公式謝罪とリハビリテーション・サービスを含む十全で効果的な救済と被害回復措置を提供すること。
- (c) 2015年12月に大韓民国と共同発表した二国間合意を実施するにあたって、締約国は、被害者・サバイバーの見解を十分に考慮し、彼女たちの真実と正義と被害回復に対する権利を確保すること。
- (d) 教科書に「慰安婦」問題を適切に取り入れ、生徒・学生や一般の人々に歴史の事実が客観的に提供されることを確保すること。
- (e) 次回の定期報告において、被害者・サバイバーの真実、正義、被害回復の権利を保障するために行われた協議その他の施策の状況について情報を提供すること。

■ 総括所見の内容

本項は、戦時下の性暴力とその結果としての被害に関するものであり、主に女性差別撤廃条約第2条、第5条、第6条に関連する勧告である。

前回の総括所見では、「第二次世界大戦中に被害者となった『慰安婦』の状況の恒久的な解決策が締約国において見出されていないことを遺憾に思い、学校の教科書からこの問題への言及が削除されていることに懸念を表明する。」と述べた上で、「委員会は、締約国が『慰安婦』の状況の恒久的な解決のための方策を見出す努力を早急に行うことへの勧告を改めて表明する。この取組には、被害者への補償、加害者の訴追、及びこれらの犯罪に関する一般国民に対する教育が含まれる。」と勧告された。

今回は、前回の勧告に加え、より具体的な取組が勧告された。すなわち、①指導的立場にある者や公職者の発言を止めさせること、②被害者への対応（効果的な救済と被害回復措置）、③日韓二国間合意の実施に当たり、被害者へ配慮すること、④教科書に「慰安婦」問題を適切に取り入れること、⑤次回の定期報告において、この問題への取組に関する情報を提供することである。

なお女性差別撤廃委員会の一般的勧告第19号（女性に対する暴力）（1992年）及び一般的勧告第30号（紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性）（2013年）を参照されたい。

■ 他の国際機関等からの勧告等

- ・自由権規約委員会の「日本の第5回定期報告に関する最終見解」⁷⁷ 22項（2008年）

- ・自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」⁷⁸ 14項（2014年）
- ・社会権規約委員会「第3回政府報告に関する最終見解」⁷⁹ 26項（2013年）
- ・社会権規約委員会「第2回政府報告に関する最終見解」⁸⁰ 26項、53項（2001年）
- ・人種差別撤廃委員会「日本の第7回・第8回・第9回定期報告に関する最終見解」⁸¹ 18項（2014年）
- ・拷問禁止委員会「条約第19条に基づき締約国から提出された報告書の審査拷問禁止委員会の結論及び勧告」⁸² 12項（2007年）
- ・拷問禁止委員会「日本の第2回定期報告についての総括所見」⁸³ 19項（2013年）

■ 日本の現状

日本は、女性差別撤廃条約は、条約締結（1985年）以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を条約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないという見解を繰り返して述べてきた（日本政府報告書97項）が、本審査の際にも政府代表は同じ見解を繰り返した。

この点、女性差別撤廃委員会は「第二次世界大戦中に締約国の軍隊によってなされた侵害行為の被害者・サバイバーの権利に継続的に影響を与える深刻な違反を発生させるものであると考える。よって、当委員会は、このような違反を扱うことに時間的管轄による妨げはない」として、日本に対し、上記のとおり具体的取組をすべきことを勧告している。

■ 政府、裁判所、立法機関に必要な事項

77 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Concluding_observations_ja.pdf

78 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf>

79 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000053172.pdf>

80 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/kenkai.html>

81 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf>

82 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/pdfs/kenkai.pdf>

83 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/torture_report_ja2013_re.pdf

日本軍「慰安婦」問題は女性差別撤廃条約の適用を受けることを正しく理解した上で、勧告内容を誠実に履行する必要がある。

■ 当連合会としての取組等

- ・「中学校社会科教科書における『従軍慰安婦』の記述に関する会長声明」⁸⁴（1997年5月1日）
- ・日本弁護士連合会・大韓弁護士協会「日本軍『慰安婦』問題の最終的解決に関する提言」⁸⁵（2010年12月11日）
- ・「橋下徹氏の日本軍『慰安婦』及び『風俗業』に関する発言の撤回と謝罪を求める会長談話」⁸⁶（2013年5月24日）
- ・女性差別撤廃委員会を含むその他各国連人権機関の定期審査等における意見書等の提出

30項、31項「政治的及び公的活動への参加」

30項、31項「政治的及び公的活動への参加」については 22 ページに既述。

84 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/1997/1997_10.html

85 <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2010/101211.html>

86 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2013/130524_3.html

32 委員会は、締約国が教育のすべてのレベルにおいて女性と少女が平等にアクセスできることを優先し、初等・中等教育における少女の参加が増加していることを称賛する。しかしながら、委員会は、下記について懸念する。

- (a) 科学、技術、工学、数学 (science technology engineering and mathematics、STEM) のような伝統的に専ら男性で占められていた研究分野においてのみならず、特に大学や大学院における高等教育就学者数に大きなジェンダーギャップがあること。
- (b) 4年制大学課程を修了せず高等教育の道を進む女性の割合が多く、そのことで労働市場において不利な立場に置かれていること。
- (c) 教育機関における上級管理職及び組織的意思決定ができる地位にいる女性の参画が低く、女性教授が少ないのみならず、女性がより低い地位に集中していること。
- (d) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての年齢に応じた教育内容に関する政治家や公務員による過度に過敏な反発。
- (e) 特にアイヌと同和地区の民族コミュニティの高齢女性をはじめとする民族及びその他のマイノリティのコミュニティでの識字率の低さの報告。
- (f) 特に在日韓国・朝鮮人女性と少女を標的とした学校におけるいじめや人種主義的感情の表現に対する取組の情報の不足と、移住女性及び障がいを持つ女性の教育における状況のデータ不足。

33 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

- (a) 伝統的に男性が占めていた科目 (STEM) への少女の専攻を奨励するため、キャリアガイダンス活動を強化すること及び少女の高等教育の修了が重要であることについて教職員の間で認識を高めること。
- (b) 教育分野における上級管理職及び意思決定をする地位にある女性の代表及び女性教授の人数を増やすよう、暫定的特別措置を含む具体的な措置を講ずること。
- (c) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、年齢に応じた教育の内容及び提供に関する公衆の懸念に対処し、学校のカリキュラムに体系的に組み込まれるようにすること。
- (d) アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人といった民族及びその他のマイノリティ女性や移住女性及び障がいを持つ女性と少女の教育へのアクセス障害をすべて取り除き、次回の政府報告において奨学金を含む彼女らの教育へのアクセスについて情報を提供すること。
- (e) 特に在日韓国・朝鮮人女性と少女を対象とした、教育における人種主義的感情の表現やいじめを含む女性と少女に対するすべての形態の暴力を防止、処罰及び根絶する措置を強化すること。

■ 総括所見の内容

教育について規定した女性差別撤廃条約第10条に関する勧告である。

女性が大学や大学院などの高等教育機関に進学することや、伝統的に男性が占めていた科目を専攻することの重要性についての認識を高めること、また、教育分野における意思決定に女性が参画するための具体的措置を講ずることが勧告された。

性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する教育について適切に学校のカリキュラムに組み入れることも勧告された。

また複合的差別を受ける女性の教育へのアクセスを確保すること、特に在日韓国・朝鮮人女性に対するレイシズムに基づく攻撃を防止、処罰、根絶する措置を強化することが勧告された。

■ 関連する条約、他の条約機関からの勧告

- ・女性差別撤廃委員会一般的勧告第18号
- ・社会権規約第13条
- ・人種差別撤廃条約第5条e(v)
- ・児童の権利に関する条約第23条3項、第28条
- ・障害者権利条約第24条
- ・社会権規約委員会「第3回政府報告に関する最終見解」（2013年）13項(b)において「平等な職業の機会について女兒及び男児を教育すること」及び(c)において、教育についても「意思決定の分野においてクォータ制などの一時的な措置を実施すること」を勧告した。また同13項は「学歴別に分けられた統計データを次回定期報告に含めること」、及び「当該データが性別の平等に関する政策決定においてどのように情報提供されているのか説明すること」を要請している。

また28項において日本国籍を有しない子どもを含め、その法的地位にかかわらず、締約国内

における全ての子どもに対し義務教育が行われているか状況を監視するよう要求している。

- ・自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」（2014年）26項はアイヌ並びに琉球及び沖縄人の児童について、「可能な限り、彼らの児童に対する彼ら自身の言葉での教育を促進すべきである」と要請している。

■ 日本の現状

2015年の大学学部における専攻分野別に見た女性の割合は、工学部で13.6%、理学部で26.8%であり、伝統的に女性の占める割合が少ない科学の分野において、依然として大きな男女格差が残存している。長期的には女性の大学進学率は上昇傾向にあるものの、2015年において男性は55.4%、女性は47.4%であり、女性の方が依然として少ない。⁸⁷ 2015年度の調査によれば大学及び大学院における女性教員の割合は23.2%にとどまっており、特に教授、副学長及び学長に占める女性の割合は低い。

性教育やジェンダーの実質的平等に関する教育に対する妨害が強められ、2003年、東京の養護学校では、都議会議員らが性教育の授業を批判し、教育委員会により性教育の教材が持ち去られ、教師に厳重注意処分がなされるなどの教育への不当な介入が行われた。「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」が2005年に与党・自由民主党に設立され、安倍晋三官房長官（当時）が座長を、山谷えり子国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣（当時）が事務局長を務めた。2005年に策定された第二次男女共同参画基本計画では、「過激な性教育」を戒めると改悪された。2008年、新学習指導要領では発達段階を考慮する等と、以前よりも教育現場での性教育を牽制する文言に変化した。

マイノリティ女性に対する教育全般に関して、調

87 内閣府「男女共同参画白書平成28年版」本編I第6章

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h28/zentai/html/honpen/b1_s06_01.html

査を含めて特別の対処はなされていない。むしろ、朝鮮学校に対する補助金交付に関して、文部科学大臣は、2016年3月に朝鮮学校をその区域内に有する28都道府県知事宛てに、北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総聯が、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているという政府の認識を示した上で、実質的には朝鮮学校に対する補助金交付を停止するよう促すなどの動きがある。

■ 政府、司法、立法機関に必要な事項

科学技術・学術活動に携わる研究職・技術職に進む女性を増やすべく科学技術系の進路への興味関心や理解を全国的に向上させることが必要である。また、研究現場を主導する女性研究者・技術者が継続して活動の最前線で活躍できるよう、環境整備が必要である。

マイノリティ女性に対する教育については、まずは実態の把握をし、具体的方策を立てるべきである。

■ 当連合会としての取組等

「朝鮮学校に対する補助金停止に反対する会長声明」⁸⁸(2016年7月29日)において、朝鮮学校に対する対策について、政府に対しては朝鮮学校に対する補助金交付の停止についての事実上の要請を撤回するべきであると提言し、地方公共団体に対しては、朝鮮学校に対する補助金の支出について教育を受ける権利をはじめとする憲法上の権利に配慮した運用を行うことを求めている。

また、「難病者の人権保障の確立を求める意見書」⁸⁹(2015年7月16日)において、難病の子ども⁸⁹の教育について、障害者権利条約や障害者基本法の求める共に学ぶ教育に沿った学校教育法の運用をし、障がいや難病の有無にかかわらず、教育を受ける権利を保障し、地域とのつながりの中でその能力を発展させるための一貫性・連続性のある教育を提供すること、また、難病の子どもが、地域の学校に在籍したまま院内学級を利用できるようにすること、さらに、学校内や通学における人的支援を拡充し、研修等により教職員・生徒の難病の子どもへの理解を促進するなどの施策を講じることを提言している。

88 <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2016/160729.html>

89 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150716_3.html

34 委員会は、非正規労働者、民族的その他のマイノリティを含む、雇用における女性のエンパワメントを目指す、2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定を歓迎する。しかし委員会は、以下のことを引き続き懸念する。

- (a) 同一価値労働同一賃金の原則の実施が不十分なことに一部起因する、賃金のジェンダー格差が拡大していること。
- (b) 労働市場の水平及び垂直の性別職業分離が継続していること、及びコース別雇用制度に一部起因する女性の雇用が低賃金領域へ集中していること。
- (c) 家族的責任があるために女性のパートタイム労働への集中が継続していること、そのことは彼女たちの年金給付にも影響を与え、退職後の貧困、並びに引き続き報告されている妊娠・出産に関連するハラスメントの一部原因になっていること。
- (d) セクシュアル・ハラスメントに対して適切な禁止規定や制裁がないこと、また締約国がILOの中核的条約である、雇用と職業についての差別待遇に関する第111号条約を批准していないこと。
- (e) 先住民族の女性、マイノリティその他の女性（同和地区、在日韓国・朝鮮、沖縄）、障がいを持つ女性及び移住女性労働者に対して、雇用の領域において複合的・交差的差別が続いていること。
- (f) 締約国における女性家事労働者の地位に関する情報がないこと。

35 委員会は、締約国に、以下のことを行なうよう強く要請する。

- (a) 構造的不平等及び性別職務分離を撤廃し、同一価値労働同一賃金原則を実施することによって賃金のジェンダー格差を縮小するために、2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、労働基準法及び他の関連する法律の下での努力を強化すること。
- (b) 柔軟な働き方の活用を推進し、男性の育児責任への平等な参加を促すために、育児のための男女で分かち合って取得する両親休暇を導入するための努力を強化すること及び適切な保育施設の提供を確保すること。
- (c) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントを抑止するために、禁止と適切な制裁を定める法規定を設けること、また妊娠及び母であることを理由とするものも含め、雇用における差別があった場合の女性の司法へのアクセスを確保すること。
- (d) 労働法及びセクシュアル・ハラスメントに関する行動規範の遵守を確保することを目的とした労働監督を定期的に行うこと。
- (e) 特に先住民族やマイノリティの女性、障がいを持つ女性及び移住女性労働者に関して、雇用分野において調査を実施し、ジェンダー統計を作成すること。
- (f) 締約国の女性家事労働者の状況について次回定期報告の中で情報を提供すること。
- (g) 雇用及び職業についての差別待遇に関するILO第111号条約、家事労働者のディーセント・ワークに関するILO第189号条約（2011年）の批准を検討すること。

■ 総括所見の内容

本項は、女性差別撤廃条約第11条（雇用における差別撤廃について）に関する勧告である。2015年8月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立を歓迎する一方、水平的・垂直的職務分離に形を変えた男女差別の解消、同一価値労働同一賃金原則の導入、柔軟な働き方の活用推進と男性の育児責任への参加の促進及び十分な保育施設の確保、セクシュアル・ハラスメントの直接的禁止規定及び実効的な制裁制度の導入、司法アクセスの確保、女性でありかつ外国人、障がい者、その他の社会的マイノリティであるという複合差別を受けやすい「女性労働者」の権利確保・実態調査、女性家事労働者の情報提供、ILO第111号条約⁹⁰及びILO第189号条約⁹¹の批准の検討等の措置を要請している。

特に注目すべき点は「法の実効性確保」を指摘していることである。女性差別の解消や男女平等の実現のためには、権利や義務を法律で定めるだけでは不十分である。法律で保障された権利を侵害されたり、不合理な差別を受けた個人が容易に権利行使し、実効的な法的救済を得られる制度が不可欠である。法律で保障された権利が侵害された場合、当事者は、最終的には、司法手続を通じて権利を実現する。したがって、司法手続の利用に伴う時間的・心理的・経済的コストの負担や立証責任の負担を軽減し、法によって保障された権利を実質的かつ容易に権利行使しうる法の実効性確保の制度を充実させる必要がある。

次に注目すべきは、先住民族、マイノリティ女性、障がい者、移住女性労働者の権利確保及び実態調査を指摘している点である。移住労働者については、日本政府は、単純労働者や移民労働者を受け入れない建前を取っている。しかし、実際には、技能実習制度、看護師・介護福祉士候補者、家事労働者

の名目で、多くの単純労働者を受け入れている。その一方で、こうした外国籍の実質的単純労働者の置かれた労働環境については労働局への労働相談件数等を含め、積極的な実態調査・統計は取られていない。外国籍の女性については、女性でありかつ外国人であるため複合的差別を受けやすく、特に日本語能力が不十分である場合は、違法な労働搾取やセクシュアル・ハラスメントの対象となりやすい。にもかかわらず、在留資格や在留期間の制限や情報アクセス障害ゆえに、時間的・経済的・精神的負担の多い司法手続を通じて権利行使する途を事実上閉ざされる場合が多い。したがって、少なくとも、労働紛争解決のために民事裁判や行政機関などを利用している期間については、就労可能な在留資格を付与したり、在留期間を延長するなどの具体的措置を検討する必要がある。また全国の労働局に寄せられる労働相談統計においても相談者別の出身地域、職業、相談内容等が反映されるようにすることが望まれる。

■ 関連する条約、他機関からの勧告等

- ・ILO第100号同一価値の労働者についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約
- ・ILO第111号雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（未批准）
- ・ILO第189号家事労働者の適切な仕事に関する条約（未批准）
- ・社会権規約第7条（労働条件についての権利）
- ・社会権規約委員会「第3回政府報告に関する最終見解」13項、15項、16項（2013年）

■ 日本の現状

2015年の雇用者数（役員を除く）は5284万人、そのうち正規雇用労働者数は3304万人（62.5%）、

90 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約

http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239068/lang-ja/index.htm

91 家事労働者の適切な仕事に関する条約

http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239179/lang-ja/index.htm

非正規雇用（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員）労働者数は1980万人（37.5%）である。非正規雇用労働者のうち男性は634万人（32%）、女性は1345万人（68%）と約7割を占めている。女性労働者の56%が非正規雇用である。非正規雇用者のうち不本意非正規雇用（正規の仕事がないから非正規雇用に就いたと回答した者）は16.9%であり、男性は26.9%、女性は12.3%である。フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準は、日本は56.6%（2014年）であり欧州諸国に比し極めて低い水準となっている。⁹² 給与所得者の年間の平均給与は約420万円であるところ男女別にみると男性は約520万円、女性約276万円、正規・非正規でみると正規485万円、非正規171万円である。⁹³ 女性労働者の約56%が非正規雇用に従事している実態を考慮すると、「性別に基づく雇用差別」が「雇用形態による雇用差別」に形を変えて存続し続けていると言える。

政府は2015年女性活躍推進法を施行するとともに、2016年6月「一億総活躍国民会議」による「ニッポン一億総活躍プラン」⁹⁴を閣議決定し、主要なプランである「働き方改革」の一つとして「同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善」を掲げている。具体的には「同一労働同一賃金の実現に向けて、我が国の雇用慣行に十分に留意しつつ、躊躇なく法改正の準備を進める」、「労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の的確な運用を図るため、どのような待遇差が合理的であるか又は不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定す

る」としている。現在、一億総活躍国民会議における安倍首相の指示に基づき厚生労働省職業安定局に「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」⁹⁵が設置され、2016年3月から「同一労働同一賃金」に関する議論が開始されている。

なお、同一価値労働同一賃金については、我が国は1967年にILO第100号条約を、1979年に第7条(a)(1)において「同一価値労働同一賃金の原則」を規定した社会権規約を、1985年に第11条第1項において「同一価値労働同一賃金の原則」を規定した女性差別撤廃条約を批准している。日本政府は、上記各批准の際、同一価値労働同一賃金の原則については、男女同一賃金の原則を規定した労働基準法第4条により満たされているとして、何らの留保もなくこれらを批准し、新たな立法措置は必要ないとの見解を示した。しかしながら、上記各条約の批准から40年前後経過した現在においても、労働基準法には同一価値労働同一賃金の原則を明文化する規定はないばかりか、解釈による同一価値労働同一賃金の原則の確立すら全く出来ていない。したがって、非正規雇用労働者に対する差別的待遇や男女格差を解消し、雇用破壊やワーキング・プア問題、さらには少子化や国内消費の減退に対処するためには、法律上、同一価値労働同一賃金原則を明定すべきである。この点、パートタイム労働法第9条はパート労働者に対する同種労働に従事する者との均等処遇を規定するが、同規定はその要件が厳格すぎて実効性のないものとなっている。⁹⁶ また、労働契約法第20条は、有期労働契約者の労働条件

92 フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準が、ヨーロッパ諸国では7～8割程度であるのに対して、日本は6割弱となっている。アメリカ30.3%、イギリス71.4%、ドイツ79.3%、フランス81.9%、イタリア70.8%、オランダ78.8%、デンマーク70.0%、スウェーデン83.1%

<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2016/documents/Databook2016.pdf>

93 国税庁「平成27年分民間給与実態統計調査結果について」（2016年9月）

<http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/minkan/>

94 内閣府大臣官房政府広報室政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ichiokusoukatsuyaku/plan/>

95 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuan.html?tid=339702>

96 「パートタイム労働法改正に向けた意見書」（2012年11月15日）では、同法第9条第1項（当時）については、「短時間労働者（前条の規定する通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く）の労働契約の内容である労働条件が、短時間労働者であることにより当該事業所に雇用される通常の労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容、その他の事情を考慮して合理的なものでなければならない」と改正し、「労働条件の相違が合理的であることの立証責任を使用者が負担することを明確にすべきであり」、「違反の場合の私法上の効力を付与すべき」であるとの意見を発出している。http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_121115_7.pdf

が、期間の定めがあるという理由により、無期労働契約者の労働条件と相違する場合に、業務内容や当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとし有期契約労働者の労働条件を改善する有効な規定であるが、同一価値労働同一賃金の⁹⁷実効化のためには改善の余地がある。

一方、全国の都道府県労働局雇用均等室に寄せられる男女雇用機会均等法に関する相談は年間2万件を超え、その約半数弱をセクシュアル・ハラスメントに関する相談が占めている。⁹⁸セクシュアル・ハラスメントについては、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの内容、セクシュアル・ハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発することや、セクシュアル・ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること等によることが厚生労働大臣の⁹⁹指針に明示され、各企業によって取組がなされている。しかしながら、セクシュアル・ハラスメントを直接に禁止する法律はなく、行政法である男女雇用機会均等法は、事業主に対しセクシュアル・ハラスメントに関する措置を講ずる義務を定めているに過ぎない。また、措置義務違反に対する直接的な制裁はなく、厚生労働大臣の勧告に従わなかった場合の企業名公表、厚生労働大臣に対する報告義

務違反及び虚偽の場合に20万円以下の過料の制裁があるにすぎない。セクシュアル・ハラスメントの被害者は一般民事法（不法行為、債務不履行）に従い、加害者や使用者責任を追及せざるをえず、また裁判での認容金額も極めて低い水準にとどまっている。裁判提起に伴う経済的、精神的負担、立証責任の負担、費用対効果の低さは、被害者の権利行使を躊躇させる大きな要因になっていると同時に、低額の認容額は企業や加害者への制裁的效果及び社会全体への啓発効果の不十分さの一要因になっていると思われる。

■ 政府、裁判所、立法機関に必要な事項

法の実効性確保の手段としての司法アクセスを十分に保障すべきである。また、政府、法曹、警察関係者に対するジェンダー教育を導入すべきであり、性別、国籍（出身地域）別、職務内容ごとに賃金その他の労働条件等に関する労働実態調査を実施すべきである。

■ 当連合会としての取組等

- ・『「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会報告書」に対する意見書」¹⁰⁰（2013年11月21日）
- ・「労働者派遣法の改正に抗議し速やかな見直しを

97 「有期労働契約に関する労働契約法改正案に対する意見書」（2012年4月13日）において、①改正法案20条の規定に関し、「職務の内容及び配置の変更の範囲」は、労働条件格差の合理性判断に当たって基準とするにふさわしいものとはいえないことから、これを考慮要素とすべきではなく、削除すべきであり、仮に、これを考慮要素とする場合であっても、当該企業の正規労働者に対する配置転換の事情に応じて、個別具体的に判断するものでなければならないことを、指針等で明確にすべきこと。また、同20条に関し「～期間の定めのない労働契約を締結している労働者」に続けて、「又は労働者であった者あるいは労働者となり得る者」を加え、過去との比較、将来との比較を可能とすべきこと。②改正法案20条の規定では、条文の民事的効力が不明確であるから、この規定に反する不合理な労働条件は無効であることを明確化するとともに、期間の定めがあることによる労働条件の相違に「合理性」があることの証明責任を使用者に負わせることを明記すること。③抜本的には、有期契約労働者（無期転換後の無期雇用労働者も含む。）と正規労働者の賃金格差や男女の賃金格差を解消するために同一価値労働同一賃金の原則を実効性ある内容で法制化することを提案している。

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120413_2.pdf

98 厚生労働省「都道府県労働局雇用均等室における法施行状況について」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/sekou_report/

99 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/20000401-30-2.pdf>

100 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/131121_2.html

- 求める会長声明¹⁰¹」(2015年10月1日)
- ・「『あるべき労働時間法制』に関する意見書¹⁰²」(2016年11月24日)
 - ・「『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律』の改正に向けた意見書¹⁰³」(2013年11月22日)

101 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2015/151001_2.html

102 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2016/161124_2.html

103 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/131122_3.html

36 委員会は、締約国が2011年の福島第一原子力発電所の事故後、放射能に関する健康上の懸念に対処する努力をしてきたことに留意する。しかし、委員会は、締約国の年間放射線量20mSvを下回る汚染地域を避難区域の指定から解除する計画について、年間被ばく線量の許容基準を高くすることにより女性と少女に健康上過度の影響を与える可能性があり、懸念を表明する。

37 委員会は、放射能汚染地域について避難区域の指定からの解除が、女性は男性よりも放射線に対する影響が大きいことを考慮して女性と少女に対する危険要因に関し国際的に受け入れられている知見と一致したものとなるよう勧告する。さらに、委員会は締約国に対し、被ばくした女性や少女、特に福島県内の妊婦に対する医療その他のサービスの提供を強化するよう勧告する。

■ 総括所見の内容

女性差別撤廃条約第12条保健の分野での男女平等について、2011年3月に起きた福島第一原子力発電所の事故に関して健康被害の観点から、女性は男性よりも放射線に対する影響が大きいことを考慮し、政府の避難区域の解除計画における年間放射線量の許容基準20mSvに懸念を示し、その計画が女性と少女に対する危険要因に関し国際的知見と一致したものとなるよう、放射線に被ばくした女性や少女、特に福島県内の妊婦に対する医療その他のサービスの提供を強化するよう勧告した。条約第12条に規定した保健の分野における女性差別の撤廃に関連して、政府が進めている避難区域の年間放射線被ばく線量20mSvとする解除計画に対し、放射線被ばく線量を高くすると女性及び子どもの健康に過度の影響を与えるとの視点からなされた懸念と勧告である。

■ 関連する条約、他の条約機関からの勧告等

- ・ 社会権規約第12条（健康を享受する権利）
- ・ 国連人権理事会の普遍的定期審査(UPR)2012年

第2回審査による勧告(A/HRC/22/14147-155.)
政府の受入れ回答(A/HRC/22/14/Add.1 Accept to follow up)

- ・ 国連人権理事会「すべての者の到達可能な最高水準の身体及び精神の健康の享受の権利（健康の権利）特別報告者」アナンド・グローバー（Anand Grover）氏調査報告書（A/HRC/23/41/Add.3）
- ・ 自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」24項
- ・ 社会権規約委員会「第3回政府報告に関する最終見解」25項（2013年）

■ 日本の現状

東日本大震災・原発事故の発生から6年過ぎた今も、原発事故の発生により避難した福島県民は県内に4万人近くいる。政府は、年間被ばく線量については20mSv以下を基準として、福島県の居住制限区域及び避難指示解除準備区域について2017年3月を目途に、解除を進めている。既に避難区域の面積は3分の2まで縮小した。しかし住民は帰還による健康や生活への不安を抱えている。原発事故発生以来今日もなお、放射線の潜在的な健康

影響に対する防護を求める権利¹⁰⁴、持続可能な生活条件・健康に対する権利¹⁰⁵の実現が求められるところである。

人権理事会健康の権利特別報告者アナンド・グローバー氏は放射線量の限度を設定するに当たっては特に影響を受けやすい妊婦や子どもなどに配慮しながら「低線量の放射線でも健康に悪影響を与える可能性があることに鑑みて、避難者は、年間放射線量が可能な限り減少し、年間で1mSvを下回るレベルになった時のみ帰還を推奨されるべきである」と報告している。当連合会は、年間追加被ばく線量が1mSv以下であることが確認された地域か

ら、対象地域の実情に応じて慎重に判断していくべきであるとの意見を公表している。

■ 当連合会としての取組等

- ・第65回定期総会決議「東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の被災者・被害者の基本的人権の回復への支援を継続し、脱原発を目指す宣言」¹⁰⁶（2016年5月27日）
- ・「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の改定（案）に対する意見書」¹⁰⁷（2015年8月7日）

104 国際放射線防護委員会 (ICRP) パブリケーション 111 暫定版総括 (d)、IAEA 基本安全原則7、自由権規約第6条、第7条

105 国際放射線防護委員会 (ICRP) パブリケーション 111 暫定版総括 (d)、社会権規約第11条～第15条

106 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/assembly_resolution/data/160527_1.pdf

107 <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150807.html>

38 委員会は、締約国における、10代の少女と女性の人工妊娠中絶率及び自殺率の高さを懸念する。委員会は、特に以下のことを懸念する。

- (a) 刑法第212条（訳注・墮胎罪の適応除外要件）に関して定められた母体保護法の第14条において、女性たちは、妊娠の継続又は分娩が、母体の身体的健康を著しく害するおそれのある場合及び暴行若しくは脅迫によって、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に強姦されて妊娠した場合にのみ、人工妊娠中絶を受けることができること。
- (b) 女性が人工妊娠中絶を受けるためには、配偶者の同意を得ることが要件とされていること。
- (c) 締約国において、女性及び少女の自殺率が依然として高いこと。

39 女性と健康に関する一般的勧告第24号（1999年）、北京宣言及び行動綱領に則り、委員会は締約国に以下のことを勧告する。

- (a) 刑法及び母体保護法を改正し、妊娠した女性の生命又は健康を害するおそれだけでなく、暴力や脅迫が行使されたか、被害者が抵抗できたか否かにかかわらず、すべての強姦の事案、近親姦及び胎児の重篤な障害の場合に人工妊娠中絶を合法化すること、及びその他のすべての場合に人工妊娠中絶を非犯罪化すること。
- (b) 母体保護法を改正し、人工妊娠中絶を受けるために、妊娠した女性が配偶者の同意を得るという要件を削除すること及び胎児の重篤な障がいとして人工妊娠中絶を求められた場合には、妊娠した女性の自由かつ十分な情報に基づく同意がなされることを確保すること。
- (c) 女性及び少女の自殺防止を目的とした、明確な目標及び指標を伴った包括的計画を策定すること。

■ 総括所見の内容

本項は、健康についての女性差別撤廃条約第12条に関するものであり、人工妊娠中絶（刑法及び母体保護法）及び、自殺について懸念と勧告を表明している。

我が国では刑法墮胎罪（第212条乃至第214条）は、人工妊娠中絶を受けた女性及びその施術者を処罰する旨規定しており、他方で母体保護法第14条では、刑法墮胎罪の違法性阻却事由として、妊娠の継続や分娩が健康を著しく害するおそれがある場合と暴行・脅迫等によって姦淫されて妊娠した場合に適法に人工妊娠中絶ができる旨規定している。また同条では、このような人工妊娠中絶に本

人である女性だけでなく、配偶者の同意を得ることと規定し、また胎児の重篤な障がいとして人工妊娠中絶については明文の規定はない。そのため、これらの点について勧告がなされた。

また、日本では、人口10万人当たりの女性自殺者数は12.3人であり（2014年の調整前の数値について、2015年度自殺対策白書より）、世界の中でも屈指の自殺率の高さであることから、委員会は高い自殺率に懸念を表明し、自殺防止対策について勧告をした。

■ 関連する条約、他の条約機関からの勧告等

女性差別撤廃委員会一般的勧告第24号（女性と

健康について) や、世界保健機関安全な中絶のためのガイダンス文書(2012年)が存在する。

その他、人工妊娠中絶の禁止については、日本以外の審査において、自由権規約委員会や拷問禁止委員会からの勧告が多く出されており、社会権規約委員会一般的意見第22号に記載されているほか、現在改訂作業がされている女性差別撤廃委員会一般的勧告第19号(改訂版)にも記載がされる見通しである。

■ 日本の現状

1. 人工妊娠中絶について

人工妊娠中絶についての法改正については、このところほとんど動きはなく、政府においては、今回の女性差別撤廃条約の審査においても法改正の必要等を認めていなかった。

2015年度の衛生行政報告例¹⁰⁸によると、報告された人工妊娠中絶17万6388件のうち、(1)母体の健康を理由とするものが17万6191件、(2)暴行脅迫を理由とするものが197件である。暴行脅迫を理由とする件数は著しく少ないが、我が国では性暴力の定義が非常に狭く(本総括所見23項参照)、かつ、夫婦間強姦が事実上処罰されておらず、指定医師は暴行脅迫要件の有無の判断において警察への被害届の有無を重視するため、件数が著しく低くなっている。

胎児の重篤な先天的な形成異常については、明文で医師の認定による人工妊娠中絶適応事由とされていないが、母体の健康を害するおそれがあると事実上医師が解釈して実施されている実態もある。

2. 自殺率について

15歳～35歳の女性においては、自殺は死因の第1位であり、深刻な課題である。この点、自殺総合対策大綱(2012年)では、「女性は、出産や更年期において心の健康を損ないやすい。」と

の記載はあるものの、そのほかに女性の自殺防止について具体的な対策はなされておらず、ジェンダー視点が重視されているわけでもない。

■ 政府、裁判所、立法機関に必要な事項

刑法堕胎罪の削除と、母体保護法での人工妊娠中絶の際の配偶者の同意要件等人工妊娠中絶を規制する法律の見直しが必要である。

また、自殺対策において、ジェンダー視点を重視した施策が求められる。

■ 当連合会としての取組等

当連合会は、人工妊娠中絶について、2013年6月21日付け「刑法と売春防止法等の一部削除等を求める意見書」¹⁰⁹を公表し、人工妊娠中絶について、刑法第212条(堕胎)、第213条(同意堕胎及び同致死傷)及び第214条(業務上堕胎及び同致死傷)の削除や、母体保護法第14条(医師の認定による人工妊娠中絶)第2項における配偶者の同意を削除すべき場合について意見を公表し、同年にはこの意見書に基づくシンポジウムを開催した。

また、この意見書を踏まえ、その後の当連合会の条約機関向けの報告書(第7回及び第8回女性差別撤廃委員会による日本審査を含む。)には、この点を盛り込んだ国連人権機関への情報提供をして、前回の総括所見からかなり踏み込んだ内容での上記の総括所見に結びつくことになった。

当連合会では、2009年8月「自殺対策に関するワーキンググループ」を発足させ、2012年10月4日第55回人権擁護大会シンポジウム「強いられる死のない社会をめざして～『自殺』をなくすために私たちができること」を開催し、また自治体や他職種の専門家等と連携して、自殺問題に取り組んでいる。主に、自殺の「原因・動機」となる法的・社会的問題への取組として、経済・生活問題、家庭問

108 厚生労働省「平成27年度衛生行政報告例2015年度統計表一覧第9章表5人工妊娠中絶件数、事由、都道府県別」(2016年11月17日公表) <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001162868>

109 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130621_3.pdf



題、勤務問題、男女問題、学校問題を重視している。

もっとも、自殺者数の動向全般としては、男性は「経済・生活問題」、「勤務問題」の占める割合が高いのに対して、女性は全年齢を通してうつ病を含む「健康問題」の占める割合が高く、統計上の自殺の最大の原因・動機である健康問題に対する対処も

視野に入れた活動が必要である。また、若い女性の自殺原因として挙げられる健康問題については、うつ病等についてはさらにその背景問題へのアプローチ（若い女性たちにとっての社会的な生きにくさの改善）も求められる。

40 委員会は、締約国が貧困解消のために、収入を生み出す活動やマイクロクレジットへのアクセスを通じた戦略を展開していることを評価する。しかしながら委員会は、報告書に見られる女性の貧困、特に女性世帯主世帯、寡婦、障がいを持つ女性、高齢女性の貧困を懸念する。委員会は特に、年金給付に関するジェンダーギャップがもたらす生活水準格差を懸念する。さらに委員会は、災害弔慰金の支給等に関する法律が(a) 災害弔慰金の支給に際しては、生計維持者に対する金額が2倍である、(b) 災害援護資金の貸付に関しては、世帯主(多くの場合男性である)が優先される点において、男女間の所得格差を拡大することを懸念する。

41 委員会は締約国に対し、貧困解消のための努力及び持続的な発展を強化することを要請する。委員会はさらに、女性世帯主世帯、寡婦、障がいを持つ女性、高齢女性のニーズに対して締結国が特別な関心を向け、年金スキームをこれらの女性たちの最低生活水準を保障するものへと改革するよう要請する。委員会は加えて、締約国が「災害弔慰金の支給等に関する法律」をジェンダー平等の視点を統合して改正することを勧告する。

■ 総括所見の内容

本項は女性差別撤廃条約第13条に定める経済的及び社会的活動における差別撤廃に関するものである。女性世帯主世帯、寡婦、障がいを持つ女性、高齢女性の貧困のニーズに関心を向けること、年金給付、災害弔慰金の支給に関するジェンダーギャップの解消に向けて取り組むことを勧告している。

■ 関連する条文、他の条約機関からの勧告

- ・女性差別撤廃条約第13条
- ・女性差別撤廃委員会一般的勧告第26号
- ・社会権規約一般的意見第6号、第9号
- ・社会権規約委員会「第3回日本政府報告に関する最終見解」9項「社会的扶助・給付額の削減について」において「社会保障への予算分配の大幅な削減が、特に不利益を受け主流から排斥されて

いる集団の経済的及び社会的権利の享受に否定的に影響していることに懸念を持って留意する。」とし、締約国に対し、後退的措施は最大限の利用可能な資源を完全に活用した状況でのみ講じられることを確保することを勧告している。

■ 日本の現状

1. 女性の貧困率について

厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、単身世帯と一人親世帯において、相対的貧困率が高い¹¹⁰。また、同調査に基づく分析によると、性別・年齢別の相対的貧困率(2012年)は、35歳以上の世代すべてにおいて女性の貧困率が高く、年齢とともに拡大する傾向にある。70歳を超えると女性の貧困率は2割を超え、最大25.4%となっている。また一人親と未婚子のみ世帯の貧困率は35.1%と非常に高くなっている¹¹¹。

110 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/>

111 阿部彩「女性のライフコースの多様性と貧困」季刊社会保障研究第51巻第2号(2015年9月刊行)

所得税法上の「寡婦控除」は、法律上の婚姻をしていない女性には適用されず、経済的に事実婚の女性を不当に差別している。

2. 年金給付について

離婚後の女性の年金確保のために、2007年に年金の分割制度が導入されたが、2008年以前の年金の分割については他方配偶者の同意もしくは家庭裁判所での審判が必要とされた。そのため、離婚の9割を協議離婚が占める日本の現状においては、離婚後の女性の年金確保が十分であるとはいえない。また、既に離婚している女性には適用がなく年金受給についての男女格差が放置されたままである。

3. 災害弔慰金について

災害弔慰金の支給に関する法律により支給される災害弔慰金の額は、生計の主たる維持者とその他の者との間に金額にして2倍の差があるところ、生計の主たる維持者はほとんどが男性であることから、著しい男女の格差をもたらすものである。また、災害援護資金の貸付も、世帯主が対象であることから実質的には男性が対象となり、女性に経済的困難を強いるものである。これらは、被災者生活再建支援法においても同様であり、実質的には男性のみが支給対象となっている。

■ 政府、裁判所、立法機関に必要な事項

政府は女性差別撤廃条約第7回及び第8回日本審査に際して提出した女性差別撤廃条約実施状況報告において、本項目について何も述べていない。委員会から勧告されているとおり、女性の貧困について特別な関心を寄せ、貧困解消に取り組むべきである。

立法機関は、委員会からの指摘を踏まえて高齢女性の年金確保のための法整備、災害弔慰金支給に関する法整備を行うべきである。また、所得税法上の寡婦控除にいわゆる非婚の母が含まれていない点についても改正を検討すべきである。

■ 当連合会としての取組等

- ・ 第58回人権擁護大会決議「全ての女性が貧困から解放され、性別により不利益を受けることなく働き生活できる労働条件、労働環境の整備を求める決議」¹¹²（2015年10月2日）
- ・ 第57回人権擁護大会決議「障害者権利条約の完全実施を求める宣言」¹¹³（2014年10月3日）
- ・ 「災害弔慰金等の支給に関する意見書」¹¹⁴（2011年7月15日）

112 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/civil_liberties/data/2015_1002_02.pdf

113 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/civil_liberties/data/2014_1003_01.pdf

114 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/110715_2.pdf

42 委員会は、締約国が2015年に食料・農業・農村基本計画を策定したことに留意する。しかし委員会は、意思決定、特に政策策定過程への農山漁村の女性の参加が少ないこと、また、所得税法が個人自営業者や農業従事者の配偶者や家族の賃金を必要経費と認めておらず、女性の経済的自立を事実上妨げていることを懸念する。

43 委員会は、締約国に対し、農山漁村女性の政策形成過程への参加を制限しているあらゆる障害を取り除くこと、また、家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める。

■ 総括所見の内容

女性差別撤廃条約第14条では、農山漁村の女性差別の撤廃について規定している。本項は同条に関するものであり、政策決定へ農山漁村の女性の参加が少ないこと、また所得税法が個人事業者や農業従事者である配偶者や家族の経済的自立を妨げていることを懸念し、勧告している。

■ 関連する条約、他の条約機関からの勧告等

- ・女性差別撤廃委員会一般的勧告第34号（農山漁村の女性の権利について）（2016年）

■ 日本の実状

1. 農業委員など政策・方針決定過程への女性の参画の促進について

農業委員など政策・方針決定過程への女性の参画については、女性委員が登用されていない組織数が1708のうち529（31.0%）（2014年）である一方で、農業委員に占める女性の割合は7.2%（2014年）である。

また、農業協同組合について、女性役員が登用されていない組織数は680のうち132（19.4%）（2015年）である一方で、役員に占める女性の割合は7.2%（2015年）である。このように農山漁村における男女平等・女性参画は十分には達成¹¹⁵されていない。

2. 農業女性の自立について

我が国の農業は多くは家族経営によって担われているところ、家族経営は経営と生活との境が不明確となりがちで、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬等の就労条件があいまいになりやすいことから家族が主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境整備を目的として、政府は家族経営協定の締結の普及及び推進を進めている。

家族経営協定とは、「家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める」ものである。農林水産省のウェブサイトでは、「家族農業経営は、家族だからこそその良い点がたくさんありますが、経営と生

115 農林水産省「農林水産業における女性の活躍推進に向けたリーダー育成の取組」（2016年4月）
http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/jyuuten_houshin/sidai/pdf/jyu02-1-6.pdf



活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても、魅力的でやり甲斐のあるものにするためには、家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要です。家族経営協定の締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことが出来る環境整備について、家族間で十分に話し合うことが、農業経営の改善につながります。」と説明されている。

2015年の家族経営協定の締結農家数は全国で55,435戸と増加しているものの、いまだに不十分である。政府は家族経営協定を促進しているが、協定で報酬や休日を決めても経営難のために実行できないという実態もある。

3. 所得税法56条の問題について

所得税法第56条は、個人事業主による配偶者と親族への対価の支払いを、税法上、必要経費として認めておらず、農業や中小業者の家族従業員の働き分が必要経費と認められないことに

なっている。労働の対価であるにもかかわらず、働き手が親族であるということで、個人事業主の所得から控除されるのは、配偶者が年間86万円、家族が同50万円と低額であり、最低賃金にも満たない金額となっており、家族従業者の社会的・経済的自立を妨げている。

女性差別撤廃委員会は、前回の審査(2009年)において政府に対して「第56条の否定的影響はどうなっているのか」との質問をして問題意識を示し、本項では、「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める。」と勧告している。政府は所得税法第56条廃止に向けた検討を始めていると答弁しているが、いまだ実現していない。

■ 政府、裁判所、立法機関に必要な事項

委員会は、家族従業者の人権保障の基礎をつくるために所得税法第56条の廃止を検討することを求めている。

44 委員会は、締約国が災害リスクの削減と対応において指導力を発揮し、「仙台防災枠組2015－2030」採択のためになした世界の努力に貢献したことを称える。また、委員会は、締約国がその防災政策にジェンダーの視点を主流化し、防災基本計画を制定したことも称える。しかし、委員会は、2011年の東日本大震災の後、全国あるいは地方レベルでも、災害の削減と対応の分野で指導的役割における女性の参加が少ないことを懸念する。

45 委員会は、締約国に対し、あらゆる地域、特に地方で、災害に関する意思決定及び復興過程での女性の参加を加速することを勧告する。また締約国は、災害リスクの削減及び災害後の対応はもちろん、すべての持続可能な開発政策にジェンダーの視点を組み込む努力を継続すべきである。

■ 総括所見の内容

女性差別撤廃条約第15条(法の前の男女平等)に関し、災害に関連する男女共同参画に焦点を当て、2011年の東日本大震災の後の状況として、指導的役割における女性の参加が少ないことに懸念を示した。勧告は、災害に関する意思決定及び復興過程での女性の参加を加速するとともに、特に地方レベルで災害リスクの削減及び災害後の対応を含めすべての持続可能な開発政策にジェンダーの視点を組み込む努力を継続すべきであるとした。

■ 関連する条約、他の条約機関からの勧告等

- ・第58回国連婦人の地位委員会(CSW)「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議(2014年)
- ・第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組2015－2030」(2015年)
- ・国連人権理事会健康に対する権利特別報告者アナンド・グローバー氏調査報告書 A/HRC/23/41/

Add.372項、81項(a)

- ・国連人権理事会の普遍的定期審査(UPR)第2回審査による勧告(2012年)(A/HRC/22/14147-155.)政府の受入れ回答(A/HRC/22/14/Add.1 Accept to follow up)

■ 日本の現状

東日本大震災及び原発事故による被災生活の現場で女性はニーズやプライバシーへの権利等への配慮に著しく欠ける状況を余儀なくされ、性犯罪やDVに晒されるケースも明らかとなった。また、家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中する問題も指摘されている。¹¹⁶その要因は被災以前からの平常時における固定的な性別役割分担意識に加え、意思決定過程に女性の参画が極めて低い状況が増幅され、政府、自治体、避難所等の運営等重要な意思決定の場に男女共同参画が十分図られなかったことによる。

我が国の災害の予防、管理、復興等災害に関連する法的な枠組として、男女共同参画基本法及び

116 第4次男女共同参画基本計画第11分野男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立＜基本的考え方＞
http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/

災害対策基本法に基づく施策としての基本計画を検討してみると、同災害が発生した2011年3月当時実施されていた第3次男女共同参画基本計画においては男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立の必要性が書き込まれていた。また、防災基本計画については2008年中央防災会議において災害の予防、応急対策、災害復旧の基本となる政策決定過程に女性の参画を促進し、ジェンダー平等の視点が加筆修正により明示された。

しかし、国の防災基本計画を作成し、その実施を促進するために災害対策基本法に基づいて設置された中央防災会議における女性委員の比率は、震災前年に開催された第26回会議では委員24人のうち女性は3人、震災直後の2011年4月27日開催の第27回会議では25人のうち2人であり、2015年開催の第35回会議では27人中5人に止まり、極めて低調である。災害復興に関して、2011年4月、被災地の復興に向けた指針策定のために設置された東日本大震災復興構想会議が、翌2012年2月復興庁の設置により廃止されたが、この会議における女性構成員は16人中1人であった。また、復興庁設置法に基づき設置された復興推進委員会における女性委員は委員15人中3人である。さらに、都道府県防災会議における女性委員は、震災時3.6%であったところ、2012年6月の災害対策基本法の改正により、多様な主体の意見を反映できるように当て職となっている職員の他に学識経験者等を追加することとされ、2014年には12.1%を女性委員が占めるようになった。しかしながら、政策方針決定過程に2020年に30%の女性の参画を達成するとの目標達成には程遠い実状である。

2015年12月25日に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画の「第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」における成果

目標として、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合を、現状13.2% (2015年) を30% (2020年)、市町村防災会議の委員に占める女性割合について女性委員が登用されていない組織数の現状515 (2014年) を0 (2020年) とし、委員に占める女性割合を、現状7.7% (2015年) を10% (早期) さらに30%を目指す (2020年)、消防吏員に占める女性の割合を、現状2.4% (2015年度) を5% (2026年度当初)、消防団員に占める女性の割合を、現状2.5% (2014年度) を10% を目標としつつ当面5% (2026年度) としている。最も基本となる中央防災会議については、2016年1月28日現在委員29人中女性は4人に止まっており、政策決定の場における男女共同参画を2020年までに30%達成するとの目標は単なる期待に止まるのではないかと¹¹⁷の疑問が残る。

日本政府は、東日本大震災原発事故に直面して設置された被災者及び被災地支援、復興計画、防災等の重要な意思決定の機関等に新たに女性委員を選任することができるポストがありながら、第3次基本計画が目標とする30%の女性の選任すなわち参画を実行できていない。復興計画及び防災計画の策定に当たる意思決定機関及びその実施組織に女性を原則として半数 (やむを得ない理由により実現が困難である場合であっても最低30%の割合にて) 参画させることを同計画の基本方針に盛り込み、実施すべきである。

■ 当連合会としての取組等

- ・「東日本大震災の復興における男女共同参画と被災女性の権利保障に関する意見書」¹¹⁸ (2011年12月15日)

117 第3次男女共同参画基本計画「第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画」では、2020年30%への取組について、社会全体で共有しその達成のために官民挙げて真剣に取り組む旨の強い姿勢がうたがわれていた。しかし第4次計画では、2020年30%の目標は「社会のあらゆる分野で30%になるように期待し、・・・」とトーンダウンした印象は否めない。

118 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2011/111215_3.html

46 委員会はアイヌ、同和地区及び在日韓国・朝鮮人女性といった先住民族及び民族マイノリティの女性が、障がいを持つ女性、L B T女性及び移民女性といった他の女性たちと同様に、複合差別・交差的（多層的）差別を受けることが継続しているという報告について懸念する。委員会は特にこれらの女性の健康、教育及び雇用に対するアクセスが制限されることが継続していることを懸念する。

47 委員会は締約国に対して、アイヌ、同和地区及び在日韓国・朝鮮人女性といった先住民族及び民族マイノリティの女性が、障がいを持つ女性、L B T女性、移住女性と同様に、健康や教育のサービス及び職場における彼らの経験に加えて、健康、教育、公的生活へのアクセスに影響する複合差別・交差的（多層的）差別の根絶を目的とした努力を積極的に行うよう求める。

■ 総括所見の内容

本項は、女性差別撤廃条約第2条、第10条、第11条、第12条に関連するマイノリティ女性等不利な立場にある女性たちについて、女性差別撤廃条約各条について横断的に勧告したものである。

■ 関連する条約、他の条約機関からの勧告等

- ・障害者権利条約第6条
- ・自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」において、アイヌ民族や琉球及び沖縄人に関して、彼らの児童が彼らの言葉で教育を受ける権利が認められていないことに関して懸念が示された。¹¹⁹
- ・社会権規約委員会「第3回政府報告に関する最終見解」においては、アイヌ語が消滅の危機にあることに懸念が表明されている。¹²⁰ また公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援制度から朝鮮学校が排除されており、そのことが差別を構成

していることに懸念が表明されている。¹²¹

- ・人権理事会「性的指向及び性自認に基づく暴力及び差別に対する保護」2011年6月30日決議(A/HRC/RES/32/2)
- ・人権理事会「人権・性的指向及び性自認」2011年6月17日決議(A/HRC/RES/17/19)及び2014年9月26日決議(A/HRC/RES/27/32)
- ・オリンピック憲章オリンピズムの根本原則6項は2014年12月8日に国際オリンピック総会において、性的指向による差別の禁止を追加する改正を行った。

■ 日本の現状

2014年度に全国の婦人保護施設に入所していた者のうち4割は、身体障がい、知的障がい、精神障がいあるいは何らかの疾患を抱えていた。政府は第3次障害者基本計画において「特に、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合がある

119 自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」26項「先住民族の権利」

120 社会権規約委員会「第3回政府報告に関する最終見解」30項

121 社会権規約委員会「第3回政府報告に関する最終見解」27項



こと」に留意する、としている。もっとも、アイヌ、同和地区及び在日韓国・朝鮮人女性についての複合的な差別については特段着目された動きはない。

障がい者について、2013年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律制定、障害者雇用促進法改正等により、障害者差別の解消に向けた動きは前進している。もっとも、障がい者女性特有の複合的な差別についての特別の配慮までは整備されていない。

LGBTの方たちについては、2014年に厚労省がはじめてLGBTの実態調査を行った。2016年5月野党4党からLGBT差別解消法案が国会に提出される等、法制化が一時活発化したが、自民党の「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目

指すためのわが党の基本的な考え方」にはLGBTに対する「差別禁止」は盛り込まれず、「理解増進」に止まり、法案は提出されていない状況にあり、法整備は進んでいない。そのため教育現場や職場における差別は根強く、当事者にカミングアウトを強制したり、あからさまに差別するなどの行為が多数報告されている。

■ 政府、司法、立法機関に必要な事項

委員会は、政府はまず、複合差別についての実態調査を行うこと、司法もまた、複合差別による被害について十分考慮すべきであることを求めている。

48 委員会は、締約国において、婚姻解消時の財産の分配の基準となる法律の規定が存在しないことを懸念する。委員会は、その結果として、カップルが同居している間に蓄積されたいかなる資産もその名義のいかんにかかわらず平等に分配されるべきという、繰り延べられた夫婦共有財産について形成された判例法による制度に基づいて、財産の分与が、カップルの交渉や合意により行われていることに留意する。委員会は、次のとおり懸念する。

- (a) 財産分与についての交渉や合意が法的規制の枠外で行われるため、男女間の力の不均衡が存在し、それゆえ女性が不利な立場に置かれること。
- (b) 報告によると、法律が手続手段やガイドラインを提供していないために、離婚する女性の多くが、事業や職業上の資産を含む、夫の経済的状況に関する必要な情報とその開示を要求する手段を欠いていること。
- (c) 協議離婚制度の下、法律は子どもの福祉を保護するために監護や養育費に関する事項について司法的評価をする手続を提供しておらず、その結果、養育費の支払いについての合意ができない事案では子どもが極貧状態に置かれること。

49 婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響に関する委員会一般的勧告第29号(2013年)に沿って、委員会は、締約国に以下のとおり勧告する。

- (a) 離婚する当事者が従うことができるよう、明確に規定された手続を伴う、あらゆる形態の婚姻資産の分配の基準となる包括的な規定を採用すること。
- (b) 離婚する女性が配偶者の経済的状況について開示を求め、開示を受けることができる情報へのアクセスを保障すること。
- (c) 離婚が当事者間の協議による場合に司法的な評価手続を提供できるよう、監護や養育費を規定する法律を見直すこと及び養育費の支払いによる経済的ニーズの充足を含め、子どもの福祉が確実に保障されるようにすること。

■ 総括所見の内容

女性差別撤廃条約第16条では、婚姻・家族関係における差別撤廃について特別の規定を置いているが、第16条については女性差別撤廃委員会一般的勧告第29号が2013年に発表されている。同一一般的勧告のⅦでは関係解消時の経済的及び金銭的不利益について様々な勧告を記載しているところであり、本項は、そのような観点から日本での離婚

における財産分与制度や養育費制度等の問題点と勧告を述べたものである。

■ 関連する条約、他の条約機関からの勧告

- ・ 子どもの権利委員会「条約第44条に基づき締約国から提出された報告の審査—最終見解」¹²²(第3回政府報告書審査)68項、69項(2010年)

122 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/1006_kj03_kenkai.pdf

■ 日本の現状

1. 財産分与について

民法第768条第3項では、「家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。」とし、具体的な基準は示していないが、実務上は、当事者の公平を考慮して、原則として2分の1基準が採用されている。

もっとも、将来に獲得できる資産についても現時点での価値を算定できる工夫をして分与対象にし、また離婚時における年金分割制度を導入する等によって離婚当事者間の公平を図っているが、他方で、現在でも算定が困難又は取得又はその金額が不確実な資産やさらには稼働能力¹²³については、原則として考慮されていない。

また、別居した当事者にとってはそもそも相手方配偶者の資産や経済的状況についての情報を把握できないことも多く、そのために適切な財産分与の主張・立証ができないために、開示されていない相手方配偶者資産を財産分与の対象に含めることができず、分与を請求することが多い女性に不利益を及ぼしている。

2. 養育費等について

民法第766条では「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と規定しているが、その金額の定め方については、具体的な規定はないところ、2003年3月、東京・

大阪養育費等研究会が、「簡易迅速な養育費の算定を目指して－養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案－」を判例タイムズ1111号で発表して以降、実務に定着したものの、算定される養育費額が、最低生活水準にすら満たない事案を多数生み出した。そのことが、母子家庭の貧困を固定又は押し進め、特に子どもの教育環境を両親家庭に比して著しく低い水準に固定化し、事案によっては離婚を契機に就学を断念するなど教育の機会を失わせ、貧困の連鎖を生むなど、酷な結果をもたらす一因となってきた。

また、協議離婚において合意した養育費等については、養育費支払いの合意をせずに協議離婚届けをする割合が¹²⁴いまだに4割程度あり、また、その場合であっても上記の算定表の基準さえ満たしていないなど、子どもの生活が困難になる程度であることもあろうが、このことを直接規制する制度は存在しない。

■ 当連合会としての取組等

当連合会は、養育費については、2012年3月15日付けで「『養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表』に対する意見書」¹²⁵を取りまとめ、同年3月22日付けで最高裁判所長官、厚生労働大臣に提出した。この意見書では、個別具体的な事情を踏まえて、子どもの成長発達を保障する視点を盛り込んだ、新たな算定方式の研究を行い、その成果の公表等を求めている。また当連合会は、2016年11月15日付けで「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」¹²⁶を取りまとめ、同年11月29日付けで最高裁判所長官、厚生労働大臣及び法務大臣に提出し、その補足資料には具

123 名古屋高裁2006年5月31日決定・家月59巻2号134頁

124 2015年度においては、未成年の子がいる夫婦の協議離婚の届出件数12万3190件（離婚届総件数23万272件）のうち、養育費の分担欄にチェックをしたのは10万2476件（83.2%）であったが、うち、養育費の分担について「取決めをしている」としたのは7万7061件、「取決めをしていない」は2万5415件で、未成年の子がいる夫婦の62.6%（前年度61.8%）のみが「取決めをしている」と答えている。

125 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120315_9.pdf

126 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2016/161115_3.html

体的な「Q&A」も付されている。

また、当連合会は、2013年11月21日付けで「養育費支払確保及び面会交流支援に関する意見書」¹²⁷を取りまとめ、11月28日に最高裁判所長官、11月29日に総務大臣、都道府県知事、12月2日に厚生労働大臣へ提出した。同意見書では、当事者が利用しやすい養育費及び面会交流の相談・履行支援体制の整備、実効性のある養育費の支払確保制度としての(1)義務者の収入・勤務先・資産等を調査するための強力な制度や(2)効果的な養育費取立制度及び養育費立替払制度の導入、養育費・面会

交流支援センターの創設等を提案している。

さらに、財産分与については、本総括所見が発表された2016年3月に、「公平な離婚給付を考える」と題するシンポジウムを主催し、公平な離婚給付とは何か、これを実現するためにはどのような財産分与の法制・実務であるべきかを分析・検討し、このことを念頭に、財産分与法制の問題点と課題を整理した。また、実務の現状と問題点を具体的事例に則して明らかにした上で、これらに対する対処方法を具体的に検討した。

127 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/131121_6.html

50項「本条約選択議定書」

50項「本条約選択議定書」については12ページに既述。

23 51項「北京宣言及び行動綱領」

51 委員会は、締約国に対し、条約の規定の履行の努力に、北京宣言及び行動綱領を活用するよう要請する。

北京宣言及び行動綱領は、女性差別撤廃条約採択後の第4回世界女性会議（1995年）において採択された文書である。女性差別撤廃条約の内容をより具体化し、また、条約採択時以降に議論された課題も盛り込んだ、女性にかかわる12の分野についての詳細な北京宣言及び行動綱領が採択されて

いる。北京宣言及び行動綱領は、女性差別撤廃条約とはいわば車輪の両輪となり、女性の人権やジェンダー平等実現のために極めて重要な文書であり、前回の総括所見と同様に、条約の履行に向けての取組における、北京宣言及び行動綱領の活用を要請された。

52 委員会は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施過程を通じて、条約の規定に従った、実質的な男女平等を実現するよう求める。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（以下「2030 アジェンダ」という。）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標である。2030 アジェンダは、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17 のゴール・169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を掲げており、開発途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的な内容であり、取組の過程で、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っている。

日本は、「2030 アジェンダの議論や交渉に一貫して貢献してきた国として、歴史的なアジェンダの採択を心から歓迎するとともに、開発協力大綱や人間の安全保障の理念の下で、国際社会と共に、今後のアジェンダの実施に最大限努力していきます」と宣言し、2015年に、「平和と健康のための基本

方針」及び「平和と成長のための学びの戦略」を策定した。¹²⁹

2016年には、持続可能な開発目標（SDGs）に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置された。また、同目標の達成に向けた我が国の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、同推進本部の下に、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行う持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議が設置され、同年12月には持続可能な開発目標（SDGs）実施指針が定められた。¹³⁰

同目標の第5項目はジェンダー平等の実現を定めているが、政府の実実施指針において、「ジェンダー平等」がどれほどの優先課題として重視されるか、実施原則にジェンダー主流化を取り入れるかなど、今後注視する必要がある。

53 項「周知普及」

53 項「周知普及」については 12 ページに既述。

128 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html

129 http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001387.html

130 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/>

54 委員会は、締約国が9つの主要な国際人権条約を厳守することが、人生のあらゆる局面での女性の人権と基本的自由の享受を強化するであろうことに留意する。したがって委員会は、締約国に「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准を検討するよう促す。

日本は、未批准の国連人権条約、ILO条約等が多々あるが、本項では、前回の総括所見に引き続き、国連の中核的な9つの人権条約のうち、未批准の「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」について批准の検討が促された。

同条約は、違法就労を含むすべての外国人労働者とその家族に自由権的基本権の保障、集団的追放処分の禁止、労働組合への参加権・労働条件に

おいて雇用国の国民より下回らない待遇の保障、子どもの教育を受ける権利の保障を定める。さらに、正規登録又は正規法的地位の外国人労働者とその家族について雇用国の国民と平等な扱い等を保障することを定めているが¹³¹、政府においては、批准を検討した形跡が見られない。

なお、女性差別撤廃委員会は、一般的勧告第26号（女性移住労働者）において移住労働者に関する条約の解釈や報告の留意事項を示している。

131 国立国会図書館及び立法考査局「わが国が未批准の国際条約一覧」（2013年1月現在）
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8196396_po_201203d.pdf?contentNo=1

55 委員会は、締約国に、上記の 13 (a) 及び 21 (d) ・ (e) に含まれる勧告の履行のために採られた措置に関する情報を、2 年以内に書面にて提供するよう要請する。

総括所見のうち、委員会が指定した特定の項目について、一定期間内に履行のために採られた措置を報告するよう要請されている。

このようなフォローアップ制度は、2003 年に拷問禁止委員会によって始められ、女性差別撤廃委員会では 2008 年の審査より採用されている。このフォローアップ項目は、その項目が実施されていないことが条約の履行にとって大きな支障となっていること、及び委員会が提示した期間内に実施が可能であることを基準にして委員会によって選ばれて指定される。

日本の審査においては、前回の総括所見からフォローアップ項目が採用され、前回の総括所見では、民法等の差別的法規定（第 6 回総括所見 18 項）と暫

定的特別措置（第 6 回総括所見 28 項）が指定された。今回の総括所見では、前回の総括所見を引き継いで、婚姻適齢の平等化、選択的夫婦別姓制度の導入、再婚禁止期間の廃止という民法改正事項とともに、昨今悪化している現状に鑑み、マイノリティ女性に対する差別発言を禁止する法制定と、差別的なジェンダーステレオタイプや偏見を根絶する措置が、締約国が 2 年以内に履行状況を書面にて報告すべき項目として指摘された。

NGO においても、政府の履行状況の報告について適切にフォローアップが実施されるよう、政府の施策の評価や現状についての情報提供が有用であろう。

56 委員会は、締約国に、第9回定期報告を2020年3月に提出するよう要請する。

57 委員会は、締約国に、「共通中核文書と条約別文書を含む国際人権条約のもとでの報告に関する協調ガイドライン」(HRI/MC/2006/3及び Corr.1)に従うよう要請する。

女性差別撤廃条約第18条において、締約国には4年ごとの報告義務が課されており、委員会は、次回第9回報告の提出時期を、今回の総括所見発表から4年後の2020年3月と指定した。これに基づいて、締約国である日本は、条約の履行をするとともに、その成果を2020年3月に報告できるようにまとめることになる。

また、2006年に各人権条約に共通な事項の報告をまとめた共通コア文書 (commoncore document) と条約別文書 (treaty-specific document) に分ける協調ガイドラインが成立したことを受けて、日本は「国際人権諸条約に基づく政府報告『コア文書』」¹³²を2012年5月に提出しているところ、これ

らを含めて、同ガイドラインに従った報告を要請している。同ガイドラインでは、条約の条文ごとに法律上及び事実上の実施に関する情報を、委員会の一般的勧告や、条約上の権利の実現に影響する最近の進展を考慮しつつ、具体的に記載することとされている。また、権利の実現に向けての具体的な取組、実績について、さらに前回の委員会の最終所見で指摘された事項に関する取組についても記載することとされている。

次回の締約国報告書作成過程では、NGOと締約国が協議の機会を持ち、NGOの意見などが適正に反映された報告書が作成されることが期待される。

132 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/pdfs/Core_document_jp.pdf

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 の選択議定書

1. 選択議定書とは

「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」(以下「選択議定書」という。)は女性差別撤廃条約(以下「条約」という。)の実施措置として1999年10月6日国連総会において採択され、2000年12月22日に効力が発生した。日本は批准していない。

2016年11月時点で条約批准国189か国の内108か国が批准している。

選択議定書の内容は、個人通報制度と調査制度からなる。

個人通報制度は、個人もしくは集団からの条約の権利侵害についての通報に基づいて、女性差別撤廃委員会が権利侵害の有無について判断し、被害者の救済を検討する制度である。

調査制度は、締約国が条約に定められた権利について重大又は組織的な侵害が行われているという信頼できる情報を受理した場合に、女性差別撤廃委員会が調査を行い、締約国に対して意見及び勧告を出すことができる制度である。

2. 個人通報制度

(1) 通報内容について実質的に検討されるための要件

- ① 被害者要件(第2条)
条約上の権利侵害の被害者もしくはその代理人によること
- ② 時的管轄(第4条2項)
選択議定書を批准した当事国において選択議定書の効力発生日以降の条約違反であること
- ③ 国内救済の消尽(第4条1項)
通報内容について締約国内で利用しうるす

べての国内救済措置を尽くすこと

④ 申立件数(2016年11月時点)

2016年11月時点での申立件数は66件、そのうち受理されて委員会の見解が示されたものが16件、見解が示されなかったものが24件、審理中のものが26件である。

⑤ 受理されなかった事例の理由

主に国内的救済が尽くされていないことを理由とするものが多い。

(2) 具体例

個人通報事例についての各委員会からの見解については脚注のウェブサイトから検索・閲覧ができる。¹³³

一般的な女性に対する差別、法の下での平等のほか、女性に対する暴力、女性の健康に関する課題等について、女性差別撤廃委員会の多くの見解が出されている。全事例については、現時点では翻訳が発表されていないが、認定NPO法人ヒューマン・ライツ・ナウのウェブサイトや、¹³⁴「国際女性」のバックナンバー、¹³⁵「ジェンダー六法」等からは一部の事例の抄訳を入手することができる。国内手段を尽くしているか等の受理要件が問題になる事案も多いが、見解において勧告が示された主な案件は下記のとおりである。

① 通報番号2/2003 ハンガリーでのDV事件について

ア 争点となった条文

締約国の義務(女性差別撤廃条約第2条¹³⁶(a)、(b)、(e))、役割分担の否定(第5条(a))、婚姻・家族関係における差別撤廃(第16条)

イ 事例の概要

通報者は、1998年3月より内縁の夫から

¹³³ <http://juris.ohchr.org/en/search/results?Bodies=3&sortOrder=Date>

¹³⁴ <http://hrn.or.jp/hrdb/cat62/>

¹³⁵ <https://www.jstage.jst.go.jp/browse/kokusaijosei/>

¹³⁶ 以下、単に条文のみを記載するものは女性差別撤廃条約の条文である

の継続的かつ深刻なDVを受けてきた。両名の間には子どもが二人おり、うち一人は脳に重度の障がいを負っている。内縁の夫は常時武器を携帯し、通報者や子に殺害や暴行すると脅迫していたが、ハンガリーには、重度の障がいを負った子どもとともに入居できるシェルターがなく通報者は避難できなかった。また、2003年9月には、通報者が内縁の夫の自宅アパートへの接近禁止を求めた裁判では、内縁の夫の財産権を認めて、内縁の夫が自宅アパートを使用することを許可する旨の判決が出された。通報者は、この判決を見直すよう最高裁判所に請願を提出したが、2004年3月24日再審査請求は却下された。内縁の夫に対しては、通報者への暴力による2件の刑事訴訟で罰金刑が命じられたにとどまった。

ウ 委員会の見解

①締約国の裁判手続においてはDV事件の優先度が低い。②女性に対する暴力の防止と保護について第2条(a)、(b)、(e)の締約国の義務が実施されておらず、通報者の人権及び基本的自由、特に安全への権利を侵害していた。③接近禁止あるいは保護命令の規定が存在せず、障がいを持った子どもとともに入所できるシェルターがないにもかかわらず、締約国が対応してこなかったことは、第5条(a)及び第16条に規定された通報者の権利の侵害にあたる。⑤本通報に関し、委員会が要請した暫定措置が十分に実施されなかった。⑥上記に基づき締約国に対して以下の勧告を行う。

(ア) 通報者に関して

(a) 通報者と子どもたちの心身の安全を確保するための効果的な措置を速やかにとること (b) 通報者と子どもたちが安全に暮らせる住居、適切な養育手当、法的支援、これまでの権利の侵害による苦痛に対する補償を提供すること。

(イ) 一般的事項

(a) DVから自由になる権利を含む女性の人権を尊重、保護、促進、充足すること、(b) DV被害者に対し、最大限の法的保護を保障すること、(c) 家族内暴力の防止と効果的対応に関する国家戦略を速やかに実施し、評価すること、(d) 法曹関係者らに対して、女性差別撤廃条約及び選択議定書に関する研修を行うこと、(e) 女性と少女に対する暴力に関するハンガリーの第4・5次報告書に対する委員会の最終コメントを速やかに実施すること、(f) すべてのDV事件について速やかに真剣な捜査を行い、国際的な基準に基づいて加害者を処罰すること、(g) DV被害者に対し、安全かつ速やかに正義を提供すること、(h) 加害者に対して更生プログラム等を提供すること。

② 通報番号4/2004 ハンガリーでのロマ人女性の意に反した不妊手術について

ア 争点となった条文

教育における差別撤廃(第10条(h))、保健における差別撤廃(第12条1、2)、婚姻・家族関係における差別撤廃(第16条)

イ 事例の概要

妊娠中であった通報者は破水し大量出血して救急搬送された。胎児は死亡しており、医師は胎児の死体摘出のために帝王切開が必要であると告知した。通報者は手術台で、帝王切開への同意書へのサインを求められた。通報者は殆ど読めない字で、しかも書式の末尾に記載していた同意文言「子宮内での胎児の死亡を知り、不妊を強く望み、二度と出産はせず、妊娠も望みません」について、通報人は署名した。しかも通報人はラテン語の「不妊」を知らなかった。外科医と助産婦も署名した。通報人は、輸血や麻酔についても同意サインをした。救急車の到着から17分のうちに、帝王切開が開始され、死亡した胎児と胎盤が摘出され、卵管が結束された。退院に先立ち、通報人は医師に

対し、健康状態や次の妊娠可能時を尋ね、この時に初めて、「不妊」の意味を知った。救急搬送された際の通報人の健康状態は悪く、到着時にめまいがし、通常よりも多量の出血をするなど、ショック状態にあった。通報人は、いかなる避妊も禁じる厳格なカトリックであり、夫と共に伝統的なロマの習慣に沿って生活していた。とりわけロマ家族にとっては、子を授かることは中心的な価値であった。

ウ 委員会の見解

第10条(h)、第12条、第16条1項(e)に違反する。通報人に対し、違反の重大さに相応した適切な補償の提供を求める。一般的に、公私両医療機関に対して本条約関連規定を保障させる手段を講じること、不妊手術のインフォームド・コンセント原則について、国際基準に沿うように国内法制を見直すこと、不妊手術を行う公私の医療機関をモニターすることをそれぞれ求める。6か月以内に、当委員会の本見解及び勧告に照らして講じられた行動の情報を含め、文書で回答することと、本見解と勧告をハンガリー語に翻訳の上広範に頒布することを求める。

③ 通報番号5/2005 オーストリアでのDV事件について

ア 争点となった条文

女性の生命及び身体的・精神的安全の権利：差別の定義(第1条)及び女性に対する暴力(委員会一般的勧告第19号)との関係における、締約国の差別撤廃義務(第2条(a)、(c)～(f))、女性の完全な発展・向上の確保(第3条)

イ 事案の概要

本通報は、夫により殺害された女性(トルコ出身、オーストリア国籍)に代わって、女性が利用していたDV被害者保護・支援団体(2団体)により、女性の子ども(未成年3人)の後見人の承諾を得て提出された。通報

者によれば、女性は、1999年12月、夫から首を絞められ殺すと脅された。女性は警察に通報し、警察は退去及び帰宅禁止命令を出したが、脅迫罪で夫を訴追することは女性が了承せず、傷害罪には被害程度が不十分として夫は釈放された。この後も数回にわたり暴力の通報があり、2002年10月には警察が3回目の退去及び帰宅禁止命令(10日間)を出し、女性も傷害と脅迫について夫を告発した。警察は、検察官に夫の逮捕を要請したが却下された。2002年10月、ウィーン地裁 Hernalds 支部は、夫に3か月間自宅アパートとその周辺及び女性と子どもたちへの接近を禁止する暫定命令を出したが、11月、夫が自宅にいたため青少年福祉事務所が警察に通報。女性の父親や夫自身の兄(弟)からも、夫による女性殺害の脅迫について警察に通報されていたが、報告書は作成されていなかった。また、夫は武器所持禁止命令を受けていたにもかかわらず、警察は、夫が銃を所持しているかどうかを調べていなかった。同年12月5日、ウィーン検察官事務所は、夫に対する訴追を理由不十分として中止。同月7日、2人の子どもの前で、女性は夫により銃殺された。夫は2時間半後に逮捕され、精神に問題のある加害者のための施設で無期懲役の刑に服役中である。

ウ 委員会の見解

多くの通報の記録から、警察は女性が深刻な危険に瀕していることを認識していたと考えられる。女性が殺害の数時間前にかけた緊急電話に警察が迅速に対応しなかったことは、相当の注意義務を実行しなかったものとみなされる。締約国が主張するとおり、加害者の拘束は慎重に検討すべき問題であるが、加害者の権利が被害者の女性の生命及び身体及び精神的安全の権利に優先することがあってはならない。締約国は、女性の生命への権利及び身体的・精神的安

全への権利について、条約第1条と委員会一般的勧告第19号との関連において条約第2条(a)、(c)～(f)、第3条に違反しており、以下のとおり勧告する。

(a) DV防止連邦法と関連の刑法の実施及び監視を強化すること。

(b) DV加害者を注意深くかつ迅速に訴追し、加害者の権利が女性の生命及び安全の権利に優先することのないよう相当の注意義務を果たすこと。

(c) 法執行関係者、司法関係者、関係NGO等との連携を強化すること。

(d) 法曹及び法執行関係者らに対するDVについての研修・教育を強化すること。

当該締約国は、6か月以内に、本勧告に関して取られた対応を含む見解を委員会に提出すること。また、本見解及び勧告をドイツ語に訳し、広く国内で周知すること。

④ 通報番号18/2008 フィリピンでの強姦事件について

ア 争点となった条文

第1条、第2条(c)～(f)、第5条(a)

イ 事案の内容

ダバオ市商業産業委員会の理事であった通報人に対する強姦事件が発生した。加害者は同委員会前代表者とされた。通報人が法医学検査を受け、強姦事実が証明された。通報人が被害届を提出。その後初期捜査を行った検察が、蓋然性がないとして却下したため、通報人が司法長官に不服申立。司法長官は原決定を覆し、加害者を強姦で起訴することを命じた。裁判所が加害者の逮捕令状を発付した。逮捕令状発付から80日後にようやく加害者が逮捕された。選択議定書が同国で発効。裁判官の度重なる交代や、加害者が各種異議申立てをしたこと、3人の裁判官が回避したことなどにより裁判遅延。その後被告人に無罪が言い渡された。無罪の理由として、一般原則として、①強姦告訴は容易だが無実の被告人にとって反

証が難しいこと、②原則として被害者と加害者の両名のみが関与するため、証人の信用性判断が厳格であること、③検察側証拠は有罪立証のためのものに過ぎず、弁護側証拠の脆弱さから何らかの力を引き出すものではないこと、などが挙げられた。憲法上の二重危険を受けない権利により、本無罪判決によって刑事手続が終了した。

ウ 委員会の見解

同国は、第1条、第2条(c)・(f)、第5条(a)に違反する。同国は通報人に対し、権利侵害の重大性に沿い適切な補償をすべきである。同国に対し一般的に、性犯罪に対する法的手続において、公正かつ性概念についての偏見や固定観念の影響を受けないようにすること、差別的姿勢を改善するため法的制度における教育訓練を行うこと、強姦の定義を再考すること、不当な構成要件を除去すること、法律家に定期訓練を行うことを求める。同国に対し、本見解に相応の注意を払うこと、6か月以内にこれに沿って講じた対応に関する情報を文書で提出すること、本見解を公表すること、母国語に翻訳の上関連部門に広く配布することも、それぞれ求める。

3 調査手続制度

(1) メキシコ女性の誘拐、強姦、殺人

初めて勧告が出されたのはメキシコの案件であり、シウダー・フアレス地域において、大規模で組織的な女性の誘拐、強姦、殺人事件が起きた。被害者は人身売買や臓器売買の対象とされ、被害者の3分の1が性暴力被害に遭い、若い女性が多く、多くが貧困層に属しており、警察が十分に対応もせず、被害者が非難されることもあり、国内外の2つのNGOからの通報により、調査手続を開始し、報告書と勧告を採択した。

締約国は条約上の義務を遵守し、女性に対する暴力を防止するためにあらゆる措置を講じなければならないとして、本件について、犯罪者

の処罰と被害者家族の支援の両方が必要であり、連邦・州・地方自治体の適切な連携により、未解決事件を連邦に移管すること、捜査当局の共謀や不正を調査すること、失踪の早期警告・緊急捜査メカニズムを確立すること、捜査の自律性と独立性を確保し、捜査官の能力を強化（ジェンダーに基づく暴力を含む）すること等を要請する被害者家族への適切な対処を確保し、脅迫・嫌が

らせからの保護の措置を講じ、国境地帯での犯罪防止のための米国との協力合意の検討、司法職員の研修、被害者等への法的、心理的支援等の確保について勧告したが、賠償への言及はなかった。

なお、調査制度については、結論が出るまで国名を公表しない扱いとなっている。

☐ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 出典：内閣府 HP

http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/joyaku.html

採択：1979年12月18日

発効：1981年9月3日

訳者：日本政府

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要な

あることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

〔第1条〕

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

〔第2条〕

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

〔第3条〕

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目

的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

〔第4条〕

- 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

〔第5条〕

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

〔第6条〕

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

〔第7条〕

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

〔第8条〕

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

〔第9条〕

- 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

〔第10条〕

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

〔第11条〕

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇

用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

〔第12条〕

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

〔第13条〕

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

〔第14条〕

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用

する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

〔第15条〕

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

〔第16条〕

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

〔第17条〕

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する

専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

〔第18条〕

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内 (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

〔第19条〕

1. 委員会は、手続規則を採択する。

2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

〔第20条〕

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

〔第21条〕

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

〔第22条〕

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

〔第23条〕

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

〔第24条〕

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

〔第25条〕

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

〔第26条〕

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

〔第27条〕

1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

〔第28条〕

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

〔第29条〕

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

〔第30条〕

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

☐ 女性差別撤廃条約に基づく第6回日本政府報告書に対する最終見解（内閣府仮訳） 出典：内閣府 HP

http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/CEDAW6_co_j.pdf

CEDAW/C/JPN/6

（仮訳）

配布：一般

2009年8月7日

原文：英語

女子差別撤廃委員会

第44会期

2009年7月20日－8月7日

女子差別撤廃委員会の最終見解

日本

1. 委員会は、7月23日の第890回、891回会合において、日本の第6回報告（CEDAW/C/JPN/6）を審議した（CEDAW/C/SR.890及び891を参照）。委員会からの質問事項はCEDAW/C/JPN/Q/6に、日本政府からの回答は、CEDAW/C/JPN/Q/6/Add.1に記載されている。

序論

2. 委員会は、提出期限は過ぎたものの、委員会の報告書作成ガイドラインに従った第6回報告が提出されたことに関し、締約国に感謝の意を表す。また、会期前作業部会からの質問事項に対する書面の回答に対して締約国に感謝の意を表すとともに、さらに、締約国による口頭発表と追加説明についても感謝する。委員会は、締約国の報告が対象としている期間の終了後、法律、政策及びプログラムにおいて女性の権利に好ましい影響を与える多くの変化があったことに留意する。
3. 委員会は、参議院議員を団長とする各省代表団の派遣について締約国を称賛する。また、本条約に基づく報告プロセスへの強い関心を持ち、同国の多くのNGOが同席したことを評価する。
4. 委員会は、代表団と委員との間で率直で開かれた建設的な対話が交わされたことに感謝の意を表す。
5. 委員会は、本条約の実施における人権及び女性NGOの前進的な貢献を締約国が認識していることを歓迎する。

肯定的側面

6. 委員会は、2003年の第4回・第5回定期報告（CEDAW/C/JPN/4及びCEDAW/C/JPN/5）の審議以降、女性に対する差別撤廃、男女共同参画推進及び本条約に基づく締約国の義務の遵守のため、締約国が多くの法律と法規定を制定、改正してきたことに評価をもって留意する。特に、国籍法第3条1項に含まれる家父長制を廃止する民法改正を歓迎する。この改正により、日本人男性と外国人女性との間の嫡出でない子は、父子関係の認知が出生前であるか出生後であるかにかかわらず、日本国籍を取得できることになる。また、改正された規定により、男女が子の国籍に関して同等の権利を有することが保証される。

7. 委員会は、2005年10月の少子化・男女共同参画担当大臣の任命、及び同年12月の包括的な男女共同参画基本計画（第2次）の決定について締約国を称賛する。同計画では、2020年までの長期的な施策の方向性が盛り込まれ、男女共同参画実現に向けた12の重点分野が掲げられた。

8. 委員会は、2004年4月に、人身取引対策を進展させる「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、2004年12月には「人身取引対策行動計画」が採択されたことを歓迎する。

9. 委員会は、2006年の「障害者自立支援法」の制定や、障害者雇用対策の充実と強化を図る「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（2008年）による締約国の障害のある女性への支援を歓迎する。

10. 委員会は、締約国の妊産婦死亡率が継続的に低下し、締約国が世界で最も妊産婦死亡率が低い国家の一つとなっていることを歓迎する。

11. 委員会は、高齢者虐待の防止及び養護者への支援提供に関する施策を促進するため、2006年に「高齢者虐待防止法」が制定されたことに評価をもって留意する。

12. 委員会は、締約国が開発協力プログラムに社会的性別（ジェンダー）の視点を取り込み、その枠組の中で女性の人権を促進していることを評価する。

主要な関心事項及び勧告

13. 委員会は、本条約のすべての規定を計画的かつ継続的に実施する締約国の義務を想起し、今回の最終見解において特定された関心事項及び勧告を、締約国の次回の報告提出までの優先課題と考える。従って、委員会は、締約国の実施活動においてこれらの分野を重点とすること、並びにとられた措置及び達成された成果を次回報告で報告することを締約国に要請する。委員会は、今回の最終見解の十分な実施が確保されるように、同最終見解を全ての関連省庁、国会、司法当局に提供することを締約国に要請する。

国会

14. 委員会は、政府には、本条約に基づく締約国の義務の十分な履行に対する一義的な責任が、特に説明責任があることを再確認する一方で、本条約が政府のすべての部門に対し拘束力

を有することを強調するとともに、最終見解の実施及び本条約に基づく政府の次回報告プロセスについて、適切な場合には、手続に沿って必要な措置を講じるよう国会に働きかけることを締約国に勧告する。

前回の最終見解

15. 締約国の第4回・第5回定期報告(CEDAW/C/JPN/4及びCEDAW/C/JPN/5)の審議後に委員会が表明した関心事項や勧告の一部への取組が不十分であることは遺憾である。委員会は、とりわけ、本条約に沿った差別の定義の欠如、民法における差別的規定、本条約の認知度、労働市場における女性の状況と女性が直面する賃金差別、及び選挙で選ばれるハイレベルの機関への女性の低調な参画への取組が行われていないことに留意する。
16. 委員会は、今回の最終見解における関心事項及び未だ実施されていない前回の勧告に全力で取り組むこと、並びに次回報告においてその実施状況を報告することを締約国に要請する。

差別的な法規定

17. 委員会は、前回の最終見解における勧告にもかかわらず、民法における婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、及び夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が撤廃されていないことについて懸念を有する。更に、委員会は、戸籍制度及び相続に関する規定によって嫡出でない子が依然として差別を受けていることについて懸念を有する。委員会は、締約国が、差別的な法規定の撤廃が進んでいないことを説明するために世論調査を用いていることに懸念をもって留意する。
18. 委員会は、男女共に婚姻適齢を18歳に設定すること、女性のみ課せられている6カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締約国に要請する。さらに、嫡出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。

本条約の法的地位と認知度

19. 委員会は、本条約が、拘束力のある人権関連文書として、また締約国における女性に対するあらゆる形態の差別撤廃及び女性の地位向上の基盤として重視されていないことについて、懸念を有する。これに関して、委員会は、締約国の憲法第98条2項に、批准・公布された条約が締約国の国内法の一部として法的効力を有する旨が明記されていることに留意する一方、本条約の規定は自動執行性がなく、法的審理に直接適用されないことに懸念を有する。
20. 委員会は、女性に対する差別撤廃の分野における最も適切かつ一般的で法的拘束力を有する国際文書として本条約を認識するよう締約国に要請する。委員会は、本条約が国内法体制

において十分に適用可能となること、また、適切な場合には制裁措置の導入等も通じ本条約の規定が国内法に十分に取り入れられることを確保するために、早急な措置を講じることを締約国に要請する。委員会はまた、本条約の精神、目的及び規定が十分に認識され、裁判において活用されるように、本条約及び委員会の一般勧告に対する裁判官、検察官、弁護士の意識啓発の取組を締約国が強めることを勧告する。委員会は更に、本条約及び男女共同参画に関する公務員の認識をさらに向上させ、能力開発プログラムを提供するための措置を講じるよう締約国に勧告する。委員会は、選択議定書の批准を締約国が引き続き検討することへの勧告及び選択議定書に基づき利用可能なメカニズムは、司法による本条約の直接適用を強化し、女性に対する差別への理解を促すという委員会の強い確信を改めて表明する。

差別の定義

21. 委員会は、憲法では男女平等の原則が正式に定められていることに留意する一方、本条約が直接かつ明確に国内法に取り込まれていないこと、及び本条約第1条に従った女性に対する差別の具体的な定義が国内法に欠けていることに、依然として懸念を有する。2006年に改正された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下、「男女雇用機会均等法」)にかかる定義が盛り込まれず、間接差別の狭い定義が採用されたことは、遺憾である。委員会は、官民両分野における直接・間接の差別を含む女性に対する差別を定義する具体的な規定の欠如は、締約国における本条約の十分な適用の障害となることを想起する。
22. 委員会は、本条約及び本条約第1条に記載された女性に対する差別の定義を国内法に十分に取り入れるために早急な措置を講じ、次回報告においてこの点に関する進捗状況を報告することを締約国に要請する。

国内人権機構

23. 前回の最終見解における勧告にもかかわらず、また他の条約体からも強調されているとおり、「国内人権機構の地位に関する原則」(国連総会決議48/134附属文書を参照のこと)に従った、女性の人権の保護及び促進を含む幅広い権限を有する独立した国内人権機構がいまだに設立されていないことは遺憾である。
24. 委員会は、日本側が普遍的・定期的レビューの最後に人権理事会において提示した回答を踏まえ(A/HRC/8/44/Add.1,1(a)項参照)、男女平等に関する問題についての権限を有し、上記「原則」に沿った独立の国内人権機構を明確な期限を定めて設置するよう締約国に勧告する。

女性の地位向上のための国内本部機構

25. 委員会は、2005年10月に、少子化・男女共同参画担当大臣が任命されたことを歓迎する一方、男女共同参画のための国内本部機構の事務局たる内閣府男女共同参画局が、その機能を遂行するための権限と応分の財源を持たないことについて懸念を有する。また、男女共同参画基本計画(第2次)によって達成

された成果について報告に情報が盛り込まれておらず遺憾である。

26. 委員会は、様々な部門、特に少子化・男女共同参画担当大臣と男女共同参画局との間の権限や責務の明確化と連携の強化、及び財源や人材の充実によって、締約国が女性の地位向上のための国内本部機構をさらに強化することを勧告する。さらに、委員会は、男女共同参画基本計画（第3次）策定における法的枠組として本条約を活用すること、及び設定目標の達成に向けた進捗状況を定期的に評価するために監視制度を導入することを勧告する。

暫定的特別措置

27. 委員会は、締約国において、特に職場における女性や政治的・公的活動への女性の参画に関して、実質的な男女平等を促進し、女性の権利の享受を向上させるための暫定的特別措置が講じられていないことに遺憾をもって留意する。
28. 委員会は、本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に従って、学界の女性を含め、女性の雇用及び政治的・公的活動への女性の参画に関する分野に重点を置き、かつあらゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入するよう締約国に要請する。

固定的性別役割分担意識

29. 委員会は、締約国において、男女間の不平等が存在しているにもかかわらず、女性の人権の認識と促進に対する「反動」が報告されていることに懸念を有する。委員会は、家父長制に基づく考え方や日本の家庭・社会における男女の役割と責任に関する深く根付いた固定的性別役割分担意識が残っていることを女性の人権の行使や享受を妨げる恐れがあるものとして引き続き懸念する。委員会は、こうした固定的性別役割分担意識の存続が、特にメディアや教科書、教材に反映されており、これらが教育に関する女性の伝統的な選択に影響を与え、家庭や家事の不平等な責任分担を助長し、ひいては、労働市場における女性の不利な立場や政治的・公的活動や意思決定過程への女性の低い参画をもたらしめていることに留意する。さらに、委員会は、固定的性別役割分担意識にとらわれた姿勢が特にメディアに浸透しており、固定的性別役割分担意識に沿った男女の描写が頻繁に行われていることやポルノがメディアでますます浸透していることを懸念する。過剰な女性の性的描写は、女性を性的対象とみなす既存の固定観念を強化し、女兒たちの自尊心を低下させ続けている。委員会は、公務員による性差別的な発言が頻繁に起きていること及び女性に対する言葉の暴力を防止し処罰する措置が講じられていないことに懸念を表明する。
30. 委員会は、意識啓発及び教育キャンペーンを通して、男女の役割と責任に関する固定的性別役割分担意識にとらわれた態度を解消するための努力を一層強化し、積極的かつ持続的な対策を取ることを締約国に要請する。委員会は、条約第5条で求められているように、締約国がマスメディアに、男女それぞれにふさわしいとみなされている役割や任務について社会的な変化を促進させるよう働きかけることを勧告する。委員会は、男

女共同参画に関する問題について、あらゆる教育機関のあらゆるレベルの教職、カウンセリングスタッフへの教育及び現職研修を強化すること、また、固定的性別役割分担意識を解消するために、あらゆる教科書及び教材の見直しを速やかに完了させることを締約国に求める。委員会は、政府の職員が、女性の品位を下げ、女性を差別する家父長的仕組みを助長させるような侮辱的な発言をしないことを確保するよう、言葉による暴力の犯罪化を含む対策を取ることを締約国に要請する。委員会はまた、メディアや広告におけるわいせつ文書等に立ち向かうための戦略を強化し、その実施状況の結果を次回報告に盛り込むことを締約国に要請する。委員会は、自主規制の実施や採用の奨励等を通して、メディアの作品や報道に差別がなく、女兒や女性のポジティブなイメージを促進することを確保し、また、メディア界の経営者やその他の業界関係者との間の啓発を促進するための積極的な措置を取ることを締約国に要請する。

女性に対する暴力

31. 委員会は、前回の報告の提出以降、女性に対する暴力及び性暴力と闘うために締約国が実施したさまざまな取組を歓迎する。この取組には、保護命令制度を拡充し、相談支援センターの設置を市町村に要請する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（国内法）の改正が含まれている。委員会は、この法律が親密な関係におけるあらゆる形態の暴力を対象としていないことや保護命令の申立てから発令までに要する時間が被害者の生命を更に脅かす恐れがあることについて、引き続き懸念する。委員会はさらに、配偶者等からの暴力や性暴力の女性被害者が苦情申立てや保護請求の際に直面する障害について懸念する。委員会は、配偶者等からの暴力や性暴力の通報の断念につながるような、移民女性、マイノリティ女性、及び社会的弱者グループの女性の不安定な立場を特に懸念する。また、委員会は、女性に対するあらゆる形態の暴力の横行に関する情報やデータの提供が不十分であることにも懸念を表明する。
32. 委員会は、女性の人権侵害として女性に対する暴力に対処することや、女性に対するあらゆる形態の暴力に対処する取組において委員会の一般勧告第19号を十分に活用することを締約国に要請する。委員会は、配偶者等からの暴力を含めあらゆる暴力は容認されないという意識啓発の取組を強化するよう締約国に要請する。委員会は、女性に対する暴力に関する取組を強化すること、保護命令の発令を迅速化すること、女性に対する暴力の被害者が相談できる24時間無料のホットラインを開設することを締約国に勧告する。また、委員会は、女性が苦情を申立てたり保護や救済を求めたりすることができるように、移民女性や社会的弱者グループの女性を含む女性に質の高い支援サービスを提供し、それにより、女性が暴力または虐待を受ける関係に甘んじる必要がないことを保証するよう締約国に勧告する。こうした観点から、締約国は、配偶者等からの暴力や性暴力の通報を促すために必要な措置を講じるべきである。委員会は、社会的弱者グループの女性を対象とした包括的な意識啓発プログラムを全国的に実施することを締約国に勧告する。委員会は、警察官、裁判官、医療従事者、ソーシャルワーカーをはじめとする公務員が、関連法規について熟知し、女性に対するあらゆる形態の暴力に敏感であることや被害者に適切な支援を提供できることを確保させるよう締約国に要請する。

委員会は、配偶者等からの暴力を含め女性に対するあらゆる形態の暴力の発生率、原因及び結果に関するデータを収集し、調査を実施し、更に包括的な施策やターゲットを絞った介入の基礎としてこれらのデータを活用することを締約国に要請する。委員会は、次回報告に、統計データ及び実行した措置の結果を盛り込むことを締約国に求める。

33. 委員会は、刑法において、性暴力犯罪は被害者が告訴した場合に限り起訴され、依然としてモラルに対する罪とみなされていることを懸念する。委員会はさらに、強姦罪の罰則が依然として軽いこと及び刑法では近親姦及び配偶者強姦が明示的に犯罪として定義されていないことを引き続き懸念する。
34. 委員会は、被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを刑法から撤廃すること、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること、強姦罪の罰則を引き上げること及び近親姦を個別の犯罪として規定することを締約国に要請する。
35. 委員会は、「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改正によって、この法に規定する犯罪の懲役刑の最長期間が延長されたことなど児童買春に対する法的措置が講じられたことを歓迎する一方、女性や女兒への強姦、集団暴行、ストーカー行為、性的暴行などを内容とするわいせつなテレビゲームや漫画の増加に表れている締約国における性暴力の常態化に懸念を有する。委員会は、これらのテレビゲームや漫画が「児童買春・児童ポルノ禁止法」の児童ポルノの法的定義に該当しないことに懸念をもって留意する。
36. 委員会は、女性や女兒に対する性暴力を常態化させ促進させるような、女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売を禁止することを締約国に強く要請する。建設的な対話の中での代表団による口頭の請け合いで示されたように、締約国が児童ポルノ法の改正にこの問題を取り入れることを勧告する。
37. 委員会は、「慰安婦」の状況に対処するために締約国がいくつかの措置を講じたことに留意するが、第二次世界大戦中に被害者となった「慰安婦」の状況の恒久的な解決策が締約国において見出されていないことを遺憾に思い、学校の教科書からこの問題への言及が削除されていることに懸念を表明する。
38. 委員会は、締約国が「慰安婦」の状況の恒久的な解決のための方策を見出す努力を早急に行うことへの勧告を改めて表明する。この取組には、被害者への補償、加害者の訴追、及びこれらの犯罪に関する一般国民に対する教育が含まれる。

人身取引及び売春による性的搾取

39. 委員会は、「匿名通報モデル事業」の導入など、人身取引と闘うために締約国が実施した取組を歓迎する一方、女性や女兒の人身取引が続いていること、売春による性的搾取、並びに人身取引の被害女性の回復を図る施策が導入されていないことについて引き続き懸念する。委員会は、興行査証の交付件数が大幅に減少したことに満足をもって留意する一方、強制労働や性的搾取の目的でインターンシップや研修プログラムが利用され

る可能性を示唆する情報について懸念する。委員会はさらに、「売春防止法」において売春をした者が起訴の対象となる一方で、顧客が処罰を受けないことを懸念する。

40. 委員会は、人身取引の被害者を保護、支援するため、また、女性の経済状況を改善するための取組を拡充し、搾取や人身取引業者に対する女性の脆弱性を解消することによって人身取引の根本的原因の解決を図るためのさらなる措置を講じること、及び売春による性的搾取や人身取引の被害者である女性や女兒の回復及び社会復帰のための施策を講じingことを締約国に要請する。委員会は、売春の需要の抑止等によって女性の売春による性的搾取を防止する適切な措置を講じよう締約国に要請する。委員会はまた、売春をした者の社会復帰促進策を実施し、売春による性的搾取の被害を受けた女性や女兒のために回復プログラム及び経済力強化プログラムを提供するよう締約国に要請する。委員会は、インターンシップ及び研修プログラム用の査証発給の厳格な監視を継続するよう締約国に要請する。委員会は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の批准を締約国に要請する。

政治的・公的活動への平等な参画

41. 委員会は、政府、国会、地方議会、司法、学界、外交の上層部に女性が占める割合が低いことを懸念する。委員会は、政治的・公的活動へのマイノリティ女性の参画に関する統計データが欠如していることに留意する。
42. 委員会は、事実上の男女平等の実現を加速させるため、特に本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に基づく特別措置の実施を通して、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組を強化するよう締約国に要請する。委員会は、政治的・公的機関への女性の参画が国民の多様性を全面的に反映することを確保することを締約国に奨励する。委員会は、移民女性やマイノリティ女性を含む女性の政治的・公的活動、学界及び外交への参画に関するデータ及び情報を次回報告の際に提供するよう締約国に要請する。委員会は、特に本条約の第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条の実施を推進する観点から、クォータ制、ベンチマーク、目標、インセンティブなど、さまざまな手段の活用を検討するよう締約国に要請する。

教育

43. 委員会は、教育分野における男女同権を保証するために実施された多くの取組に留意する一方、強い反対にもかかわらず、教育基本法が改正され男女共同参画の推進に言及した同法第5条が削除されたことを懸念する。委員会はまた、女性が引き続き伝統的な学問分野に集中していること、及び学生や教職員として、特に教授レベルで学界における女性の参画が低調であることに懸念をもって留意する。
44. 委員会は、教育分野における女性の十分な権利の保護に関する、本条約に基づく締約国の義務が国内法に取り入れられるように、男女共同参画の推進を教育基本法に再度取り入れることを真剣に検討するよう締約国に勧告する。委員会はまた、女

児や女性が伝統的に進出してこなかった分野における教育や研修を受けることを奨励する対策を教育政策に盛り込むことを確保し、それにより報酬が高い経済分野での就職の機会及びキャリア形成の機会を拡充するよう締約国に要請する。委員会は、男女共同参画基本計画（第3次）において、大学・短大における女性教員の割合の達成目標を20パーセントから引き上げ、最終的に、こうした機関における男女比率が同等になるよう促進することを勧告する。

雇用

45. 委員会は、明白な男女間の水平的・垂直的職務分離に反映されている、労働市場における女性の不利な状況について依然として懸念を有する。委員会は、とりわけ、男女雇用機会均等法に基づく行政ガイドラインの「雇用管理区分」が、女性を差別するコース別制度を導入する余地を雇用主に与えているかもしれないと懸念している。委員会はまた、性別に基づく賃金格差が、フルタイムの労働者の間では時間当たり賃金で32.2パーセントと非常に大きく、パートタイム労働者の間ではこの性別に基づく賃金格差がさらに大きいという現状が根強く続いていること、有期雇用及びパートタイム雇用の多数を女性労働者が占めていること、並びに妊娠・出産を理由に女性が違法に解雇されていることについて懸念する。委員会はまた、現行の労働法における不十分な保護及び制裁措置についても、懸念を表明する。委員会は特に、本条約及びILO100号条約に沿った同一労働及び同一価値の労働に対する同一報酬の原則と認識できる条項が、労働基準法にないことを懸念する。委員会はまた、職場でのセクシュアル・ハラスメントが横行していること、及びセクシュアル・ハラスメントを防止できなかった企業を特定する措置が法律に盛り込まれているものの、違反企業名の公開以外に法令遵守を強化するための制裁措置が設けられていないことに懸念を表明する。さらに、委員会は、雇用問題に関する法的手続きが長期にわたることを懸念する。これは、女性にとって受け入れがたく、また、本条約第2条(c)に規定されている法廷における救済を妨げるものである。

46. 委員会は、本条約第11条の十分な遵守を達成するため、労働市場における事実上の男女平等の実現を優先することを締約国に要請する。委員会は、妊娠・出産による女性の違法解雇の実施を防止する措置と、垂直的・水平的職務分離を撤廃し、性別に基づく男女間の賃金格差を是正するために、本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に従った暫定的特別措置を含め、具体的措置を講じるよう締約国に勧告する。委員会は、有効な実施と監視体制を整備し、法的支援や迅速な事案処理を含めて女性の救済手段へのアクセスを確立するために、締約国が、官民双方の雇用の分野における、セクシュアル・ハラスメントを含む女性差別に対して、制裁措置を設けることを奨励する。

家庭と仕事の両立

47. 委員会は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、並びに家庭と仕事の両立を推進するその他の施策の策定等の締約国による法律面及び政策面の取組を歓迎する一方、依然として家庭や家族に関する責任を

女性が中心となって担っていること、そのために、男性の育児休業取得率が著しく低いこと、並びに家庭での責務を果たすために女性がキャリアを中断する、またはパートタイム労働に従事するという実態が生じていることを懸念する。

48. 委員会は、特に、子育てや家事の適切な分担に関する男女双方のさらなる意識啓発や教育のための取組を通して、また、パートタイム労働者の雇用の大部分を女性が占めることがないように図ることによって、男女の家庭及び職場での責務の両立を支援する取組を拡充するよう、締約国に奨励する。委員会は、さまざまな年齢層の子供たちのための保育施設の提供と手頃な料金設定を拡充し、男性の育児休業取得を奨励する取組を強化するよう締約国に要請する。

健康

49. 委員会は、締約国の質の高い医療サービスを称賛する一方、近年、HIV/エイズを含む性感染症の日本女性への感染が拡大していることを懸念する。委員会はまた、十代の女兒や若い女性の人工妊娠中絶率が高いこと、また、人工妊娠中絶を選択する女性が刑法に基づく処罰の対象となり得ることを懸念する。委員会は、女性の精神的・心理的健康に関する情報が不十分であることを遺憾に思う。

50. 委員会は、思春期の男女を対象とした性の健康に関する教育を推進すること、及び妊娠中絶に関するものを含め、性の健康に関する情報やあらゆるサービスに対してすべての女性や女兒のアクセスを確保することを締約国に勧告する。委員会はまた、健康や医療サービス提供に関する性別データ、並びにHIV/エイズを含む性感染症の女性への拡大と対策に関するさらなる情報やデータを次回の報告に盛り込むよう締約国に要請する。委員会は、女性と健康に関する委員会の一般勧告第24号や「北京宣言及び行動綱領」に沿って、人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を削除するため、可能であれば人工妊娠中絶を犯罪とする法令を改正するよう締約国に勧告する。委員会は、女性の精神的・心理的健康に関する情報を次回報告に盛り込むことを締約国に要請する。

マイノリティ女性

51. 委員会は、社会全体及びコミュニティ内において、締約国のマイノリティ女性は性別や民族的出自に基づく複合差別に苦しんでおり、こうした状況について情報や統計データが不十分であることを遺憾に思う。委員会はさらに、マイノリティ女性の権利推進を図るために、各マイノリティ・グループに対する政策的枠組を含む積極的な施策が策定されていないことは遺憾である。

52. 委員会は、マイノリティ女性に対する差別を撤廃するため、政策的枠組の策定及び暫定的特別措置の導入を含む有効な措置を講じるよう締約国に要請する。委員会は、このためにこうした観点から、マイノリティ女性の代表を意思決定主体の一員として指名することを締約国に要請する。委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況に関する情報、特に教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害に関する情報を、次回報告に盛り込むことを求めた前回の要請（A/58/38、パラ366）を改めて表

明する。この観点から、委員会は、アイヌの人々、同和地区の人々、在日韓国・朝鮮人、沖縄女性を含むマイノリティ女性の現状に関する包括的な調査を実施するよう締約国に求める。

社会的弱者グループの女性

53. 委員会は、農山漁村女性、母子家庭の母、障害のある女性、難民及び移民女性など、特に雇用、健康管理、教育、社会福祉へのアクセスに関して複合的な形態の差別を受けやすい、社会的弱者グループの女性に関する情報や統計データが不十分であることに留意する。

54. 委員会は、本条約の対象となるすべての分野における社会的弱者グループの女性の実態の全体像、及び具体的なプログラムや成果に関する情報を次回報告において提供するよう締約国に要請する。また、委員会は、社会的弱者グループの女性に特有のニーズに対応する性別に配慮した政策やプログラムを導入するよう締約国に要請する。

北京宣言及び行動綱領

55. 委員会は、本条約に基づく締約国の義務を履行するにあたり、本条約の規定を補強する「北京宣言及び行動綱領」を引き続き活用し、次回報告にその情報を盛り込むよう締約国に要請する。

ミレニアム開発目標

56. 委員会は、ミレニアム開発目標の達成には、本条約の十分かつ効果的な実施が不可欠であることを強調する。委員会は、ミレニアム開発目標達成を目指すあらゆる取組において、社会的性別（ジェンダー）の視点を取り込み、本条約の規定を明確に反映すること、及び次回報告にその情報を盛り込むことを締約国に要請する。

その他の条約の批准

57. 委員会は、9つの主要な国際人権条約¹を国家が遵守することによって、生活のあらゆる面における女性の人権及び基本的な自由の享受が推進されることに留意する。従って、委員会は、まだ日本が締約国でない条約、すなわち、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」及び「障害者の権利に関する条約」の批准を検討するよう日本国政府に奨励する。

周知

58. 委員会は、法律上及び事実上の女性の平等を保証するために講じられた措置、及びその関連で必要な今後の措置を、政府の職員、政治家、国会議員、女性団体及び人権団体を含む一般国民に認識させるため、今回の最終見解を日本国内で広く周知させることを要請する。委員会は、本条約、本条約の選択議定書、委員会の一般勧告、「北京宣言及び行動綱領」並びに「女性2000年会議－21世紀に向けての男女平等、開発・平和」と題する第23回国連特別総会の成果についての周知を、特に女性団体及び人権団体に対し強化するよう締約国に要請する。

最終見解のフォローアップ

59. 委員会は、上記第18及び第28パラグラフに含まれる勧告の実施に関する書面での詳細な情報を、2年以内に提出するよう締約国に要請する。

次の報告期日

60. 委員会は、本条約第18条に基づき、今回の最終見解において表明された関心事項に対して次回報告で回答することを締約国に要請する。委員会は、第7回・第8回定期報告を2014年7月に提出するよう締約国に求める。

1 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」、「障害者の権利に関する条約」

☐ 女性差別撤廃条約第7回及び第8回報告に関する総括所見（日弁連仮訳）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/woman_report.html

CEDAW/C/JPN/CO/7-8

（日弁連仮訳）

CEDAW/C/JPN/CO/7-8

配付：一般

2016年3月7日

原文：英語

先行未編集版

Distr.: General 7 March 2016

Original: English

ADVANCE UNEDITED VERSION

女性差別撤廃委員会

第7回及び第8回報告に関する 総括所見

1. 委員会は、2016年2月16日に、その第1375及び1376回会合において、日本の第7回及び第8回報告を審議した（CEDAW/C/SR.1375、1376を参照）。委員会からの課題と質問のリストはCEDAW/C/JPN/Q/7-8に、日本の回答はCEDAW/C/JPN/Q/7-8/Add.1にある。

A. はじめに

2. 委員会は、締約国が、第7回及び第8回報告を提出したことに感謝する。委員会はまた、会期前の作業部会によって列挙された課題と質問のリストに対する締約国の書面での回答に感謝する。委員会は、締約国代表団の口頭での発表及び対話の間に委員会により発せられた口頭での質問に対応して行われたさらなる説明を歓迎する。
3. 委員会は杉山晋輔外務審議官を団長とした大代表団を賞賛する。代表団は、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部を含む様々な府省庁と政府機関の代表で構成されていた。

B. 肯定的側面

4. 委員会は、2009年の締約国の第6回定期報告の審議以降に達成された立法上の改革による進歩、特に以下の制定を歓迎する。
 - (a) 女性が大半を占めるパートタイム労働者の待遇改善のための改正パートタイム労働法（2014年）
 - (b) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015年）

Committee on the Elimination of Discrimination against Women

Concluding observations on the combined seventh and eighth periodic reports of Japan*

1. The Committee considered the combined seventh and eighth periodic reports of Japan (CEDAW/C/JPN/7-8) at its 1375th and 1376th meetings, on 16 February 2016 (see CEDAW/C/SR.1375 and 1376). The Committee's list of issues and questions are contained in CEDAW/C/JPN/Q/7-8 and the responses of Japan are contained in CEDAW/C/JPN/Q/7-8/Add.1.

A. Introduction

2. The Committee appreciates that the State party submitted its combined seventh and eighth periodic reports. It also appreciates the State party's written replies to the list of issues and questions raised by its pre-session working group. It welcomes the oral presentation of the delegation and the further clarification provided in response to the questions posed orally by the Committee during the dialogue.
3. The Committee commends the State party for its large delegation, which was headed by His Excellency Mr. Shinsuke Sugiyama, Deputy Minister for Foreign Affairs. The delegation comprised representatives from various Ministries and government agencies including the Ministry of Justice; the Ministry of Foreign Affairs; the Ministry of Education, Culture, Sport, Science and Technology; the Ministry of Health, Labour and Welfare; the Cabinet Office; the National Police Agency; and the Permanent Mission of Japan to the United Nations at Geneva.

B. Positive Aspects

4. The Committee welcomes the progress achieved since the consideration in 2009 of the State party's sixth periodic report (CEDAW/C/JPN/6) in undertaking legislative reforms, in particular the adoption of:
 - (a) The revised Part-time Labour Act, 2014, to improve the treatment of part-time workers who are mostly women;
 - (b) The Act on the Promotion of Women's Participation and Advancement in the Workplace, in 2015;

* Adopted by the Committee at its sixty-third session (15 February-4 March 2016).

(c) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（2014年）

(d) 改正ストーカー行為等の規制等に関する法律（2013年）

(e) 子ども・子育て支援法（2012年）

5. 委員会は、女性に対する差別を撤廃し、女性の権利を推進することを加速することを目指した政策枠組みを改善するための締約国の努力を歓迎する。例えば以下の採択などである。

(a) 人身取引対策行動計画（2014年）

(b) 日本再興戦略（2013年）

(c) 第3次男女共同参画基本計画（2010年）及び第4次男女共同参画基本計画（2015年）

6. 委員会は、締約国が前回の定期報告の審議以降に以下の国際文書を批准したことを歓迎する。

(a) 障害者の権利に関する条約（2014年）

(b) 強制失踪防止条約（強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約）（2009年）

C. 主な懸念及び勧告領域

国会

7. 委員会は、条約の完全な履行を確実にするために、立法府が極めて重要な役割を果たすことを強調する（2010年第45会期に採択された条約と国会議員との関係についてのステートメント参照）。委員会は国会に対して、国会の権限に沿って、今から次回の定期報告までの期間に、今回の総括所見の履行について必要な措置を採るよう求める。

条約の法的地位、可視性及び選択議定書の批准

8. 委員会は、締約国は日本国憲法第98条第2項において、締結され、公布された条約が国内法の一部として法的効果があることに留意する。しかし、条約が完全に国内法化されているわけではなく、2014年3月28日に東京高等裁判所が、条約は直接適用可能または自動執行性があると認めないと判断したことを委員会は懸念している。委員会はまた下記について懸念する。

(c) The Act on Regulation and Punishment of Acts Relating to Child Prostitution and Child Pornography and the Protection of Children, in 2014;

(d) The revised Anti-Stalking Act, in 2013; and

(e) The Act on Child and Childcare Support Act, in 2012.

5. The Committee welcomes the State party's efforts to improve its policy framework aimed at accelerating the elimination of discrimination against women and advancing women's rights, such as the adoption of the following:

(a) The Action Plan to Combat Trafficking in Persons, in 2014;

(b) The Japan Revitalisation Strategy, in 2013; and

(c) The Third Basic Plan for Gender Equality, in 2010; and the Fourth Basic Plan for Gender Equality, in 2015.

6. The Committee welcomes the State party's ratification of the following international instruments since the consideration of its previous periodic report:

(a) The Convention on the Rights of Persons with Disabilities, in 2014; and

(b) The Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance, in 2009.

C. Principal areas of concern and recommendations

Parliament

7. The Committee stresses the crucial role of the legislative power in ensuring the full implementation of the Convention (see the statement by the Committee on its relationship with Parliamentarians, adopted at the forty-fifth session in 2010). It invites Parliament, in line with its mandate, to take the necessary steps regarding the implementation of the present concluding observations between now and the next reporting period under the Convention.

Legal status of Convention, visibility and ratification of the Optional Protocol

8. The Committee notes that under article 98 (2) of the State party's Constitution, treaties that are concluded and promulgated have legal effect as part of domestic law. The Committee is, however, concerned that the Convention has not been fully domesticated and that on 28 March 2014 the High Court of Tokyo ruled that it cannot recognise the Convention as directly applicable or self-executing. The Committee is also concerned that:

(a) 締約国の認知度向上のための努力にもかかわらず、条約の規定が国内で充分には知られていないこと。

(b) 締約国によって選択議定書を批准する具体的な予定時期についての情報が示されなかったこと。

(c) 委員会の前回の勧告（第6回）が締約国によって完全には履行されなかったこと。

9. 委員会は、締約国に対して下記を要求する。

(a) 本条約の条文を完全に国内法化すること。

(b) 政府官僚、国会議員、法律専門家、法執行官（訳注・警察官等）及び地域の指導者を含む締約国の関係者の間で、本条約及び委員会一般勧告並びに女性の人権についての認識を向上させるために既存のプログラムを強化すること。

(c) 選択議定書を批准することを検討し、選択議定書における先例について法律専門家と法執行官（訳注・警察官等）を研修すること。

(d) 明確な目標と指標とともに、今回の総括所見の履行についての国内行動計画の採用を検討すること。

女性差別の定義

10. 委員会は、本条約の第1条に沿って、公的及び私的な領域での、直接的及び間接的差別を網羅する、女性差別についての包括的な定義がないことを引き続き懸念する。委員会は、そのような定義の欠如が締約国の条約の完全な適用の妨げとなっていることを想起する。

11. 委員会は、前回の勧告事項（第6回、22項）を繰り返すとともに、女性が人生のすべての領域における直接的及び間接的差別から確実に保護されるよう、本条約第1条に沿って、立法において、至急、女性に対する差別についての包括的な定義を採用するよう締約国に要求する。

差別的な法及び法的保護の不足

12. 当委員会は、既存の差別的規定に関する従前の勧告が対応されていないことを残念に思う。特に以下の点を懸念する。

(a) 民法が婚姻適齢について女性と男性とで、それぞれ16歳

(a) Notwithstanding the State party's efforts to raise awareness, the provisions of the Convention are not sufficiently known in the State party;

(b) No information has been provided on the timeframe within which the State party intends to ratify the Optional Protocol to the Convention; and

(c) The Committee's previous recommendations (CEDAW/C/JPN/CO/6) have not been fully implemented by the State party.

9. The Committee calls upon the State party to:

(a) Fully domesticate the provisions of the Convention;

(b) Intensify existing programmes to raise awareness of the Convention and the Committee's General Recommendations and of women's human rights among relevant stakeholders in the State party, including government officials, parliamentarians, the legal profession, law enforcement officers and community leaders;

(c) Consider ratifying the Optional Protocol and train members of the legal profession and law enforcement officers on the Committee's jurisprudence under the Optional Protocol; and

(d) Consider adopting a national action plan on the implementation of the Committee's present concluding observations with clear targets and indicators.

Definition of discrimination against women

10. The Committee remains concerned at the lack of a comprehensive definition of discrimination against women, which encompasses both direct and indirect discrimination in both the public and private spheres in line with article 1 of the Convention. It recalls that the lack of such a definition constitutes an impediment to the full application of the Convention in the State party.

11. The Committee reiterates its previous recommendation (CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 22) and calls upon the State party to urgently adopt a comprehensive definition of discrimination against women in national legislation in line with article 1 of the Convention, with a view to ensuring that women are protected against both direct and indirect discrimination in all spheres of life.

Discriminatory laws and lack of legal protection

12. The Committee regrets that its previous recommendations regarding existing discriminatory provisions have not been addressed. The Committee is particularly concerned that:

(a) The Civil Code maintains discriminatory provisions as it sets

及び18歳と異なる差別的規定を維持していること。

- (b) 再婚禁止期間を6か月から100日まで短縮した最高裁判所の決定はなされたが、民法が離婚後の特定の期間において女性にのみ再婚を禁止していること。
- (c) 2015年12月16日に、最高裁判所が、婚姻した夫婦が同一の氏を使用することを義務付ける民法第750条の合憲性を支持したこと、これによって、しばしば女性が夫の姓を名のるよう事実上強いられること。
- (d) 相続における婚外子を差別する規定の文言が2013年12月に削除されたが、出生届における差別的記載に関する戸籍法の規定を含む様々な差別的規定が維持されていること。
- (e) 頻繁に嫌がらせや汚名、暴力の対象となる様々なマイノリティ集団に属する女性に対する交差的（多層的）差別を射程に入れた包括的な差別禁止法がないこと。

13. 当委員会は、従来の勧告（第5回及び第6回）を繰り返し、締約国が遅滞なく以下の措置をとるよう促す。

- (a) 男性と同一の婚姻適齢となるよう女性の婚姻適齢を18歳に引き上げるよう改正すること。また、女性が婚姻前の姓を使用し続けられるよう婚姻したカップルの氏の選択に関する規定を改定すること。さらに離婚後女性に対するいかなる待婚期間も廃止すること。
- (b) 婚外子の地位に関するすべての差別的な規定を廃止し、法が社会的汚名及び差別から婚外子とその母を保護することを確実にすること。
- (c) 締約国の中核的義務についての一般的勧告第28号に沿って、様々なマイノリティ集団に属する女性に対する複合差別・交差的（多層的）差別を禁止する包括的な差別禁止法を制定し、彼女らを嫌がらせや暴力から保護すること。

国内人権機関

14. 委員会は、締約国が、人権の促進と保護のための国内人権機関の地位についての原則（パリ原則）に従って、複合差別からの保護を含む、女性の人権の推進と保護のための広い権限を伴った、独立した国内人権機関を設立していないことに懸念を繰り返して述べる。

different minimum ages of marriage for women and men at 16 and 18 years, respectively;

- (b) The Civil Code still prohibits only women from remarrying within a specified period of time after divorce notwithstanding the decision of the Supreme Court, which shortened the period from 6 months to 100 days;
- (c) On 16 December 2015, the Supreme Court upheld the constitutionality of article 750 of the Civil Code that requires married couples to use the same surname, which in practice often compels women to adopt their husbands' surnames;
- (d) Despite the abolition in December 2013 of the provision that discriminated against children born out of wedlock in inheritance matters, various discriminatory provisions including the provision in the Family Register Act concerning the discriminatory description during birth notification have been retained; and
- (e) There is no comprehensive anti-discrimination law that covers inter-sectional discrimination against women belonging to various minority groups who are frequently subjected to harassment, stigmatization and violence.

13. The Committee reiterates its previous recommendations (CEDAW/C/JPN/CO/5) and (CEDAW/C/JPN/CO/6) and urges the State party to, without delay:

- (a) Amend the Civil Code in order to raise the legal minimum age of marriage for women to 18 years to be equal to that of men; and revise legislation regarding the choice of surnames for married couples in order to enable women to retain their maiden surnames; and abolish any waiting period for women to remarry upon divorce;
- (b) Abolish all discriminatory provisions regarding the status of children born out of wedlock and ensure that the law protects them and their mothers from stigma and discrimination in society; and
- (c) Enact comprehensive anti-discrimination legislation that prohibits multiple/intersectional forms of discrimination against women belonging to various minority groups, and protect them from harassment and violence, in line with General Recommendation No. 28 (2010) on core obligations of States parties.

National human rights institution

14. The Committee reiterates its concern that the State party has not established an independent national human rights institution, in accordance with the principles relating to the status of national institutions for the promotion and protection of human rights (Paris Principles), with a broad mandate to promote and protect women's rights, including protection against multiple

15. 委員会は、締約国が、明確な時間的枠内をもって、パリ原則（1993年12月20日総会決議48/134）に従って、独立の国内人権機関を設置し、かつ、その権限が女性の権利とジェンダー平等に確実に対応できるようにすべきとした前回の勧告（第6回、24項）を繰り返して述べる。

女性の地位向上のための国内本部機構

16. 委員会は、「内閣府設置法」が、女性の地位向上のための国内本部機構の長として男女共同参画担当大臣に授与された任務を明確化しているという締約国からの情報に留意する。しかし、男女共同参画会議及び男女共同参画推進連携会議の役割が明確に定義されていないことを懸念する。また、委員会は、その明確性の欠如が、ジェンダー予算を含む政策の調整及び履行に影響を及ぼすことを懸念する。
17. 委員会は、締約国が、ジェンダー主流化やジェンダー予算を含む活動を効果的に着手できるよう、各部門の役割を明確にすることによって、女性の地位向上のための国内本部機構を引き続き強化することを勧告する。

暫定的特別措置

18. 委員会は、男女間の事実上の平等を加速するために、第3次及び第4次男女共同参画基本計画に数値目標を導入した締約国の努力に留意する。しかし、委員会は、民族及びその他のマイノリティ女性を含む、女性の公的及び民間企業における意思決定の場、また特に国会をはじめとする政治的分野に女性の代表が少ないことを解消するためにクォータ制を含む制定法による暫定的特別措置が存在しないことを懸念する。委員会は、締約国が制定法によるクォータ制よりも、むしろより効果が少ない自発的な取組や、公共調達のための入札過程における業者評価の加算等のインセンティブ等の他の誘因を引き続き利用していることを特に懸念する。
19. 委員会は、前回の勧告（第6回、28項）を繰り返して述べるとともに、本条約のすべての分野において、女性と男性の実質的な平等の実現を加速させるため、特に民族及びその他のマイノリティ女性、先住民族女性並びに障がいを持つ女性の権利を強化するため、必要不可欠な戦略として、本条約4条（1）及び暫定的特別措置についての一般的勧告第25号（2004年）に従って、締約国がクォータ制を含む制定法による暫定的特別措置の利用を検討するよう求める。

固定的な性別役割分担及び有害な実践

forms of discrimination.

15. The Committee reiterates its previous recommendation (CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 24) that the State party establish, within a clear time frame, an independent national human rights institution, in accordance with the Paris Principles (General Assembly Resolution 48/134 of 20 December 1993), and ensure that its mandate covers women's rights and gender equality.

National machinery for the advancement of women

16. The Committee notes information from the State party that the "Act for Establishment of the Cabinet Office" clarifies the mandate conferred on the Minister of State for Gender Equality as head of the national machinery for the advancement of women. It is, however, concerned that the roles of the Council for Gender Equality and the Liaison Conference for the Promotion of Gender Equality are not clearly defined. The Committee is also concerned that the lack of clarity affects coordination and the implementation of policies including gender-budgeting.
17. The Committee recommends that the State party continue to strengthen the national machinery for the advancement of women by clarifying the roles of its various components to enable it to effectively undertake its activities, including gender mainstreaming and gender-budgeting.

Temporary special measures

18. The Committee notes the State party's efforts to introduce numerical targets under the Third and Fourth Basic Plan on Gender Equality in order to accelerate de facto equality between men and women. The Committee is, however, concerned at the lack of statutory temporary special measures, including quotas, to address the under-representation of women, including ethnic and other minority women, in decision-making positions in the public and private sectors, as well as in political life, especially in Parliament. The Committee is particularly concerned that rather than statutory quotas, the State party continues to use less effective voluntary initiatives and other incentives such as higher evaluations for companies during the bidding process for public procurement.
19. The Committee reiterates its previous recommendation (CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 28) and calls upon the State party to consider using temporary special measures, such as statutory quotas, in accordance with article 4 (1) of the Convention and the Committee's General Recommendation No. 25 (2004) on temporary special measures, as a necessary strategy to accelerate the achievement of substantive equality of women and men, in particular to enhance the rights of ethnic and other minority and indigenous women, and women with disabilities, in all areas of the Convention.

Stereotypes and harmful practices

20. 委員会は、家族及び社会における女性と男性の役割と責任についての、しつこい家父長的な態度及び根深い固定的な性別役割分担について引き続き懸念する。委員会は特に次のことを懸念する。

- (a) これらの固定的な性別役割分担のしつこさは、メディア及び教科書に反映され続け、教育的選択や女性と男性との間での家族的及び家庭内の責任の分担に影響を及ぼしていること。
- (b) メディアは、しばしば、女性と少女を性的対象物として描写することを含め、固定的な性別役割分担的な方法で描写していること。
- (c) 固定的な性別役割分担は、女性に対する性暴力の根本的原因であり続け、ポルノグラフィ、ビデオゲーム、アニメ（マンガ等）が女性や少女に対する性暴力を促進していること。
- (d) 女性、人種その他アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人及び移住女性等のマイノリティ女性に対する性差別主義のスピーチが継続していること。

21. 委員会は、前回の勧告（第6回、30項）を繰り返し述べ、締約国に次のことを促す。

- (a) 女性と男性の伝統的役割を強固にする社会的規範を変え、女性と少女の人権を促進する肯定的な文化的伝統を促進する取組を強化すること。
- (b) 差別的なジェンダースtereotype（社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担）を悪化させ、女性や少女に対する性暴力を補強するポルノグラフィ的な素材、ビデオゲーム及びアニメーションの生産と流通を規制するよう、既存の法的措置やモニタリング・プログラムを効果的に実施すること。
- (c) 差別的なジェンダースtereotype（社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担）を撤廃するよう、教科書や教材を見直すこと。
- (d) アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人及び移住女性等のマイノリティ女性に対する攻撃を含む、性差別主義的発言や人種差別的優位性や人種差別的嫌悪を煽る組織的な宣伝活動を禁止し制裁を課す法律を制定すること。
- (e) 独立専門機関を通して、アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人及び移住女性等への差別的なジェンダースtereotype（社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担）や偏見を根絶するためにとられた措置の影響を定期的にモニターし評価すること。

女性に対する暴力

20. The Committee remains concerned at the persistence of patriarchal attitudes and deep-rooted stereotypes regarding the roles and responsibilities of women and men in the family and in society. The Committee is particularly concerned that:

- (a) The persistence of these stereotypes continues to be reflected in the media and educational textbooks and has an impact on educational choices and the sharing of family and domestic responsibilities between women and men;
- (b) The media often depicts women and girls in a stereotyped manner including as sex-objects;
- (c) Stereotypes continue to be the root causes of sexual violence against women and that pornography, video games and animation such as manga promote sexual violence against women and girls; and
- (d) Sexist speech continues to be directed against women, ethnic and other minority women such as the Ainu, Buraku and Zainichi Korean women and migrant women.

21. The Committee reiterates its previous recommendation (CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 30) and urges the State party to:

- (a) Intensify its efforts to change social norms that reinforce traditional roles of women and men and to promote positive cultural traditions that promote the human rights of women and girls;
- (b) Effectively implement existing legal measures and monitoring programmes in order to regulate the production and distribution of pornographic material, video games and animation that exacerbate discriminatory gender stereotypes and reinforce sexual violence against women and girls;
- (c) Review educational textbooks and materials to eliminate discriminatory gender stereotypes;
- (d) Adopt legislation to prohibit and sanction sexist speech and propaganda advocating racial superiority or hatred, including attacks on ethnic and other minority women such as the Ainu, Buraku and Zainichi Korean women as well as migrant women; and
- (e) Regularly monitor and assess the impact, through an independent expert body, of measures taken to eliminate discriminatory gender stereotypes and prejudices against Ainu, Buraku, Zainichi Korean women and migrant women.

Violence against women

22. 委員会は、法務省が、(a) 陰性交にのみ適用される強姦罪の狭い定義、(b) 性犯罪の低い法定刑の引上げ、(c) 婚姻関係における強姦を明示的に犯罪化する法規定の採択及び (d) 性犯罪を非親告罪とすることを含む様々な課題に取り組むため、刑法を見直す検討会（訳注・「性犯罪の罰則に関する検討会」）を設置したことに留意する。しかしながら、委員会は、法務省の刑法を見直す検討会が、婚姻関係における強姦を明示的に犯罪化する必要がないと考えたことを懸念する。また、刑法の性交同意年齢が依然として 13 歳であること及びかかる法定強姦の法定刑の下限がわずか 3 年の懲役であることを懸念する。委員会はさらに以下のことを懸念する。

- (a) 刑法に近親姦を特別に犯罪化する規定を欠くこと。
- (b) 裁判所による緊急時での保護命令の発令の異常な遅れが報告されており、そのことによってドメスティック・バイオレンスを含む暴力の被害者がさらなる暴力の危険にさらされていること。
- (c) ドメスティック・バイオレンスを含む暴力被害に遭っている移住女性、民族及びその他のマイノリティ女性、障がいを持つ女性が当局への被害の通報・申告に消極的になっていること、出入国管理及び難民認定法の下で保護されるためにはその配偶者の身分を有する者としての活動を行わないで在留していることにつき「正当な理由」が求められているため、特に移住女性が在留資格取消の恐れがあるため被害申告をしないという情報があること。
- (d) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）が、あらゆる家族形態のすべての女性に対して適用できるかについて不明確であり、そのような事案で被害女性を保護する措置の発令に裁判官が消極的であること。

23. 女性に対する暴力についての本委員会一般的勧告第 19 号（1992 年）及び前回の総括所見での勧告事項（第 6 回、30 項）を想起し、委員会は締約国に次のとおり促す。

- (a) 本条約及び本委員会の一般的勧告第 19 号（1992 年）、またそれについての先例を十分に活用し、刑法改正の際には、確実に、ドメスティック・バイオレンスや近親姦を犯罪類型として明示することを含め、女性に対する暴力を包括的に位置付けること。
- (b) 強姦の定義を拡大し、性犯罪を非親告罪とするよう、刑法を速やかに改正すること。
- (c) 婚姻関係における強姦を明示的に犯罪として規定するよう修正し、法定強姦（同意年齢未満の者に対する違法な性交）の法定刑の下限を引き上げること。

22. The Committee notes that the Ministry of Justice established a committee to review the Penal Code in order to address various issues including (a) the narrow definition of the crime of rape, which only applies to vagina-penal penetration; (b) raising the low penalties for sex crimes; (c) the adoption of legal provisions explicitly criminalizing marital rape and (d) the introduction of ex officio prosecution of sex crimes. The Committee is, however, concerned that the Ministry of Justice's committee that reviewed the Penal Code did not consider it necessary to explicitly criminalize marital rape. It is also concerned that the age of sexual consent remains 13 years and that the minimum penalty for statutory rape is only 3 years' imprisonment. The Committee is further concerned at:

- (a) The lack of provisions in the Penal Code specifically criminalizing incest;
- (b) Reports of inordinate delays in the issuance of emergency protection orders by courts, which expose victims of violence, including domestic violence, to a risk of further violence;
- (c) Information that migrant women, ethnic and other minorities, and women with disabilities who are victims of violence, including domestic violence, are reluctant to report cases to the authorities, and that migrant women, in particular, fail to do so due to the risk of having their residence status revoked, as they are required to provide "justifiable reasons" for protection under the Immigration Control and Refugee Recognition Act ; and
- (d) The uncertainty regarding the application of the Spousal Violence Prevention Act to all women in all family settings and the reluctance of the judiciary to issue protective measures in such cases.

23. Recalling its General Recommendation No. 19 (1992) on violence against women, and its previous recommendations (CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 30), the Committee urges the State party to:

- (a) Make full use of the Convention and the Committee's General Recommendation No. 19 (1992), as well as its jurisprudence, when amending its Penal Code, to ensure that it comprehensively addresses violence against women, including domestic violence and incest as a specific crime;
- (b) Expedite the amendment of the Penal Code to expand the definition of rape and ensure ex officio prosecution of sex crimes;
- (c) Amend the Penal Code to explicitly criminalise marital rape and raise the minimum penalty for statutory rape;

(d) 緊急時の保護命令発令の司法手続を迅速化すること。

(e) 女性と少女に対するあらゆる形態の暴力の被害者、特に移民女性の被害者が、通報・申告ができるよう奨励すること及び女性に対する暴力の被害者のために、シェルターが利用可能であり、また、十分な設備も備わっていることを確実にすること。

(f) 指導的立場にいる職員の研修、女性と少女に対する暴力のすべての事案が完全かつ効果的に捜査され、加害者が起訴され、有罪を宣告した場合は適切に処罰されることを確実にすること。

(g) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）が、あらゆる家族形態のすべての女性に対して適用できるよう確実にすること。

24. 委員会は、締約国が、旧優生保護法の下で、都道府県優生保護審査会を通じて疾病又は障がいを持つ子どもの出生を防止しようとし、その結果、障がい者に強制不妊手術を受けさせたことに留意する。委員会は、約16,500件の強制不妊手術のうち70%が女性に対するものであり、締約国が補償、公式な謝罪及びリハビリテーション等の救済を提供する何らの取組がなされていないことに留意する。

25. 委員会は、締約国が、旧優生保護法の下での女性の強制不妊手術という形態でなされた過去の侵害の程度に関する調査研究を実施し、加害者を起訴し、有罪を宣告した場合は適切に処罰するよう勧告する。委員会はさらに、締約国が強制不妊手術のすべての被害者に対し、法的救済へアクセスするために支援を提供する具体的措置を取り、補償及びリハビリテーション・サービスを提供するよう勧告する。

人身取引及び売買春による搾取

26. 委員会は、締約国による2014年12月の人身取引対策行動計画策定及び人身取引対策推進会議の設置に留意する。委員会は、国会に法案を提出し、外国人技能実習制度を改善しようとする締約国の努力を歓迎する。しかし、委員会は、締約国が依然として労働及び性的搾取の目的で人身取引の被害者、特に女性と少女の供給国、通過国及び受入れ国であることをはじめ、以下のことを懸念する。

(a) 女性が依然として娯楽産業、特に売買春及び映像ポルノグラフィ製作において性的搾取の対象になっていること。

(d) Expedite the judicial process for issuing emergency protection orders;

(e) Encourage reporting by victims of all forms of violence against women and girls, particularly migrant women, and ensure that shelters are available and adequately equipped for women victims of violence;

(f) Ensure training of lead personnel and that all cases of violence against women and girls are thoroughly and effectively investigated and that perpetrators are prosecuted and, if convicted, adequately punished; and

(g) Ensure that the Spousal Violence Prevention Act also applies to all women in all family settings.

24. The Committee notes that under the Eugenic Protection Act, the State party through the Prefectural Eugenic Protection Committee, sought to prevent births of children with diseases or disabilities and, as a result, subjected persons with disabilities to forced sterilisation. The Committee notes that out of approximately 16,500 cases of sterilization without consent, 70% concerned women, and no efforts have been made by the State party to provide redress such as compensation, official apologies and rehabilitation.

25. The Committee recommends that the State party conduct a study on the extent of past violations in the form of forced sterilizations of women under the Eugenic Protection Act and, prosecute and, if convicted, adequately punish perpetrators. The Committee further recommends that the State party adopt specific measures aimed at providing all victims of forced sterilizations with assistance to access legal remedies and provide them with compensation and rehabilitative services.

Trafficking and exploitation of prostitution

26. The Committee notes the adoption by the State party of an Action Plan to Combat Trafficking in Persons in December 2014 and the establishment of the Council for the Promotion of Measures to Combat Trafficking in Persons. The Committee welcomes efforts by the State party to reform the Industrial Training and Technical Internship Programme by introducing draft legislation, which is before Parliament (Diet). The Committee is, however, concerned that the State party remains a source, transit and destination country for trafficking in persons, in particular women and girls, for purposes of labour and sexual exploitation and that:

(a) Women continue to be subjected to sexual exploitation in the entertainment industry, particularly for prostitution and pornographic film production; and

- (b) 外国人技能実習制度の下で締約国に来る女性と少女が、依然として強制労働及び性的搾取の対象となっていること。

27. 委員会は、以下のことを締約国に勧告する。

- (a) 特に外国人技能実習制度の下で募集並びに採用される女性と少女の人身取引に対処するために、定期的な労働監督その他の努力を強化すること。
- (b) 性的搾取を防止するために、成人用娯楽を提供し、映像ポルノグラフィを製作する事業所を対象とする監視及び監査プログラムを強化すること。
- (c) 地域の他の国々との情報交換や人身取引業者を起訴するための法手続の調整を含め、二国間、地域内及び国際的な協力を目的とする努力を継続すること。
- (d) 次回定期報告で、外国人技能実習制度の下で予定されている改善の実施についての情報を提供すること。
- (e) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を批准すること。

日本軍「慰安婦」

28. 委員会は、前回の総括所見（第6回、37項及び38項）を想起し、また未解決の「慰安婦」問題に関して他の国連人権機関が行った数多くの勧告、例えば人種差別撤廃委員会（第7回-第9回）、自由権規約委員会（第6回）、拷問禁止委員会（第2回）、社会権規約委員会（第3回）、国連人権理事会の特別手続の任務保持者や普遍的定期審査〔UPR〕（A/HRC/22/14/Add.1, 147-145項以下参照）の勧告に言及する。

「慰安婦」問題を解決しようとする締約国の努力、最近では2015年12月28日に発表された締約国と韓国との二国間合意を通じてのものに注目しつつ、委員会は、締約国が前述の諸勧告を実施していないこと、そして、指摘されている違反は当該条約が締約国にとって発効した1985年より前に起こったものであるから「慰安婦」問題は委員会の権限外であるとする締約国の主張を遺憾に思う。委員会は以下のことをさらに遺憾に思う。

- (a) 「慰安婦」に対して行われた侵害に対する締約国の責任に関して、近年、公的な職にある者や指導的立場にある者によ

- (b) Women and girls coming to the State party under the Industrial Training and Technical Internship Programme continue to be subjected to forced labour and sexual exploitation.

27. The Committee recommends that the State party:

- (a) Intensify regular labour inspections and other efforts to combat trafficking in persons, particularly women and girls recruited under the Industrial Training and Technical Internship Programme;
- (b) Intensify monitoring and inspection programmes targeting establishments that provide adult entertainment and produce pornographic film, in order to prevent sexual exploitation;
- (c) Continue efforts aimed at bilateral, regional and international cooperation to prevent trafficking, including by exchanging information with other countries in the region and harmonizing legal procedures to prosecute traffickers;
- (d) Provide information in the next periodic report on the implementation of reforms envisaged under the Industrial Training and Technical Internship Programme; and
- (e) Ratify the Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, supplementing the United Nations Convention against Transnational Organised Crime.

“Comfort women”

28. The Committee recalls its previous concluding observations (CEDAW/C/JPN/CO/6, paras. 37 and 38) and also refers to numerous recommendations on the unresolved issue of “comfort women” made by other United Nations human rights mechanisms such as the Committee on the Elimination of Racial Discrimination (CERD/C/JPN/CO/7-9), the Human Rights Committee (CCPR/C/JPN/CO/6), the Committee Against Torture (CAT/C/JPN/CO/2), the Committee on Economic, Social and Cultural Rights (E/C.12/JPN/CO/3), several United Nations Special Procedures mandate holders of the Human Rights Council and the Universal Periodic Review (A/HRC/22/14/Add.1, para.147- 145 et seq.). While noting the efforts by the State party to attempt to resolve the issue of “comfort women”, most recently through the bilateral agreement between the State party and the Republic of Korea announced on 28 December 2015, the Committee regrets the State party has not implemented the aforementioned recommendations and its position that the issue of “comfort women” does not fall within the mandate of the Committee, as the alleged violations occurred prior to the entry into force of the Convention for the State party in 1985. The Committee further regrets that:

- (a) Recently, there has been an increase in the number of statements from public officials and leaders regarding the State par-

る発言が増えていること、また「慰安婦」問題が「最終的かつ不可逆的に解決した」とする大韓民国との二国間合意の発表は被害者中心アプローチを十分に採用していないこと。

- (b) 深刻な人権侵害を受けた「慰安婦」には、締約国から公式で曖昧さのない責任を認められることなく死去した者がいること。
- (c) 締約国が他の関係国の「慰安婦」被害者に対して国際人権法上の責務を果たしていないこと。
- (d) 締約国が「慰安婦」問題に関する教科書の記述を削除したこと。

29. 委員会は前回の勧告（第6回、37項及び38項）を繰り返し述べるとともに、「慰安婦」問題は、被害者に対する効果的な救済の不足が継続している現状のもとでは、第二次世界大戦中に締約国の軍隊によってなされた侵害行為の被害者・サバイバーの権利に継続的に影響を与える深刻な違反を発生させるものであると考える。よって、当委員会は、このような違反を扱うことに時間的管轄による妨げはないと考え、締約国に以下を求める。

- (a) 指導的立場にある者や公職者が責任に関して軽率な発言を止めることを確実にすること。こうした発言は被害者に再び心的外傷を与える。
- (b) 被害者の救済への権利認定をし、それに応じて損害賠償、名誉回復、公式謝罪とリハビリテーション・サービスを含む十全で効果的な救済と被害回復措置を提供すること。
- (c) 2015年12月に大韓民国と共同発表した二国間合意を実施するにあたって、締約国は、被害者・サバイバーの見解を十分に考慮し、彼女たちの真実と正義と被害回復に対する権利を確保すること。
- (d) 教科書に「慰安婦」問題を適切に取り入れ、生徒及び学生や一般の人々に歴史の事実が客観的に提供されることを確保すること。
- (e) 次回の定期報告において、被害者・サバイバーの真実、正義及び被害回復の権利を保障するために行われた協議その他の施策の状況について情報を提供すること。

政治的及び公的活動への参加

30. 当委員会は、締約国が、数値目標や2020年までに政治的、公的、私的活動における女性の割合を30%とするという具体的

ty's responsibility for violations committed against "comfort women"; and that the announcement of the bilateral agreement with the Republic of Korea, which asserts that the "comfort women" issue "is resolved finally and irreversibly" did not fully adopt a victim-centred approach;

- (b) Some "comfort women" have died without obtaining an official unequivocal recognition of responsibility by the State party for the serious human rights violations that they suffered;
- (c) The State party has not addressed its obligations under international human rights law towards "comfort women" victims in other concerned countries; and
- (d) The State party deleted references to the issue of "comfort women" in textbooks.

29. The Committee reiterates its previous recommendations (CEDAW/C/JPN/CO/6, paras. 37 and 38) and observes that the issue of "comfort women" gives rise to serious violations that have a continuing effect on the rights of victims/survivors of those violations that were perpetrated by the State party's military during the Second World War given the continued lack of effective remedies for these victims. The Committee, therefore, considers that it is not precluded *ratione temporis* from addressing such violations, and urges the State party to:

- (a) Ensure that its leaders and public officials desist from making disparaging statements regarding responsibility, which have the effect of re-traumatizing victims;
- (b) Recognize the right of victims to a remedy, and accordingly provide full and effective redress and reparation, including compensation, satisfaction, official apologies and rehabilitative services;
- (c) Ensure that in the implementation of the bilateral agreement announced jointly with the Republic of Korea in December 2015, the State party takes due account of the views of the victims/survivors and ensure their rights to truth, justice, and reparations;
- (d) Adequately integrate the issue of "comfort women" in textbooks and ensure that historical facts are objectively presented to students and the public at large; and
- (e) Provide information in its next periodic report on the extent of consultations and other measures taken to ensure the rights of victims/survivors to truth, justice and reparations.

Participation in political and public life

30. The Committee notes the State party's efforts to promote the participation of women in political and public life by adopting

な目標を定めた第3次及び第4次男女共同参画計画を採択することで、政治的及び公的活動への女性の参加を推進しようと努力していることに留意する。しかし、委員会は以下のことを引き続き懸念する。

- (a) 立法府、国及び地方自治体(市町村)行政レベル並びに司法、外交分野及び学術領域における女性の参加が少ないこと。
- (b) 政治的及び公的活動における男女間の実質的平等を促進することを目指した法制上の暫定的特別措置がないこと。
- (c) 意思決定をする地位に、障がいを持つ女性、あるいはアイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人の女性といった民族及びその他のマイノリティ女性の割合が少ないこと。

31. 当委員会は前回の勧告(第6回、42項)を繰り返し、締約国に以下のことを求める。

- (a) 選出及び選任される地位における女性の完全かつ平等な参加を促進するため、本条約第4条第1項、暫定的特別措置に関する委員会の一般勧告第25号(2004年)、政治的及び公的活動における女性に関する委員会の一般勧告第23号(1997年)に従い、制定法によるクオータ制などのより多くの暫定的特別措置を採用すること。
- (b) 第3次及び第4次男女共同参画基本計画において設定した、2020年までに立法府、国及び地方自治体(市町村)行政レベル並びに司法、外交分野及び学術領域などあらゆるレベルにおいて、女性の割合を30%とするという目標の効果的な実施を確保すること。
- (c) 障がいを持つ女性、アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人の女性といった民族及びその他のマイノリティ女性が、意思決定をする地位に占める割合を増やすため、暫定的特別措置を含む、具体的措置を採ること。

教育

32. 委員会は、締約国が教育のすべてのレベルにおいて女性と少女が平等にアクセスできることを優先し、初等・中等教育における少女の参加が増加していることを称賛する。しかしながら、委員会は、下記について懸念する。

- (a) 科学、技術、工学、数学(science, technology engineering and mathematics ,STEM) のような伝統的に専ら男性で占められていた研究分野においてのみならず、特に大学や大学院における高等教育就学者数に大きなジェンダーギャップがあること。
- (b) 4年制大学課程を修了せず高等教育の道を進む女性の割合

the Third and Fourth Basic Plan on Gender Equality, which sets numerical targets and a specific goal to achieve 30% representation of women in political, public and private life by 2020. The Committee, however, remains concerned at:

- (a) The low representation of women at legislative, ministerial, local government (mayoral) levels as well as in the judiciary, diplomatic service and in academia;
- (b) The lack of statutory temporary special measures aimed at accelerating de facto equality between men and women in political and public life; and
- (c) The under- representation of women with disabilities, ethnic and other minority women such as Ainu, Buraku and Zainichi Korean women in decision making positions.

31. The Committee reiterates its previous recommendation (CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 42) and calls upon the State party to:

- (a) Adopt more temporary special measures, such as statutory quotas, in accordance with article 4, paragraph 1, of the Convention and the Committee's General Recommendations No. 25 (2004) on temporary special measures and No. 23 (1997) on women in political and public life, in order to accelerate women's full and equal participation in elected and appointed positions;
- (b) Ensure the effective implementation of the goal set by the Third and Fourth Basic Plan on Gender Equality to achieve 30% representation of women by 2020 at all levels including legislative, ministerial, local government (mayoral) levels as well as in the judiciary, in the diplomatic service and in academia; and
- (c) Take specific measures, including temporary special measures, to promote the representation of women with disabilities, ethnic and other minority women such as Ainu, Buraku and Zainichi Korean women in decision making positions.

Education

32. The Committee commends the State party for prioritising equal access for women and girls to all levels of education and the increase in girls' participation in primary and secondary education. The Committee is, however, concerned at:

- (a) The wide gender gap in higher education enrolment, particularly at Universities and Graduate schools, as well as in fields of studies that are traditionally male- dominated such as science, technology engineering and mathematics (STEM);
- (b) The large proportion of women who pursue higher educa-

が多く、そのことで労働市場において不利な立場に置かれていること。

- (c) 教育機関における上級管理職及び組織的意思決定ができる地位にいる女性の参画が低く、女性教授が少ないのみならず、女性がより低い地位に集中していること。
- (d) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての年齢に応じた教育内容に関する政治家や公務員による過度に過敏な反発。
- (e) 特にアイヌと同和地区の民族コミュニティの高齢女性をはじめとする民族及びその他のマイノリティのコミュニティでの識字率の低さの報告。
- (f) 特に在日韓国・朝鮮人女性と少女を標的とした学校におけるいじめや人種主義的感情の表現に対する取組の情報の不足と、移住女性及び障がいを持つ女性の教育における状況のデータ不足。

33. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

- (a) 伝統的に男性が占めていた科目（STEM）への少女の専攻を奨励するため、キャリアガイダンス活動を強化すること及び少女の高等教育の修了が重要であることについて教職員の間で認識を高めること。
- (b) 教育分野における上級管理職及び意思決定をする地位にある女性の代表及び女性教授の人数を増やすよう、暫定的特別措置を含む具体的な措置を講ずること。
- (c) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、年齢に応じた教育の内容及び提供に関する公衆の懸念に対処し、学校のカリキュラムに体系的に組み込まれるようにすること。
- (d) アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人といった民族及びその他のマイノリティ女性や移住女性及び障がいを持つ女性と少女の教育へのアクセス障害をすべて取り除き、次回の政府報告において奨学金を含む彼女らの教育へのアクセスについて情報を提供すること。
- (e) 特に在日韓国・朝鮮人女性と少女を対象とした、教育における人種主義的感情の表現やいじめを含む女性と少女に対するすべての形態の暴力を防止、処罰及び根絶する措置を強化すること。

雇用

34. 委員会は、非正規労働者、民族及びその他のマイノリティを

tion without completing their 4-year university studies, which places them at a disadvantage in the labour market;

- (c) The low participation of women in senior management and decision making positions in educational institutions, and their concentration in lower level positions as well as low number of female professors;
- (d) Undue sensitivities by politicians and public officials regarding the content of age-appropriate education on sexual and reproductive health and rights;
- (e) Reports of low literacy levels among ethnic and other minority communities, in particular, older women from the Ainu and Buraku ethnic communities; and
- (f) The lack of data on the educational status of migrant women and women with disabilities as well as lack of information on measures to address bullying and expressions of racist sentiments in schools, particularly targeting Zainichi Korean women and girls.

33. The Committee recommends that the State party:

- (a) Intensify career guidance activities to encourage girls to pursue non- traditional subjects (STEM) and raise awareness among teaching personnel on the importance that girls complete tertiary education;
- (b) Take specific measures, including temporary special measures, to improve the representation of women in senior management and decision making positions in the education sector as well as increase the number of female professors;
- (c) Address public concerns regarding the content and provision of age- appropriate education on sexual and reproductive health and rights so that it is systematically integrated into school curricula;
- (d) Remove all obstacles to access to education for women and girls with disabilities, migrant women and ethnic and other minority women such as the Ainu, Buraku and Zainichi Korean women; and provide information in the next periodic report on their access to education as well as to scholarships; and
- (e) Enhance measures to prevent, punish and eradicate all forms of violence against women and girls, including bullying and expressions of racist sentiments, in educational institutions, particularly targeting Zainichi Korean women and girls.

Employment

34. The Committee welcomes the adoption of the “Act on Promo-

含む、雇用における女性のエンパワーメントを目指す、2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定を歓迎する。しかし、委員会は以下のことを引き続き懸念する。

- (a) 同一価値労働同一賃金の原則の実施が不十分なことに一部起因する、賃金のジェンダー格差が拡大していること。
- (b) 労働市場の水平及び垂直の職業分離が継続していること、コース別雇用制度に一部起因する女性の雇用が低賃金領域へ集中していること。
- (c) 家族的責任があるために女性のパートタイム労働への集中が継続していること、そのことは彼女たちの年金給付にも影響を与え、退職後の貧困並びに引き続き報告されている妊娠・出産に関連するハラスメントの一部原因になっていること。
- (d) セクシュアル・ハラスメントに対して適切な禁止や制裁がないこと、また締約国がILOの中核的条約である、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約第111号条約を批准していないこと。
- (e) 先住民族の女性、マイノリティその他の女性（同和地区、在日韓国・朝鮮、沖縄）、障がいを持つ女性及び移住女性労働者に対して、雇用の領域において多様な差別や複合差別が続いていること。
- (f) 締約国における女性家事労働者の地位に関する情報がないこと。

35. 委員会は、締約国に、以下のことを行なうよう強く要請する。

- (a) 構造的な不平等及び職務分離を撤廃し、同一価値労働同一賃金原則を実施することによって賃金のジェンダー格差を縮小するために、2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、労働基準法及び他の関連する法律の下での努力を強化すること。
- (b) 柔軟な働き方の活用を推進し、また、男性の育児責任への平等な参加を促すために、育児のための男女で分かち合って取得する両親休暇を導入するための努力を強化すること及び適切な保育施設の提供を確保すること。
- (c) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントを抑止するために、禁止と適切な制裁を定める法規定を設けること、また妊娠及び母であることを理由とするものも含め、雇用における差別があった場合の女性の司法へのアクセスを確保すること。
- (d) 労働法及びセクシュアル・ハラスメントに関する行動規範

tion of Women's Participation and Advancement in the Workplace" in 2015, which seeks to empower women in employment, including non-regular workers, ethnic and other minorities. However, the Committee remains concerned at:

- (a) The widening gender pay gap, which is partly attributable to the inadequate enforcement of the principle of equal pay for work of equal value;
- (b) Continued horizontal and vertical segregation in the labour market and the concentration of women in low paid sectors of employment, which is partly attributable to the track-based system of employment;
- (c) The continued concentration of women in part-time work due to family responsibilities, which affects their pension benefits and is partly responsible for post-retirement poverty as well as the persistent reports of maternity and child-birth related harassment;
- (d) The lack of an adequate prohibition and appropriate sanctions for sexual harassment as well as the fact that the State party has not ratified the core ILO Convention No. 111 concerning discrimination in respect of employment and occupation;
- (e) The persistence of multiple/intersectional forms of discrimination in the employment sector with regard to indigenous women, minority and other women (Buraku, Korean, Okinawa), women with disabilities and migrant women workers; and
- (f) The lack of information on the status of women domestic workers in the State party.

35. The Committee urges the State party to:

- (a) Intensify efforts under the "Act on Promotion of Women's Participation and Advancement in the Workplace", 2015, the Labour Standards Act and other relevant laws, to eliminate structural inequalities and occupational segregation and to reduce the gender pay gap by enforcing the principle of equal pay for work of equal value;
- (b) Intensify efforts to promote the use of flexible working arrangements and introduce shared parental leave to encourage men to participate equally in child care responsibilities; and ensure the provision of adequate childcare facilities;
- (c) Adopt legal provisions that prohibit and provide for appropriate sanctions to deter sexual harassment at the work place; and ensure women's access to justice in cases of discrimination in employment, including on grounds of pregnancy and motherhood;
- (d) Conduct regular labour inspections aimed at enforcing

の遵守を確保することを目的とした労働監査を定期的に行うこと。

- (e) 特に先住民族やマイノリティの女性、障がいを持つ女性及び移住女性労働者に関して、雇用分野において調査を実施し、ジェンダー統計を作成すること。
- (f) 締約国の女性家事労働者の状況について次回定期報告の中で情報を提供すること。
- (g) 雇用及び職業についての差別待遇に関する ILO 第111号条約、家事労働者のディーセント・ワークに関する ILO 第189号条約 (2011年) の批准を検討すること。

健康

36. 委員会は、締約国が2011年の福島第一原子力発電所の事故後、放射能に関する健康上の懸念に対処する努力をしてきたことに留意する。しかし、委員会は、締約国の年間放射線量20mSvを下回る汚染地域を避難区域の指定から解除する計画について、年間被ばく線量の許容基準を高くすることにより女性と少女に健康上過度の影響を与える可能性があり、懸念を表明する。

37. 委員会は、放射能汚染地域について避難区域の指定からの解除が、女性は男性よりも放射線に対する影響が大きいことを考慮して女性と少女に対する危険要因に関し国際的に受け入れられている知見と一致したものとなるよう勧告する。さらに、委員会は締約国に対し、被ばくした女性や少女、特に福島県内の妊婦に対する医療その他のサービスの提供を強化するよう勧告する。

38. 委員会は、締約国における、10代の少女と女性の人工妊娠中絶率及び自殺率の高さを懸念する。委員会は、特に以下のことを懸念する。

- (a) 刑法第212条 (訳注・墮胎罪の適応除外要件) に関して定められた母体保護法第14条において、女性たちは、妊娠の継続又は分娩が、母体の身体的健康を著しく害するおそれのある場合及び暴行若しくは脅迫によって、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に強姦されて妊娠した場合にのみ、人工妊娠中絶を受けることができること。
- (b) 女性が人工妊娠中絶を受けるためには、配偶者の同意を得ることが要件とされていること。
- (c) 締約国において、女性と少女の自殺率が依然として高いこと。

39. 女性と健康に関する一般勧告第24号 (1999年)、北京宣言

compliance with labour laws and codes of conduct on sexual harassment;

- (e) Undertake a survey of the employment sector and produce gender statistics with regard, in particular to indigenous and minority women as well as women with disabilities and migrant women workers;
- (f) Provide information in the next periodic report on the status of women domestic workers in the State party; and
- (g) Consider ratifying ILO Convention No. 111 concerning discrimination in respect of employment and occupation; and ILO Convention No. 189 (2011) concerning decent work for domestic workers.

Health

36. The Committee notes the efforts made by the State party to address health concerns related to radiation following the Fukushima Dai-Chi Nuclear Power Plant accident in 2011. The Committee, however, notes with concern the State party's plans to lift the designation as evacuation zones of contaminated areas with radiation exposure levels under 20 millisieverts per year, which may have a disproportionate effect on the health of women and girls.

37. The Committee recommends that the State party reaffirm that the lifting of designation of places as evacuation zones of contaminated areas with radiation exposure is consistent with internationally accepted knowledge on risk factors for women and girls considering that women are more sensitive to radiation than men. It further recommends that the State party intensify the provision of medical and other services to women and girls affected by radiation, in particular pregnant women in the Fukushima Prefecture.

38. The Committee is concerned at the high ratio of abortion and suicide among teenage girls and women in the State party. It is particularly concerned that:

- (a) Under article 14 of the Maternal Protection Act read with article 212 of the Penal Code, women can only obtain an abortion where the continuation of pregnancy or delivery may significantly damage the person's physical health and when a person is raped in a violent or threatening manner or at a time when the person could neither resist nor refuse and becomes pregnant;
- (b) Women are required to get consent from their spouses in order to obtain an abortion; and
- (c) Suicide rates among women and girls remain high in the State party.

39. In line with general recommendation No. 24 (1999) on

及び行動綱領に則り、委員会は締約国に以下のことを勧告する。

(a) 刑法及び母体保護法を改正し、妊娠した女性の生命又は健康を害するおそれだけでなく、暴力や脅迫が行使されたか、被害者が抵抗できたか否かにかかわらず、すべての強姦の事案、近親姦及び胎児の重篤な障害の場合に人工妊娠中絶を合法化すること、その他のすべての場合に人工妊娠中絶を非犯罪化すること。

(b) 母体保護法を改正し、人工妊娠中絶を受けるために、妊娠した女性が配偶者の同意を得るという要件を削除すること及び胎児の重篤な障がい理由として人工妊娠中絶を求められた場合には、妊娠した女性の自由かつ十分な情報に基づく同意がなされることを確保すること。

(c) 女性と少女の自殺防止を目的とした、明確な目標及び指標を伴った包括的計画を策定すること。

経済的及び社会的給付

40. 委員会は、締約国が貧困解消のために、収入を生み出す活動やマイクロクレジットへのアクセスを通じた戦略を展開していることを評価する。しかしながら委員会は、報告書に見られる女性の貧困、特に女性世帯主世帯、寡婦、障がいを持つ女性、高齢女性の貧困を懸念する。委員会は特に、年金給付に関するジェンダーギャップがもたらす生活水準格差を懸念する。さらに委員会は、災害弔慰金の支給等に関する法律が (a) 災害弔慰金の支給に際しては、生計維持者に対する金額が2倍である、(b) 災害援護資金の貸付に関しては、世帯主（多くの場合男性である）が優先される点において、男女間の所得格差を拡大することを懸念する。

41. 委員会は締約国に対し、貧困解消のための努力及び持続的な発展を強化することを要請する。委員会はさらに、女性世帯主世帯、寡婦、障がいを持つ女性、高齢女性のニーズに対して締結国が特別な関心に向け、年金スキームをこれらの女性たちの最低生活水準を保障するものへと改革するよう要請する。委員会は加えて、締約国が「災害弔慰金の支給等に関する法律」をジェンダー平等の視点を統合して改正することを勧告する。

農山漁村の女性

42. 委員会は、締約国が2015年に食料・農業・農村基本計画を策定したことに留意する。しかし委員会は、意思決定、特に政策策定過程への農山漁村の女性の参加が少ないこと、また、所得税法が個人自営業者や農業従事者の配偶者や家族の賃金を必要経費と認めておらず、女性の経済的自立を事実上妨げている

women and health and the Beijing Declaration and Platform for Action, the Committee recommends that the State party:

(a) Amend the Penal Code and Maternal Protection Act to ensure the legalization of abortion not only in cases of threats to the life and/or health of a pregnant woman but also in all cases of rape, irrespective of the use of violence, threat against or resistance by the victim, incest and serious foetal impairment and decriminalise abortion in all other cases

(b) Revise the Maternal Protection Act in order to remove the requirement of spousal consent for pregnant women to obtain an abortion; and ensure that where abortion is sought on the ground of serious foetal impairment, the free and informed consent of the pregnant woman is obtained; and

(c) Adopt a comprehensive plan with clear targets and indicators aimed at preventing suicides among women and girls.

Economic and social benefits

40. The Committee notes the State party's efforts to develop strategies for poverty reduction through income-generating activities and access to microcredit. The Committee is, however, concerned at reports of poverty among women, in particular women heads of households, widows, women with disabilities and older women. The Committee is especially concerned at their living conditions due to a wide gender gap in pension benefits. The Committee is also concerned that the Act on the Provision of Disaster Condolence Grants widens the income disparity between men and women as (a) the condolence grant is doubled for persons who are the "primary source of income"; and (b) it gives priority to heads of households, who are often men, to access disaster relief loans.

41. The Committee calls on the State party to intensify its efforts aimed at poverty reduction and sustainable development. It also calls on the State party to pay special attention to the needs of women heads of households, widows, women with disabilities and older women, and explore the possibility to reform the pension scheme in order to guarantee their minimum standard of living. The Committee further recommends that the State party review the Act on the Provision of Disaster Condolence Grant, in order to integrate a gender equality perspective.

Rural women

42. The Committee notes the adoption by the State party of a new Basic Plan for Food, Agriculture and Rural Areas in 2015. The Committee is, however, concerned at the low participation of rural women in decision making, particularly in the formulation of policies; and that the Income Tax Act, does not recognise

ることを懸念する。

43. 委員会は、締約国に対し、農山漁村女性の政策形成過程への参加を制限しているあらゆる障害を取り除くこと、また、家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める。

災害リスク削減と管理

44. 委員会は、締約国が災害リスクの削減と対応において指導力を発揮し、「仙台防災枠組2015-2030」採択のためにした世界の努力に貢献したことを称える。また、委員会は、締約国がその防災政策にジェンダーの視点を主流化し、防災基本計画を制定したことも称える。しかし、委員会は、2011年の東日本大震災の後、全国あるいは地方レベルでも、災害の削減と対応の分野で指導的役割における女性の参加が少ないことを懸念する。

45. 委員会は、締約国に対し、あらゆる地域、特に地方で、災害に関する意思決定及び復興過程での女性の参加を加速することを勧告する。また締約国は、災害リスクの削減及び災害後の対応はもちろん、すべての持続可能な開発政策にジェンダーの視点を組み込む努力を継続すべきである。

不利な立場にある女性

46. 委員会はアイヌ、同和地区及び在日韓国・朝鮮人女性といった先住民族及び民族マイノリティの女性が、障がいを持つ女性、LBT女性及び移民女性といった他の女性たちと同様に、複合差別・交差的（多層的）差別を受け続けているという報告について懸念する。委員会は特にこれらの女性の健康、教育及び雇用に対するアクセスが制限されることが継続していることを懸念する。

47. 委員会は締約国に対して、アイヌ、同和地区及び在日韓国・朝鮮人女性といった先住民族及び民族マイノリティの女性が、障がいを持つ女性、LBT女性、移住女性と同様に、健康や教育のサービス及び職場における彼らの経験に加えて、健康、教育、公的生活へのアクセスに影響する複合差別・交差的（多層的）差別の根絶を目的とした努力を積極的に行うよう求める。

婚姻及び家族関係

48. 委員会は、締約国において、婚姻解消時の財産の分配の基準となる法律の規定が存在しないことを懸念する。委員会は、その結果として、カップルが同居している間に蓄積されたいか

earnings of spouses and family members of self-employed individuals and farmers as business expenses, which effectively impedes women's economic independence.

43. The Committee calls upon the State party to eliminate all barriers which restrict rural women's participation in policy formulation; and consider reviewing the Income Tax Act in order to recognise women's work in family enterprises in order to promote their economic empowerment.

Disaster risk reduction and management

44. The Committee commends the State party for its leadership in disaster risk reduction and management and its contribution to global efforts to adopt the Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030. The committee also commends the State party for mainstreaming gender perspectives into its policies on disaster risk reduction, and the adoption of a national Basic Disaster Management Plan. However, the Committee is concerned at the low participation of women in leadership roles in the area of disaster risk reduction and management at the national and local level following the Great East Japan earthquake in 2011.

45. The Committee recommends that the State party accelerate the participation of women in decision-making and recovery processes related to disasters at all levels, in particular at the local level. It should also continue its efforts aimed at integrating a gender perspective into all sustainable development policies, as well as into disaster risk reduction and post-disaster management.

Disadvantaged groups of women

46. The Committee is concerned at reports that indigenous and ethnic minority, such as Ainu, Buraku and Zainichi Korean women, as well as other women such as women with disabilities, LBT women and migrant women continue to experience multiple and intersecting forms of discrimination. The Committee is particularly concerned that these women continue to have limited access to health, education and employment.

47. The Committee calls upon the State party to vigorously pursue efforts aimed at eliminating multiple and intersecting forms of discrimination experienced by indigenous and ethnic minority women such as Ainu, Buraku and Zainichi Korean women, as well as women with disabilities, LBT women and migrant women which affect their access to health, education, employment and participation in public life, as well as in their experiences with the health and education services and at the workplace.

Marriage and family relations

48. The Committee is concerned at the absence of legislation that governs the distribution of property upon dissolution of marriage in the State party. It notes that, as a result, property distribution

なる資産もその名義のいかんにかかわらず平等に分配されるべきという、繰り延べられた夫婦共有財産について形成された判例法による制度に基づいて、財産の分与が、カップルの交渉や合意により行われていることに留意する。委員会は、次のとおり懸念する。

- (a) 財産分与についての交渉や合意が法的規制の枠外で行われるため、男女間の力の不均衡が存在し、それゆえ女性が不利な立場に置かれること。
- (b) 報告によると、法律が手続手段やガイドラインを提供していないために、離婚する女性の多くが、事業や職業上の資産を含む、夫の経済的状況に関する必要な情報とその開示を要求する手段を欠いていること。
- (c) 協議離婚制度の下、法律は子どもの福祉を保護するために監護や養育費に関する事項について司法的評価をする手続を提供しておらず、その結果、養育費の支払いについての合意ができない事案では子どもが極貧状態に置かれること。

49. 婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響に関する委員会一般的勧告第29号(2013年)に沿って、委員会は、締約国に以下のとおり勧告する。

- (a) 離婚する当事者が従うことができるよう、明確に規定された手続を伴う、あらゆる形態の婚姻資産の分配の基準となる包括的な規定を採用すること。
- (b) 離婚する女性が配偶者の経済的状況について開示を求め、開示を受けることができる情報へのアクセスを保障すること。
- (c) 離婚が当事者間の協議による場合に司法的な評価手続を提供できるよう、監護や養育費を規定する法律を見直すこと及び養育費の支払いによる経済的ニーズの充足を含め、子どもの福祉が確実に保障されるようにすること。

本条約選択議定書

50. 委員会は、締約国に本条約の選択議定書の批准を奨励する。

北京宣言及び行動綱領

51. 委員会は、締約国に対し、条約の規定の履行の努力に、北京宣言及び行動綱領を活用するよう要請する。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

52. 委員会は、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施

is by negotiation and agreement by the couple based on a case law developed regime of deferred community property under which any property that is proven to have been accumulated while the couple lived together is to be equally divided regardless of the title to it. The Committee is concerned that:

- (a) Negotiations and agreements on property distribution happen outside legal regulation where power imbalances between women and men exist and, therefore, women are placed at a disadvantage;
- (b) Most divorcing women reportedly lack the necessary information and means to demand disclosure of their husbands' financial situation, including business and career assets, as the law does not provide any procedural tools and guidelines; and
- (c) Under the consent divorce regime, the law does not provide for a judicial review procedure over custody and child support matters in order to safeguard the welfare of children with the result that in cases where no agreement is reached for paying child support, children are left destitute.

49. In line with its General Recommendation No. 29 (2013) on economic consequences of marriage, family relations and their dissolution, the Committee recommends that the State party:

- (a) Adopt comprehensive legislation that governs the distribution of all forms of marital property, with clear and defined procedures that can be followed by divorcing spouses;
- (b) Ensure that divorcing women have access to information enabling them to demand and obtain disclosure of the financial situation of their spouses; and
- (c) Review the law governing custody and child support in order to provide for judicial review proceedings in cases where divorce is reached by consent of the parties, and ensure that children's welfare, including their economic needs through child support payments, are guaranteed.

Optional Protocol to the Convention

50. The Committee encourages the State party to ratify the Optional Protocol to the Convention.

Beijing Declaration and Platform for Action

51. The Committee calls upon the State party to utilize the Beijing Declaration and Platform for Action, in its efforts to implement the provisions of the Convention.

2030 Agenda for Sustainable Development

52. The Committee calls for the realization of substantive gen-

過程を通じて、条約の規定に従った、実質的な男女平等を実現するよう求める。

周知普及

53. 委員会は、締約国には条約の規定を系統的かつ継続的に履行する義務があることを想起する。委員会は、締約国に、現在から次回の定期報告提出までの間、この総括所見及び勧告の履行に優先的に注目することを強く要請する。したがって、委員会は締約国の公用語で、今回の総括所見をあらゆるレベル（国、地方、市町村）の関係諸機関、特に政府、各府省庁、衆参両院、司法機関などにタイムリーに周知普及し、その完全履行を可能にするよう要請する。委員会は、締約国に対し、使用者団体、労働組合、人権・女性団体、大学、研究機関、メディアなどすべての関係者と協力するよう促す。また委員会は、今回の総括所見を適切な形で地域レベルにも普及し、履行できるように勧告する。加えて委員会は、締約国に、女性差別撤廃条約、同条約選択議定書とその先例及び委員会の一般勧告について、すべての関係者への周知普及を継続するよう要請する。

他の条約の批准

54. 委員会は、締約国が9つの主要な国際人権条約を厳守することが、人生のあらゆる局面での女性の人権と基本的自由の享受を強化するであろうことに留意する。したがって委員会は、締約国に「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准を検討するよう促す。

総括所見のフォローアップ

55. 委員会は、締約国に、上記の13(a)及び21(d)・(e)に含まれる勧告の履行のためにとられた措置に関する情報を、2年以内に書面にて提供するよう要請する。

次回報告の準備

56. 委員会は、締約国に、第9回定期報告を2020年3月に提出するよう要請する。

57. 委員会は、締約国に、「共通中核文書と条約別文書を含む国際人権条約のもとでの報告に関する協調ガイドライン」(HRI/MC/2006/3 及び Corr.1) に従うよう要請する。

der equality, in accordance with the provisions of the Convention, throughout the process of implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development.

Dissemination

53. The Committee recalls the obligation of the State party to systematically and continuously implement the provisions of the Convention. It urges the State party to give priority attention to the implementation of the present concluding observations and recommendations between now and the submission of the next periodic report. The Committee therefore requests the timely dissemination of the concluding observations, in the official language of the State party, to the relevant state institutions at all levels (national, regional, local), in particular to the Government, the ministries, the Parliament, Senate and to the judiciary, to enable their full implementation. It encourages the State party to collaborate with all stakeholders concerned, such as employers' associations, trade unions, human rights and women's organisations, universities and research institutions, media, etc. It further recommends that its concluding observations be disseminated in an appropriate form at the local community level, to enable their implementation. In addition, the Committee requests the State party to continue to disseminate the CEDAW Convention, its Optional Protocol and jurisprudence, and the Committee's General Recommendations to all stakeholders.

Ratification of other treaties

54. The Committee notes that the adherence of the State party to the nine major international human rights instruments would enhance the enjoyment by women of their human rights and fundamental freedoms in all aspects of life. The Committee therefore encourages the State party to consider ratifying the Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families.

Follow-up to concluding observations

55. The Committee requests the State party to provide, within two years, written information on the steps undertaken to implement the recommendations contained in paragraphs 13(a) and 21(d) & (e) above.

Preparation of the next report

56. The Committee invites the State party to submit its ninth periodic report in March 2020.

57. The Committee requests the State party to follow the "Harmonized guidelines on reporting under the international human rights treaties, including guidelines on a common core document and treaty-specific documents" (HRI/MC/2006/3 and Corr.1).

☐ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書 出典：国際連合広報センター
http://www.unic.or.jp/news_press/features_backrounders/1269/

選択議定書

1999年10月17日

日付：1999年10月6日 会合：28

無投票で採択 草案：A/54/L.4

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書

国際連合総会は、

「ウィーン宣言及び行動計画」並びに「北京宣言及び行動綱領」を再確認し、

北京行動綱領が、ウィーン宣言及び行動計画に依拠し、請願権について可及的速やかに発効し得る「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」選択議定書案の作成を目指し、婦人の地位委員会が着手したプロセスを支持したことを想起し、

北京行動綱領はまた、同条約の批准若しくは加盟を未だ行っていない全加盟国に対し、可及的速やかにこれを行い、同条約の普遍的批准が2000年までに達成されるようにすることを求めたことに留意し、

1. この決議に案文を付属する同条約選択議定書を採択し、これを署名、批准及び加入のために開放する。
2. 同条約の署名、批准若しくは加入を行っている全加盟国に対し、可及的速やかに選択議定書の署名及び批准若しくは加入を行うよう求める。
3. 選択議定書の締約国は、同議定書に定める権利及び手続を遵守するとともに、同議定書による手続の全段階において、女子差別撤廃委員会と協力すべきであることを強調する。
4. また、選択議定書によるその任務及び機能の遂行において、委員会は引き続き、非選択性、中立性及び客観性という原則を守るべきであることも強調する。
5. 委員会に対し、選択議定書発効後、条約第20条に従って開催される会合に加え、同議定書に定めるその機能を遂行するための会合を開くよう要請する。この会合の開催期間は、総会の承認を得ることを条件として、議定書の締約国会合によって決められ、また必要な場合、再検討されるものとする。
6. 事務総長に対し、選択議定書発効後、委員会が同議定書による機能を実効的に遂行するために必要な要員と施設を提供するよう要請する。
7. また、事務総長に対し、総会に対して同人が提出する条約の現状に関する定期報告の中に、選択議定書の現状に関する情報を含めるよう要請する。

〔女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書〕

この議定書の締約国は、

国連憲章が基本的人権、人間の尊厳と価値及び男女の同権に対

する信念を再確認していることに留意し、

また、世界人権宣言が、すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること、並びに、何人も、性別に基づく差別を含むいかなる差別をも受けることなく、その中に掲げられたあらゆる権利と自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

国際人権規約及びその他の国際人権基本文書が、性別による差別を禁止していることを想起し、

また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（「条約」とする）において、その締約国が、女性に対するあらゆる形態の差別を非難するとともに、すべての適切な手段により、女性に対する差別を撤廃する政策を遅滞なく追及する旨合意していることも想起し、

女性によるあらゆる人権と基本的自由の完全かつ平等な享受を確保し、これらの権利と自由の侵害を防止するために効果的な行動をとる決意を再確認し、

以下のとおり合意した。

〔第1条〕

この議定書の締約国（「締約国」）は、第2条に基づき提出された通報を、女子差別撤廃委員会（「委員会」）が受理し及び審議する権限を有することを認める。

〔第2条〕

通報は、締約国の管轄下にある個人又は集団であって、条約に定めるいずれかの権利が侵害されたと主張するものにより、又はそれに代って提出することができる。個人又は集団に代わって通報を提出する場合は、当該個人又は集団の同意を得て行うものとする。ただし、かかる同意がなくとも申立人が当該個人又は集団に代わって行動することを正当化できる場合は、この限りでない。

〔第3条〕

通報は、文書で行うものとし、匿名であってはならない。委員会は、条約の締約国ではあるがこの議定書の締約国でないものに関するいかなる通報も受理してはならない。

〔第4条〕

1. 委員会は、利用し得るすべての国内的救済措置が尽くされたことを確認した場合を除き、通報を検討しない。ただし、かかる救済措置の適用が不当に引き延ばされたり、効果的な救済の見込みがない場合は、この限りでない。
2. 委員会は、次の場合、通報を受理することができないと宣言する。
 - (a) 同一の問題が委員会によってすでに審議されており、若しくは他の国際的調査又は解決手続きの下ですでに審議され又は審議中である。

- (b) 通報が条約の規定に抵触する場合
- (c) 通報が明らかに根拠を欠いており又は十分に立証されない。
- (d) 通報提出の権利の乱用である。
- (e) 通報の対象となった事実が、当該締約国について本議定書が発効する以前に発生している。ただし、かかる事実がこの期日以降も継続している場合は、この限りでない。

〔第5条〕

1. 通報が受理されてから理非の決定に到達するまでのいずれかの時点で、委員会は、該当する締約国に対し、通報の対象となった権利侵害の被害者に取り返しのつかない損害が及ぶ可能性を回避するために必要となり得る暫定的な措置を講ずるよう要請し、その緊急な検討を求めることができる。
2. 委員会による本条第1項に定める裁量権の行使は、該当する通報の受理可能性又は理非に関する決定を示唆するものではない。

〔第6条〕

1. 委員会が該当する締約国に対する照会を行わずに、通報が受理不可能と判断する場合を除き、かつ、通報の本人である個人又は集団が当該締約国に対するその身元の開示に同意していることを条件に、委員会は、この議定書に基づき提出された通報に関して、極秘に当該締約国の注意を喚起するものとする。
2. 通報を受理する締約国は、6箇月以内に、委員会に説明書又は声明書を提出し、事実関係及び当該締約国によってとられた救済措置がある場合には、これを明らかにする。

〔第7条〕

1. 委員会は、個人又は集団により、若しくはそれらに代わり、並びに関係締約国によって提出されたあらゆる情報に照らして、この議定書に基づき受理した通報を検討するものとするが、この場合、この情報が当事者に伝達されていることを条件とする。
2. 委員会は、この議定書に基づく通報を検討する際には、非公開の会合を開くものとする。
3. 委員会は、通報を検討した後、通報に関する意見を、勧告があればこれと共に当事者に送付する。
4. 当該締約国は、委員会の意見をもしあればその勧告と共に十分に検討した上で、6箇月以内に、委員会に委員会の意見及び勧告に照らしてとられたいかなる行動に関する情報も含め、回答書を提出するものとする。
5. 委員会は、当該締約国に対し、同国がその意見又はもしあれば勧告に応じて講じたいかなる措置に関しても更に情報を提出するよう促すことができるが、委員会が適切と判断する場合、かかる情報は、条約第18条に基づき当該国が後に作成する報告書に含めることができる。

〔第8条〕

1. 委員会は、締約国による条約に定める権利の重大又は組織的な侵害を示唆する信頼できる情報を受理した場合には、当該締約国に対し、情報の検討における協力及び、この目的のために関係情報に関する見解の提出を促す。
2. 委員会は、当該締約国から提出された見解及びその他の信頼できる情報があれば、これらを考慮した上で、調査を実施し、委員会に緊急の報告を行うよう1人又は複数の委員を指名することができる。十分な根拠及び当該締約国の同意がある場合、調

査に同国領域への訪問を含めることができる。

3. かかる調査の結果を検討した上で、委員会は、何らかの註釈及び勧告があればこれを添えて、これらの調査結果を当該締約国に送付する。
4. 当該締約国は、委員会が送付した調査結果、註釈及び勧告の受理から6箇月以内に、その見解を委員会に提出する。
5. かかる調査は極秘に行うものとし、手続きのあらゆる段階において、当該締約国の協力が求められる。

〔第9条〕

1. 委員会は、関係締約国に対し、この議定書第8条に基づき行われた調査を受けて講じられたいかなる措置も、条約第18条に基づく報告書に含めるよう促すことができる。
2. 委員会は、必要に応じ、第8条4項にある6箇月の期間の満了後も、当該締約国に対し、かかる調査に応じて講じられた措置について通知するよう促すことができる。

〔第10条〕

1. 各締約国は、この議定書の署名又は批准、若しくはこれへの加入の際に、第8条及び第9条に定める委員会の権限を認めない旨宣言することができる。
2. 本条1項に基づく宣言を行った締約国は、事務総長に対する通告により、いつでもこの宣言を撤回することができる。

〔第11条〕

締約国は、その管轄下にある者が、この議定書に従って委員会へ通報を行った結果として、虐待あるいは脅迫を受けないよう、あらゆる適切な措置を講ずる。

〔第12条〕

委員会は、条約第21条に基づくその年次報告の中に、この議定書に基づくその活動の概要を含める。

〔第13条〕

各締約国は、条約及びこの議定書を公表し、及び広く周知させ、並びに特に当該締約国が関係する事案についての委員会の見解及び勧告に関する情報へのアクセスを容易にすることを約束する。

〔第14条〕

委員会は、自らの手続規則を定め、この議定書によって与えられた権限を行使する際には、これに従う。

〔第15条〕

1. この議定書は、条約に署名し、これを批准又はこれに加入した国による署名のために開放しておく。
2. この議定書は、条約の批准国及び加入国による批准に付されるものとする。批准書の寄託先は国際連合事務総長とする。
3. この議定書には、条約を批准、又はこれに加入した国のために開放しておく。
4. 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって効力を生ずる。

〔第16条〕

1. この議定書は、国際連合事務総長に10番目の批准書又は加入書が寄託された日から3箇月後に効力を生ずる。
2. この議定書の発効後に批准又は加入を行う各国について、この

議定書は、自国の批准書又は加入書の寄託の日から3箇月後に効力を生ずる。

〔第17条〕

この議定書に対しては、いかなる留保も認められない。

〔第18条〕

1. いずれの締約国も、この議定書に対する修正を提案し、これを国際連合事務総長に提出することができる。事務総長は、これを受け、いかなる修正案も締約国に通報するとともに、当該修正案に関する討議および票決を目的とした締約国会議の開催を望むか否かを同人に通知するよう要請する。締約国の3分の1以上がかかる会議を望む場合には、事務総長は、国際連合の主催によりこの会議を招集する。会議に出席し、かつ、投票する締約国の過半数によって採択されたいかなる修正案も国際連合総会に提出され、その承認を受ける。
2. 修正条項は、国際連合総会によって承認され、かつ、この議定書の締約国の3分の2により、各国の憲法に定める過程を経て受け入れられた時点で、効力を生ずる。
3. 修正条項は、その発効の時点で、これを受け入れた締約国に対して拘束力を有するが、その他の締約国については、この議定書の規定及び以前に受け入れた修正条項があればその修正条項が引き続き拘束力を有する。

〔第19条〕

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この議定書を破棄することができる。破棄は、同事務総長が通告を受領した日から6箇月後に効力を生ずる。
2. 第2条に基づき提出された通報、又は破棄の発効期日以前に第8条に基づき開始された調査がある場合、破棄はこれらに対するこの議定書の条項の適用の継続を妨げない。

〔第20条〕

国際連合事務総長は、次の事項をすべての加盟国に対し通知する。

- (a) この議定書の規定による署名、批准及び加入、
- (b) この議定書の発効の日及び第18条の規定による修正条項がある場合には、その発効の日、
- (c) 第19条の規定による破棄。

〔第21条〕

1. この議定書は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正本とし、国際連合の公式記録保管所に寄託される。
2. 国際連合事務総長は、この議定書の認証謄本を条約第25条にあるすべての国に送付する。

☐ 女性差別撤廃条約 条約機関の一般的勧告 出典：内閣府 HP（第1号～第30号まで）
http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/index.html

女性差別撤廃条約 条約機関の一般的勧告

- 第1号 （第5回会期・1986年）
- 第2号 （第6回会期・1987年）
- 第3号 （第6回会期・1987年）
- 第4号 （第6回会期・1987年）
- 第5号 暫定的な特別措置（第7回会期・1988年）
- 第6号 効果的な国内本部機構と広報（第7回会期・1988年）
- 第7号 財務的措置（第7回会期・1988年）
- 第8号 条約第8条の実施（第7回会期・1988年）
- 第9号 女性の状況に関する統計データ（第8回会期・1989年）
- 第10号 女子差別撤廃条約採択10周年（第8回会期・1989年）
- 第11号 報告義務のための技術助言サービス（第8回会期・1989年）
- 第12号 女性に対する暴力（第8回会期・1989年）
- 第13号 同一価値労働に対する同一報酬（第8回会期・1989年）
- 第14号 女性性器の切除（第9回会期・1990年）
- 第15号 後天性免疫不全症候群(AIDS)の予防と抑制のための国内戦略における女性差別の回避（第9回会期・1990年）
- 第16号 農村及び都市の家族会社における無償女性労働者（第10回会期・1991年）
- 第17号 女性の家庭内の無償活動の測定と数量化及び国民総生産におけるその承認（第10回会期・1991年）
- 第18号 女性障害者（第10回会期・1991年）
- 第19号 女性に対する暴力（第11回会期・1992年）
- 第20号 条約に対する留保（第11回会期・1992年）
- 第21号 婚姻及び家族関係における平等（第13回会期・1994年）
- 第22号 条約第20条の改正（第14回会期・1995年）
- 第23号 （第16回会期・1997年）
- 第24号 （第20回会期・1999年）
- 第25号 第4条1項暫定的特別措置（第30回会期・2004年）
- 第26号 女性移住労働者（2008年、第42回会期）
- 第27号 女性高齢者とその人権確保（2010年、第47回会期）
- 第28号 女子差別撤廃条約第2条に基づく締約国の主要義務（2010年、第47回会期）
- 第29号 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第16条に関する一般勧告婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響（2013年、第54会期）
- 第30号 紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性（2013年、第56会期）
- 第31号 有害な慣行に関する子どもの権利（2014年、第59会期、子どもの権利委員会と共同）
- 第32号 難民の地位、庇護申請のジェンダー関連局面、女性の国籍、無国籍（2014年、第59会期）
- 第33号 女性の司法制度の利用（2015年、第61会期）
- 第34号 農山漁村の女性の権利（2016年、第63会期）

国連女性差別撤廃委員会
総括所見の活かし方と今後の課題
～第7回及び第8回報告書審査を踏まえて

発行日 2017年4月
発行者 日本弁護士連合会
東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL 03-3580-9841(代)
URL <http://www.nichibenren.or.jp/>